

長浜市都市計画マスタープラン
立地適正化計画 資料編

令和7年 10 月

目次

1 長浜市の現況	1
(1) 概況	1
(2) 人口・世帯数.....	4
(3) 産業.....	16
(4) 土地利用.....	28
(5) 市街化の動向	31
(6) 都市施設.....	38
(7) 都市景観.....	47
(8) 都市機能.....	49
(9) 土地利用規制等.....	57
(10) 災害リスク.....	60
(11) 財政.....	71
2 上位計画・関連計画	74
(1) 滋賀県都市計画基本方針.....	75
(2) 彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針.....	76
(3) 長浜北部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針.....	78
(4) 長浜市総合計画 基本構想.....	80
(5) 長浜市国土利用計画.....	82
(6) 長浜市みどりの基本計画.....	84
(7) 長浜市道づくり計画.....	86
(8) 長浜市歴史的風致維持向上計画(第2期).....	88
(9) 長浜市産業振興ビジョン.....	89
(10) 長浜市産業振興ビジョン.....	90
(11) 長浜市地域防災計画	91
(12) 田村駅周辺整備基本計画.....	93
(13) 南長浜まちづくりビジョン for 2050.....	93
(14) 長浜市地域交通計画.....	94
(15) 湖の辺のまち 長浜未来ビジョン	94
3 アンケート調査結果	
(1) 市民アンケート調査.....	95
(2) 中高生アンケート調査	111
4 市民意見への対応	125

1. 現況整理

(1) 概況

① 自然的条件

1) 地形

本市の地形は、市域中央部を流れる姉川、高時川及び余呉川により形成された低地と市域東部、東北部及び北部の山地部に大きく分かります。

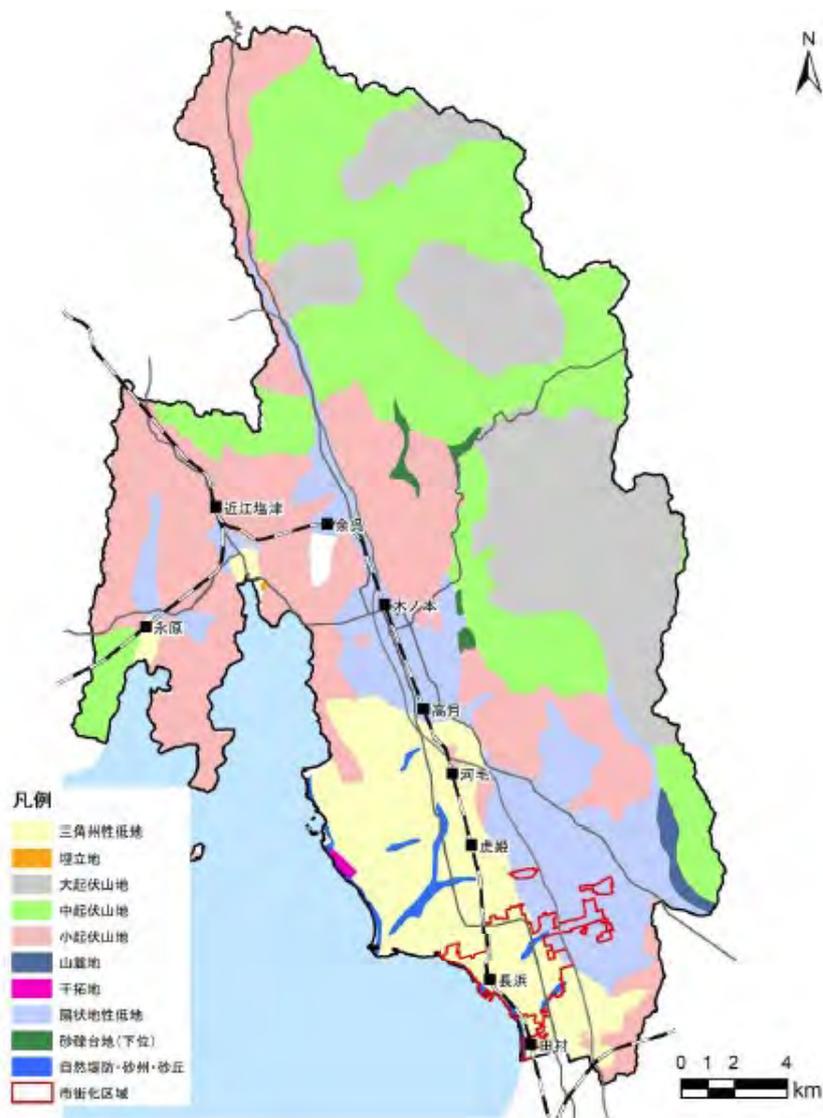
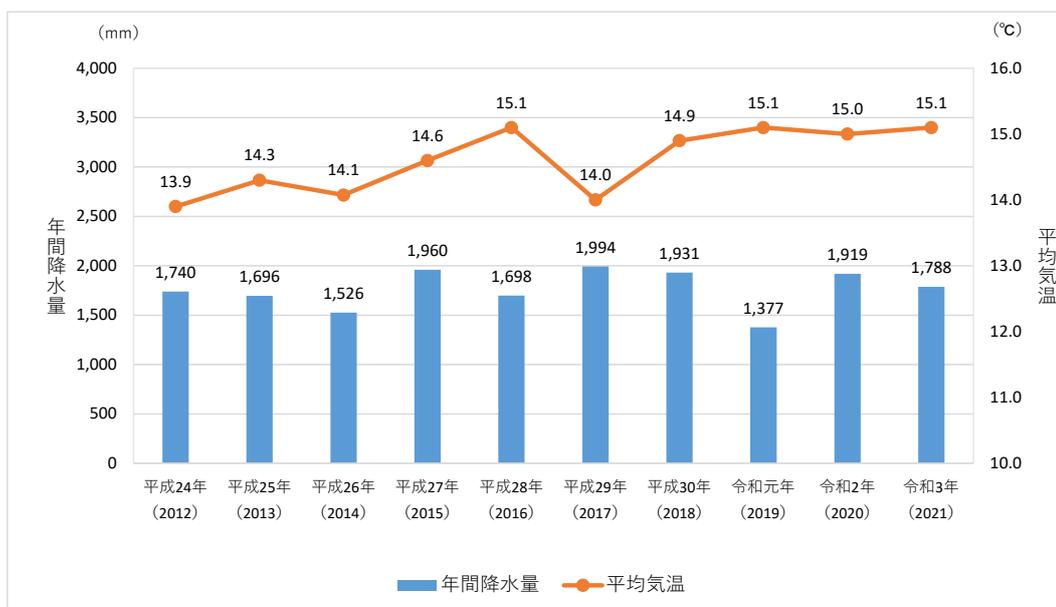


図 地形区分

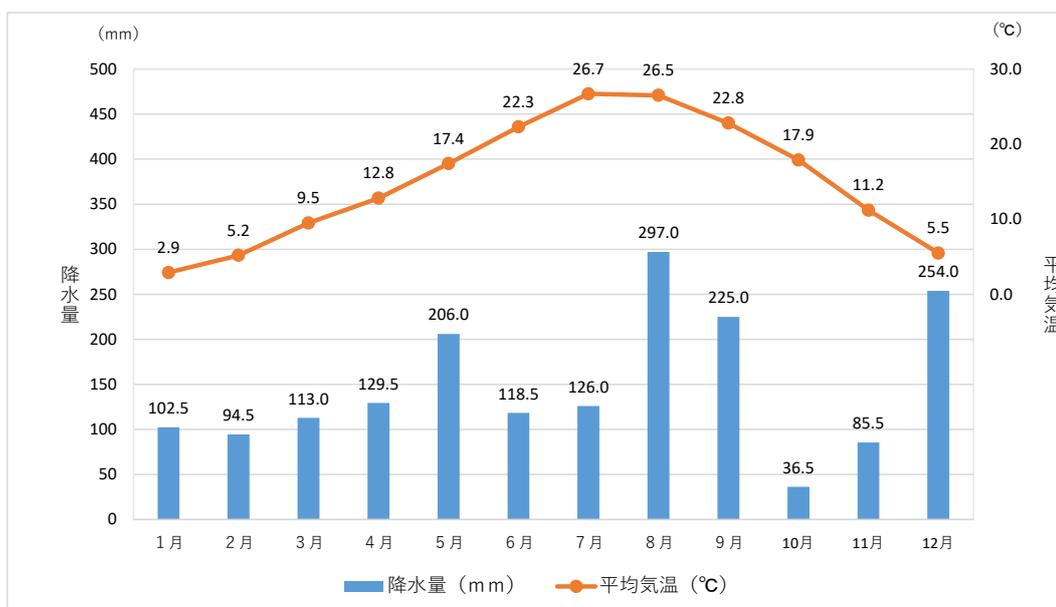
出典：土地分類基本調査

2) 気候

年別平均気温・降水量をみると、年平均気温は14～15℃程度、年間降水量は1,400～2,000mm程度となっています。月別平均気温・降水量をみると、春から秋にかけては温和で過ごしやすい気温となっている一方、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、降雪量が多くなっています。



出典：彦根地方気象台「滋賀県の気象（年報）」（平成24年（2012年）～令和3年（2021年））
図 年別平均気温・降水量



出典：彦根地方気象台「滋賀県の気象（年報）」（令和3年（2021年））
図 月別平均気温・降水量

② 歴史・文化的条件

1) 文化財

文化財件数をみると、合計で 488 件となっています。その内訳は、有形文化財が 389 件、民俗文化財が 36 件、記念物が 58 件、選定が 5 件となっています。国指定は 130 件、県指定は 92 件、市指定は 248 件となっています。

指定文化財の数では大津市に次ぐ県内 2 位の件数となっています。

表 文化財件数

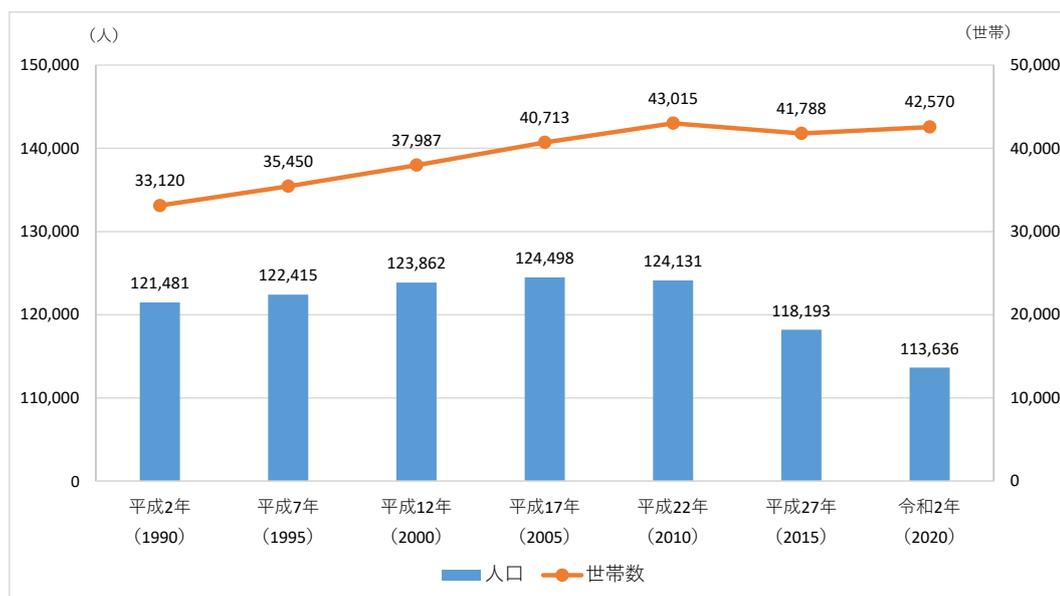
		国指定			県指定	市指定	計
		国宝（特別）	重要文化財	登録文化財			
有形文化財	建造物	2	11	38	8	16	75
	絵画	-	8	-	5	29	42
	彫刻	1	46	-	16	60	123
	工芸品	1	14	-	15	25	55
	書跡等	2	5	-	17	46	70
	考古資料	-	1	-	-	9	10
	歴史資料	-	2	-	-	12	14
	(小計)	6	87	38	61	197	389
文化財 無形	指定	-	-	-	-	-	0
	選択	-	-	-	-	-	0
	(小計)	0	0	0	0	0	0
文化財 民俗	有形	-	-	-	1	12	13
	無形	-	1	-	2	8	11
	選択	-	1	-	11	-	12
	(小計)	0	2	0	14	20	36
記念物	史跡	-	4	-	11	18	33
	名勝	-	3	-	5	4	12
	史跡名勝	-	1	-	-	-	1
	天然記念物	-	-	-	2	10	12
	(小計)	0	8	0	18	32	58
選定	文化的景観	-	1	-	-	-	1
	伝統的建造物群	-	-	-	-	-	0
	選定保存技術	-	2	-	2	-	4
	(小計)	0	3	0	2	0	5
合計		6	100	38	95	249	488

出典：長浜市 HP(<https://www.city.nagahama.lg.jp/cmsfiles/contents/0000014/14176/suhyo.pdf>)
(令和 7 年 9 月 24 日時点)

(2) 人口・世帯数

① 人口・世帯数の推移

人口・世帯数の推移をみると、人口は平成17年（2005年）に124,498人でピークを迎えたあと減少し、令和2年（2020年）には113,636人とピーク時よりも約10%減少しています。世帯数は平成2年（1990年）には33,120世帯でしたが、緩やかに増加し、平成22年（2010年）に43,015世帯となりました。その後はほぼ横ばいで推移しています。

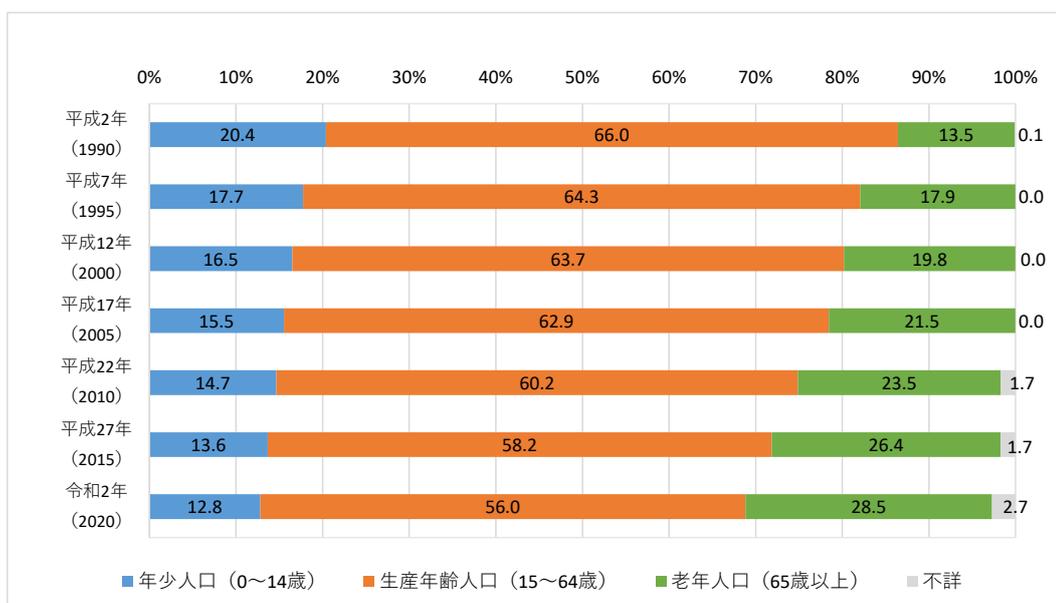


出典：国勢調査（平成2年（1990年）～令和2年（2020年））

図 人口・世帯数の推移

② 人口構成

年齢3区分別人口割合の推移について、平成2年（1990年）と令和2年（2020年）を比較すると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方で、老年人口（65歳以上）は大幅に増加し、少子高齢化が進展しています。令和2年（2020年）においては、年少人口が12.8%、生産年齢人口が56.0%、老年人口が28.5%で、老年人口が約3割を占めています。

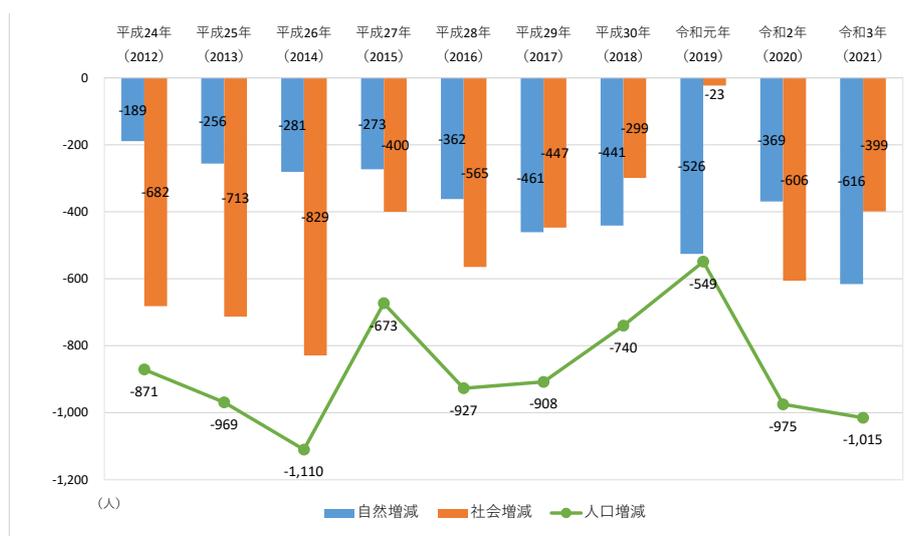


出典：国勢調査（平成2年（1990年）～令和2年（2020年））
図 年齢3区分別人口割合の推移

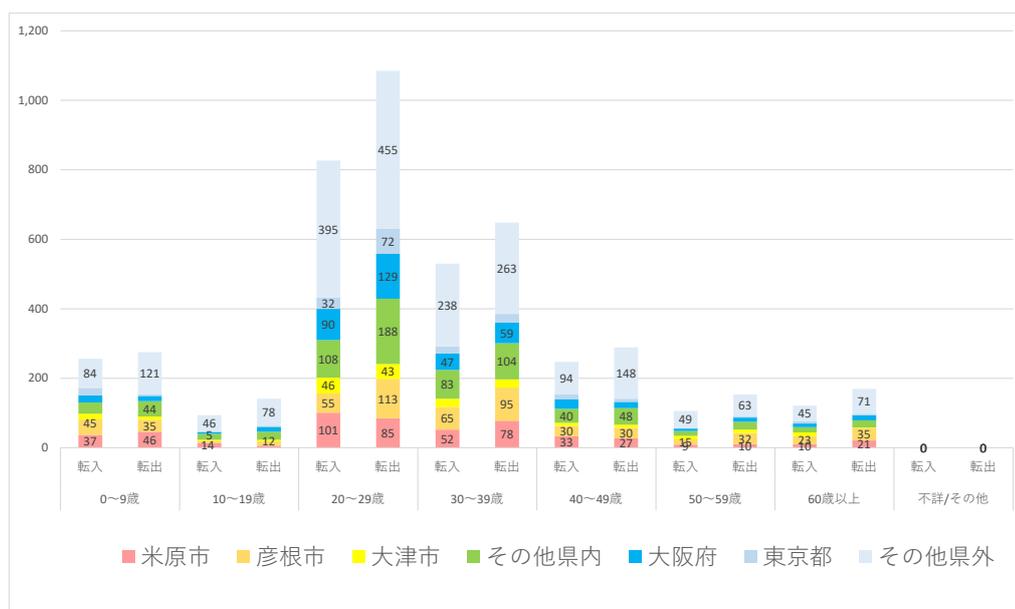
③ 自然増減・社会増減

人口増減・社会増減の推移をみると、過去 10 年間に於いて、人口増減・社会増減ともに、減少となっています。令和 3 年（2021 年）には、-1,015 人となっており、過去 7 年間で最大の減少となっています。

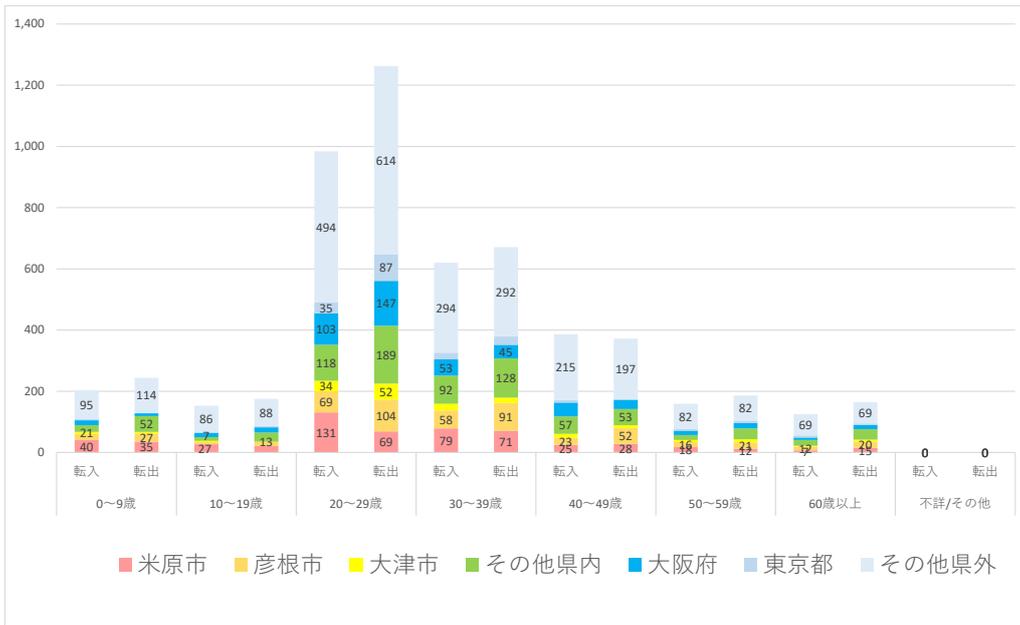
年齢別の転入・転出の状況をみると、転出・転入ともに、20～29 歳が最も多く、次いで 30～39 歳の転出・転入が多く、その他県外（大阪府、東京都を除く）への転出・転入が多くなっています。



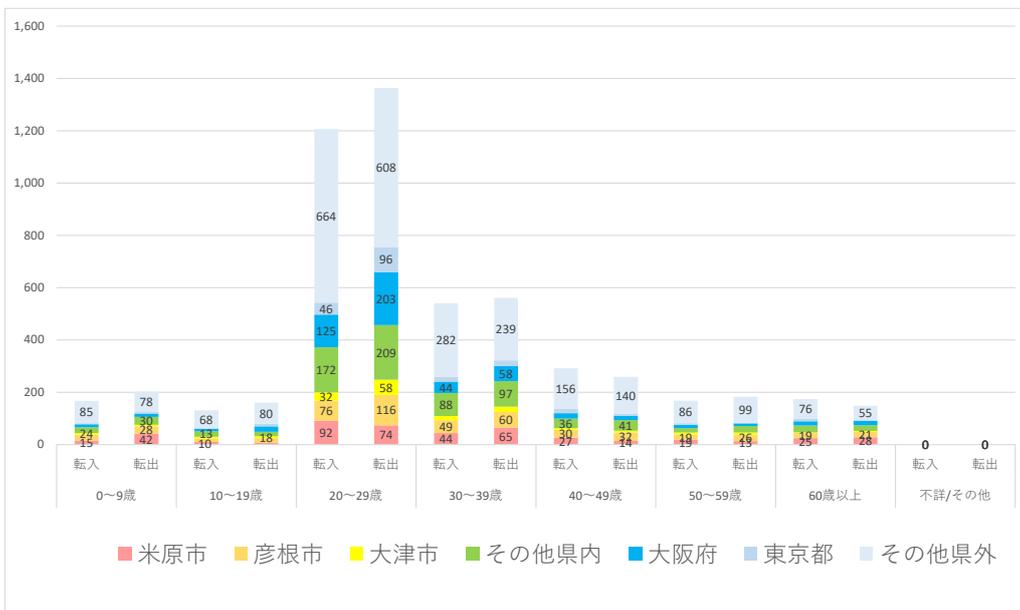
出典：滋賀県推計人口年報（平成 24 年（2012 年）～令和 3 年（2021 年））
 図 自然増減・社会増減の推移



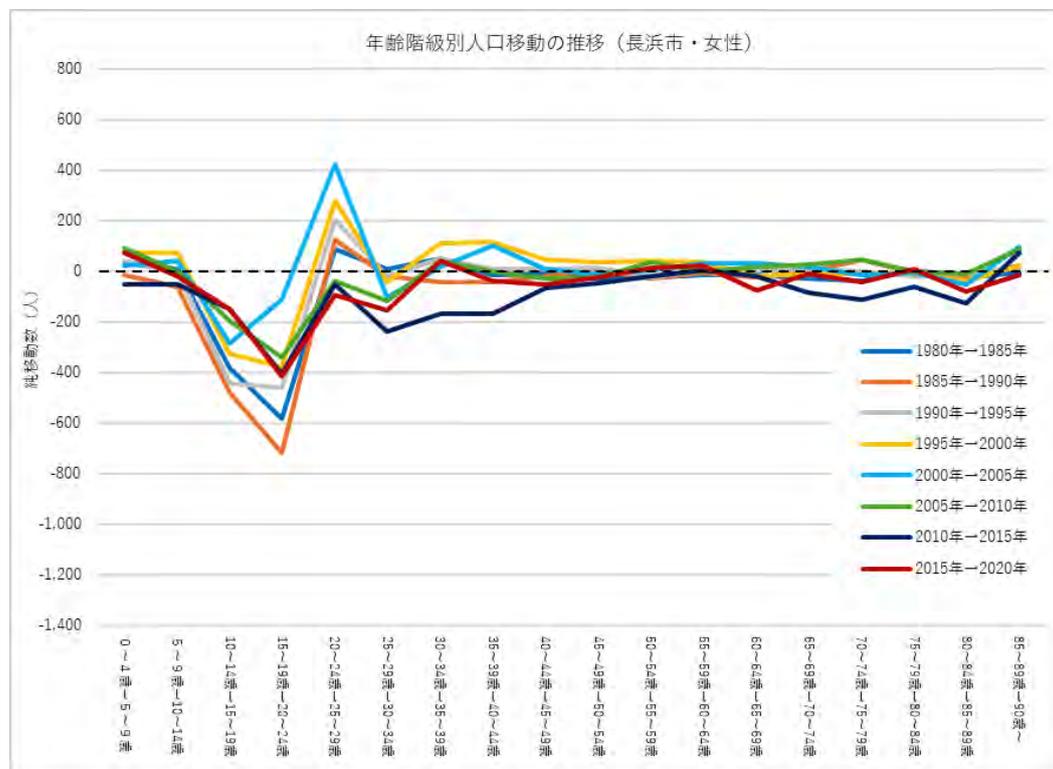
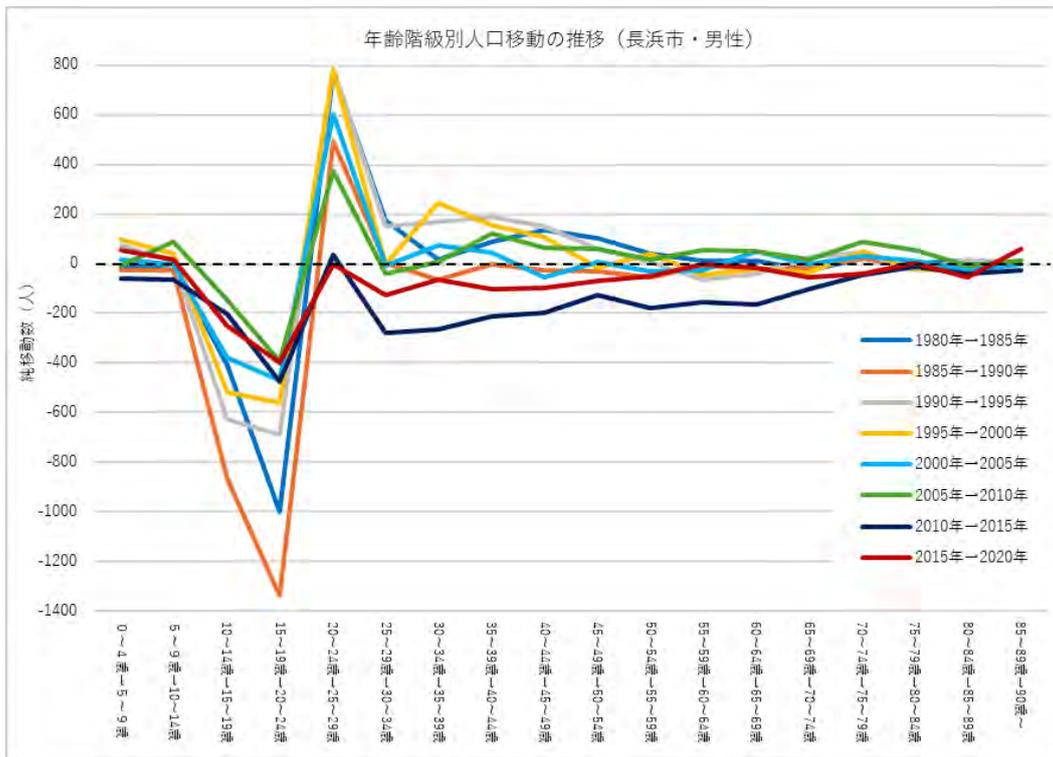
出典：住民基本台帳人口移動報告（平成 26 年（2014 年））
 図 年齢別転入・転出の状況



出典：住民基本台帳人口移動報告（平成30年（2018年））
 図 年齢別転入・転出の状況



出典：住民基本台帳人口移動報告（令和4年（2022年））
 図 年齢別転入・転出の状況



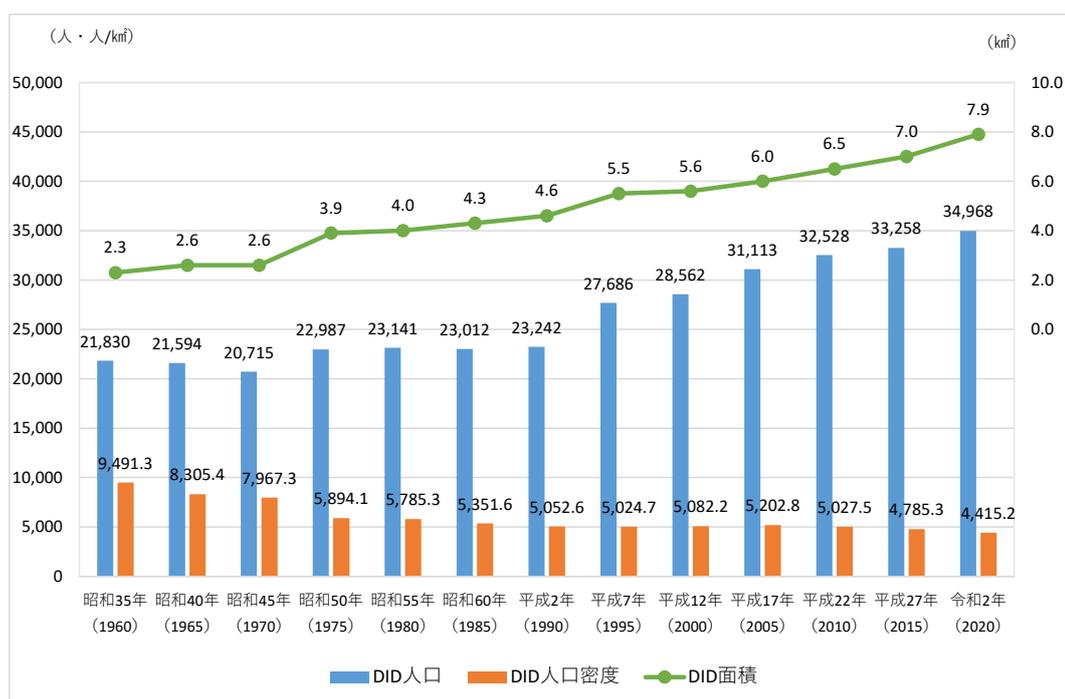
出典：人口ビジョン

図 年齢階級別人口移動の推移

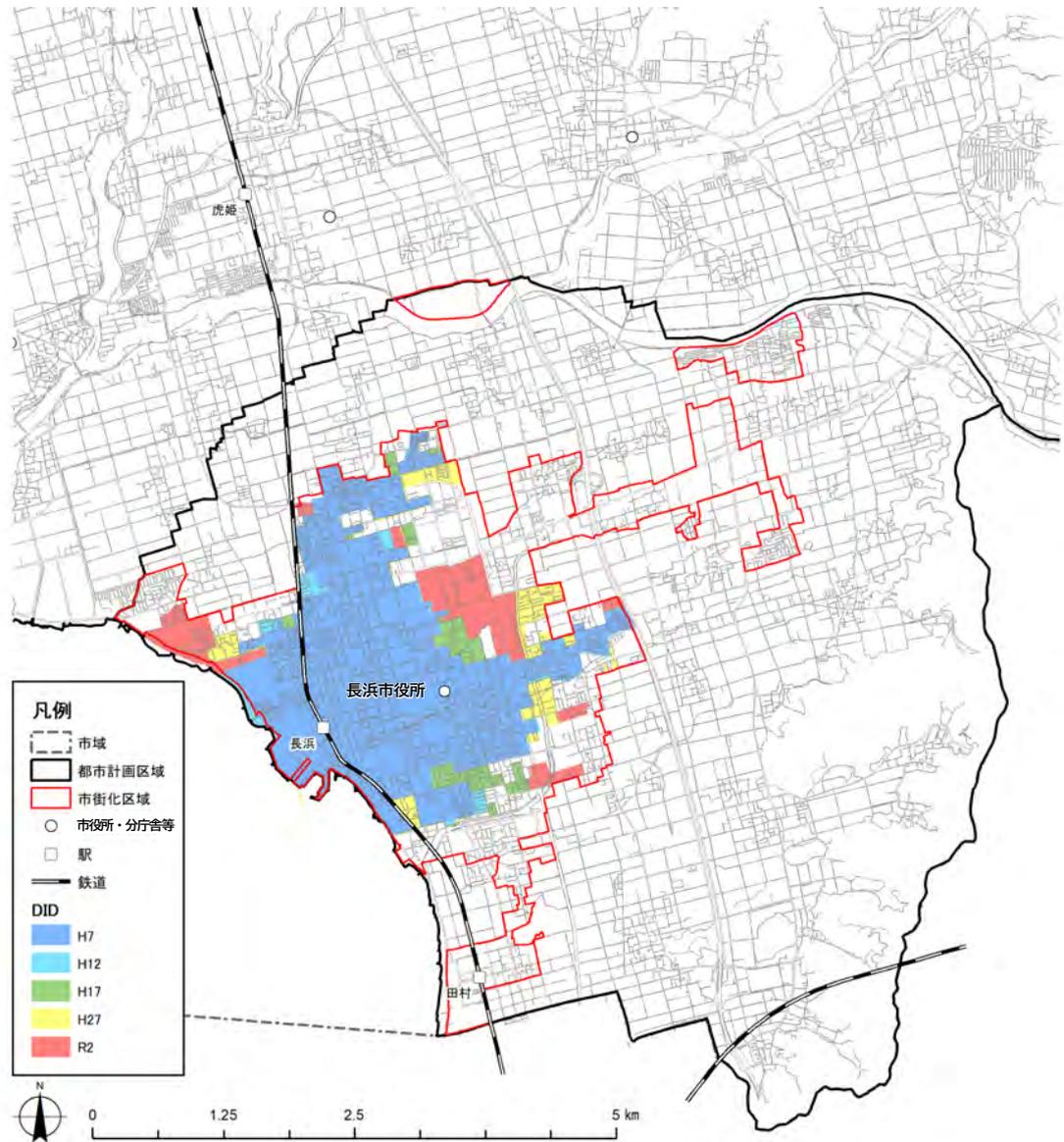
④ 人口集中地区の変遷

人口集中地区の推移について、昭和35年（1960年）と令和2年（2020年）を比較すると、面積は約3.5倍に広がり、人口は約1.5倍に増加し、人口密度は9,491.3人/km²から4,415.2人/km²に減少しています。

人口集中地区の変遷図をみると、人口集中地区は、平成7年（1995年）時点では、長浜駅や長浜市役所を中心に南北に延びていましたが、令和2年（2020年）時点では、長浜駅の北西や長浜市役所の北東など東西にも伸びています。



出典：国勢調査（昭和35年（1960年）～令和2年（2020年））
 図 人口集中地区の推移

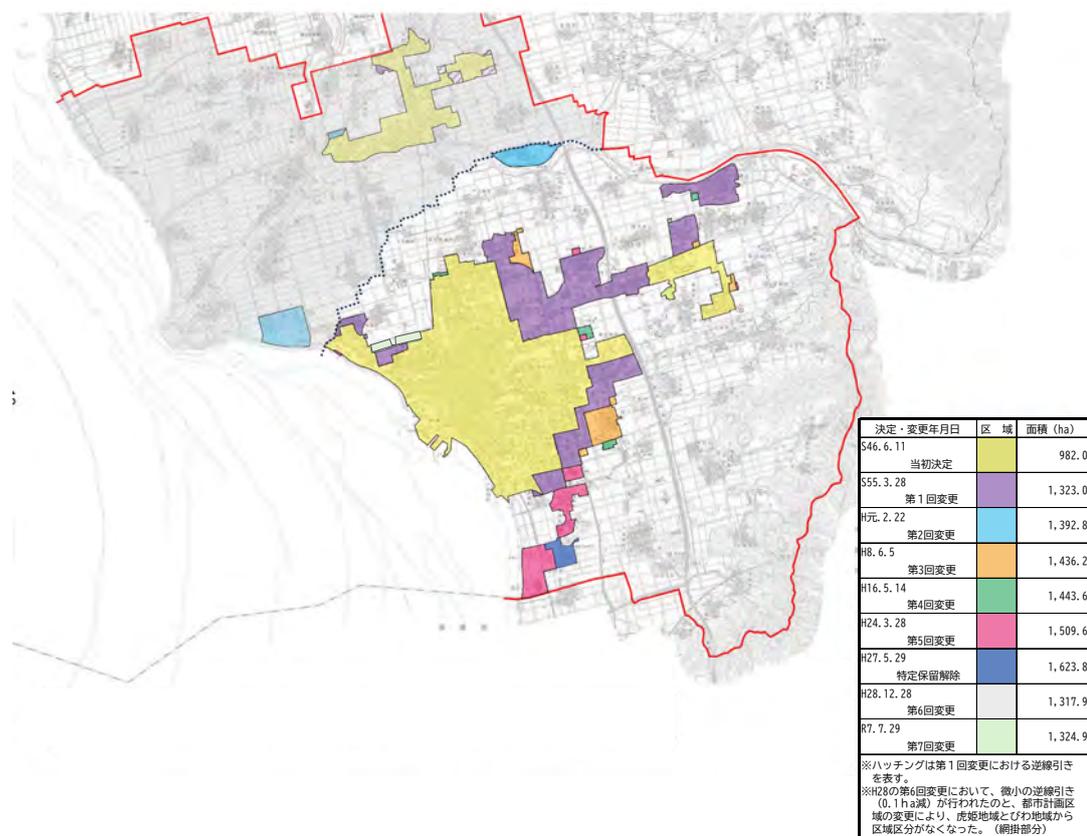


出典：国勢調査（平成7年（1995年）～令和2年（2020年））
 図 人口集中地区の変遷図

⑤ 市街化区域の変遷

市街化区域の変遷図をみると、市街化区域の当初決定（S46.6.11）では、長浜駅や長浜市役所周辺が主となっていましたが、第1回変更（S55.3.28）以降は市街化区域が東側に拡大していきました。第5回変更（H24.3.28）では、市街化区域の南側である田村駅周辺が加わり、東西だけでなく、南北に市街化区域が伸びています。

なお、令和7年7月には、第7回変更により祇園地区の市街化編入に伴い、市街化区域面積は1,324.9haとなっています。

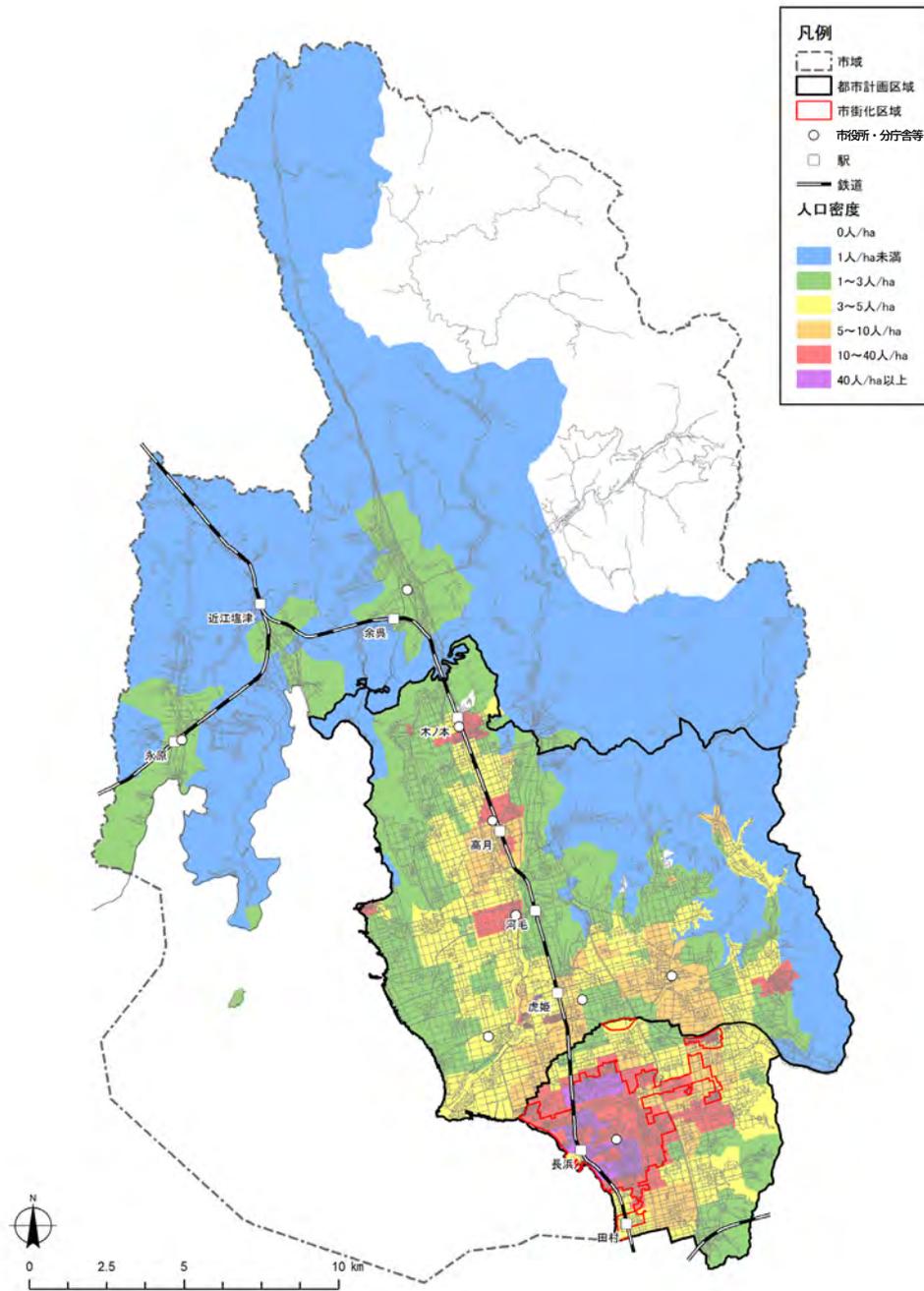


出典：市提供資料

図 市街化区域の変遷図

⑥ 人口分布

小地域別人口密度分布図をみると、市街化区域内では人口密度が10人/ha以上の地区が多く占めています。また、市街化区域外でも市街化区域の周辺部や駅、分庁舎等周辺で10~40人/haとなっている地区があり、市街化区域外にも比較的人口が多い地区が存在しています。



出典：国勢調査（令和2年（2020年））

図 小地域別人口密度分布図

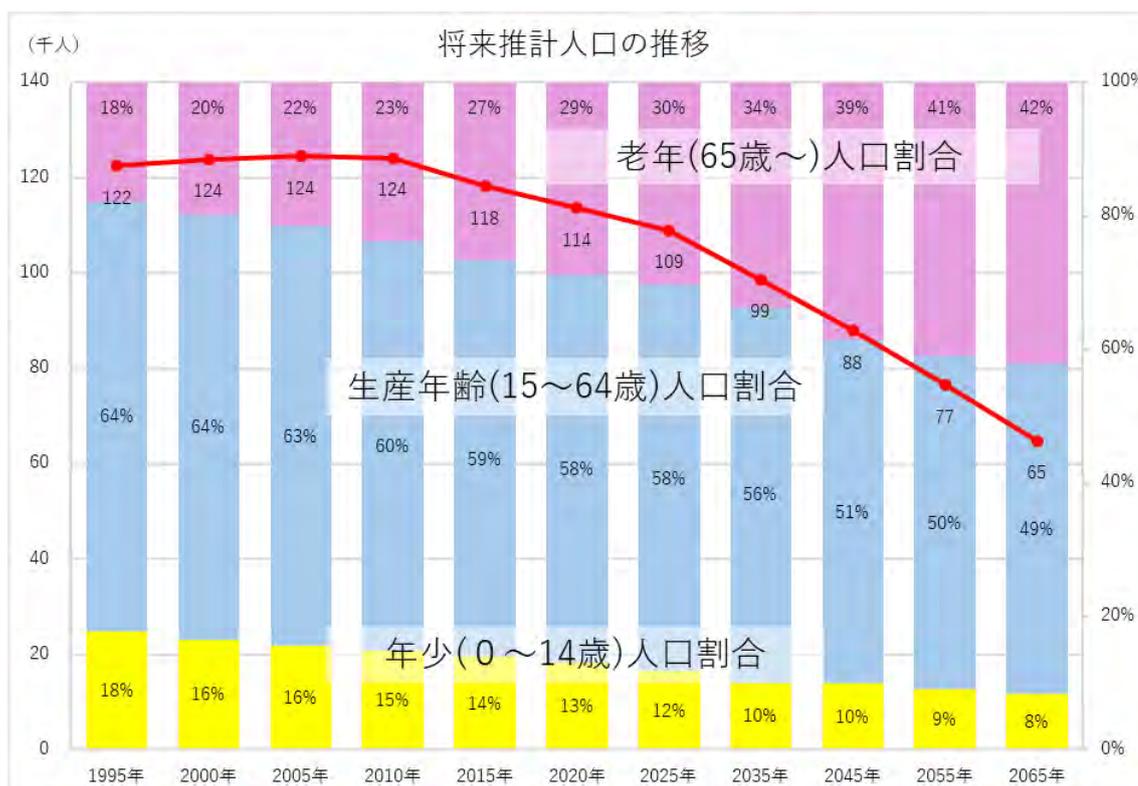
⑦ 将来人口

将来人口の推移をみると、令和2年（2020年）の人口は113,636人でしたが、それ以降緩やかに人口が減少し、令和27年（2045年）の人口は87,850人となり、令和47年（2065年）には64,806人となります。

15～64歳の人口割合は、増加傾向にあったものの、2000（H12）年の64%をピークに減少に転じました。「社会減」と「自然減」が相まって進むことから、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045（R27）年には51%、2065（R47）年には49%になると推計されています。

0～14歳の人口割合は、2045（R27）年には10%、2065（R47）年には8%と推計されています。

65歳以上人口は一貫して増加傾向にあり、今後もその傾向が続きますが、2045（R27）年の人口割合39%から横ばいに転じ、2055（R37）年には41%、2065（R47）年には42%となります。

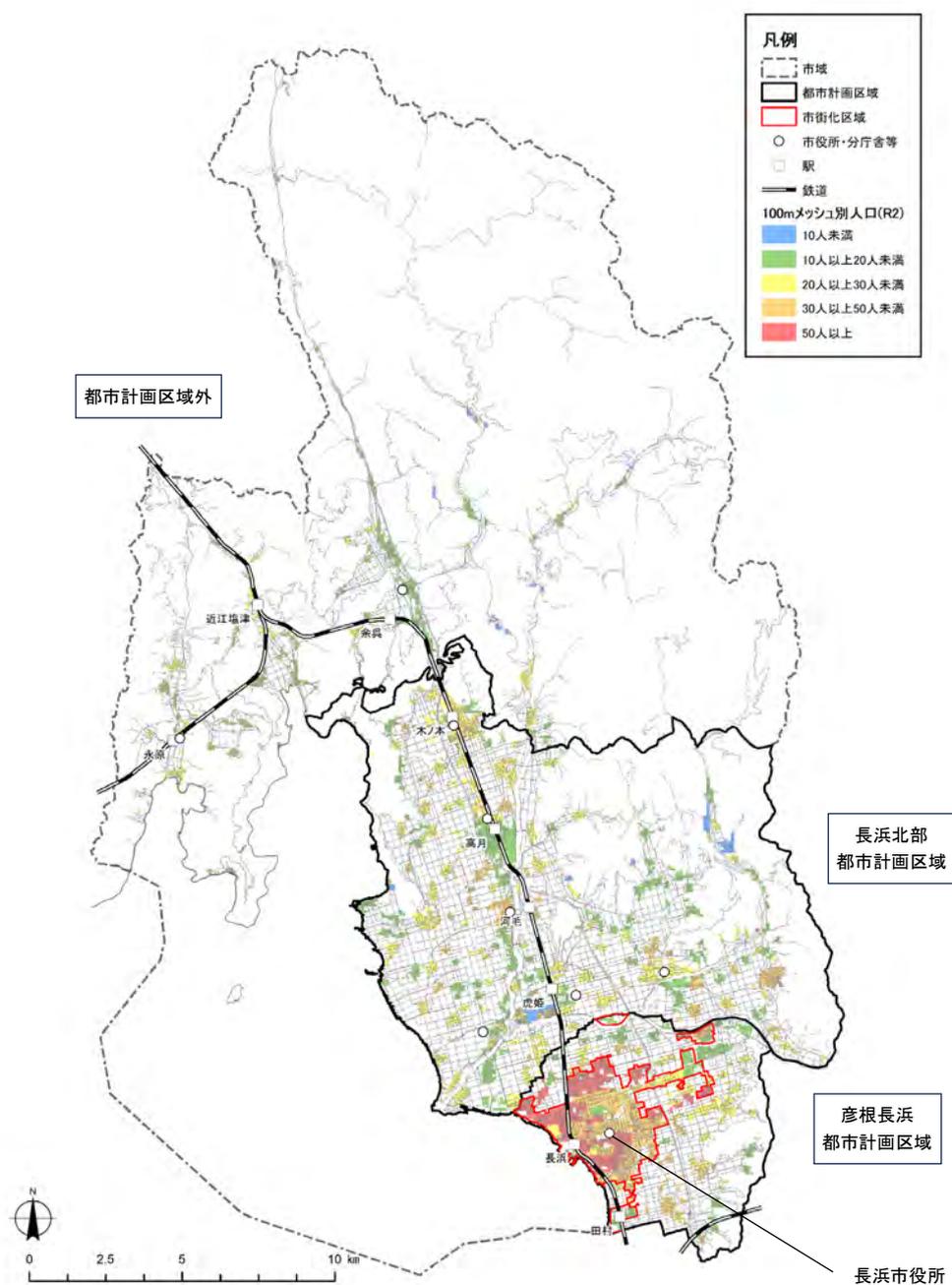


出典：長浜市人口ビジョン

図 将来人口の推移

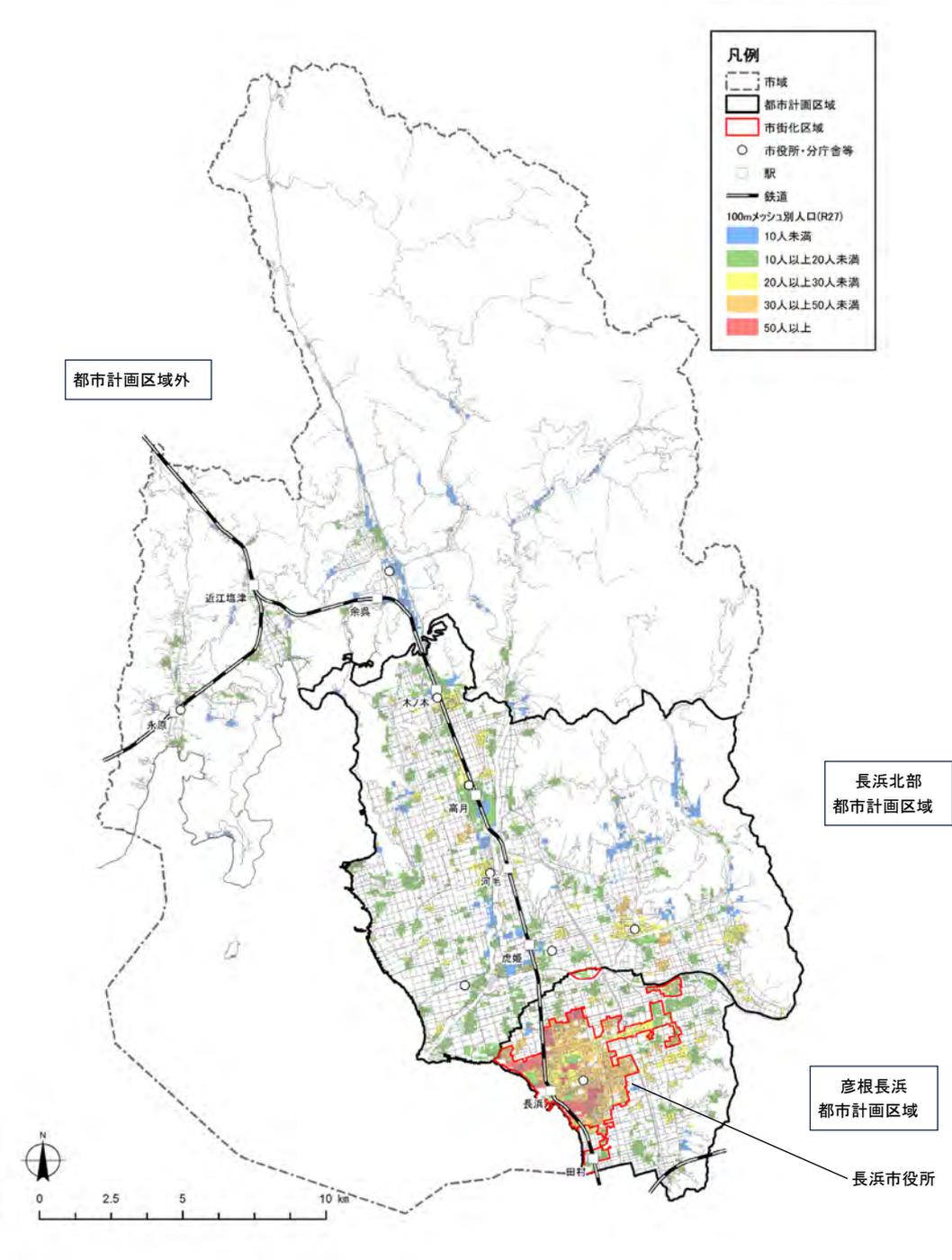
2) 人口分布

100mメッシュ別人口分布図(R2)をみると、市街化区域内の長浜駅や長浜市役所の南部、市街化区域縁辺部で人口が50人以上となっているところがあります。また、長浜北部都市計画区域では、人口が50人未満となっています。都市計画区域外には人口が50人以上となっているところはありません。



出典：国勢調査（令和2年（2020年））・国土数値情報（令和3年度（2021年度））
図 100mメッシュ別人口分布図（R2）

100mメッシュ別人口分布図（R27）をみると、市街化区域内やその縁辺部で人口が50人以上となっているところがありますが、その他、長浜北部都市計画区域や都市計画区域外では、人口が50人以上となっているところはありません。



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」
 図 100mメッシュ別人口分布図（R27）

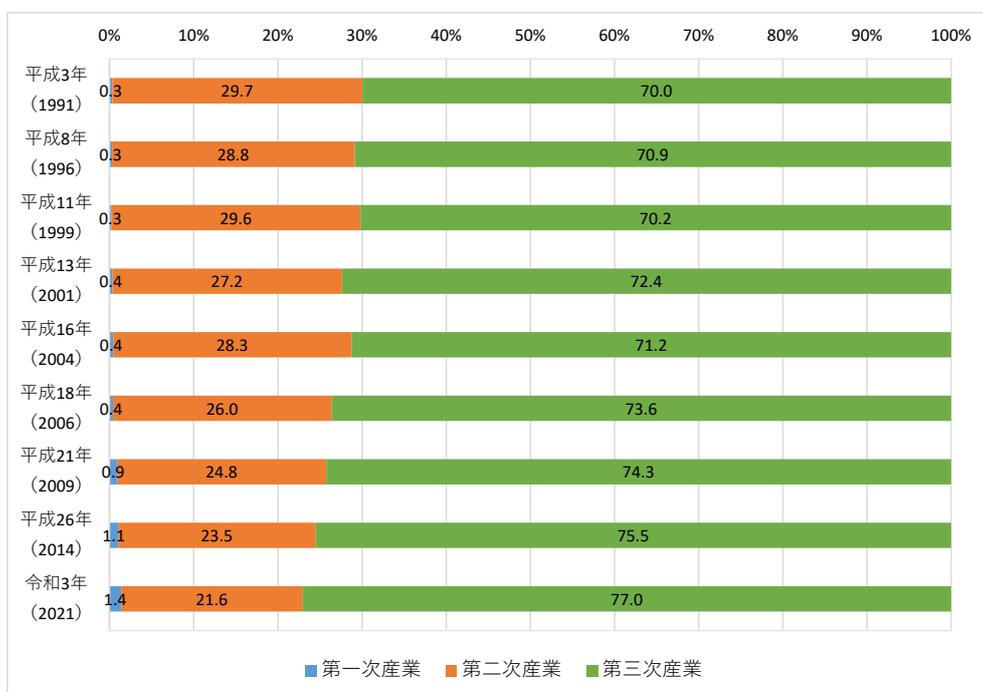
(3) 産業

① 事業所・従業者

産業3区分別事業所数の割合の推移をみると、平成3年（1991年）と令和3年（2021年）を比較して、第一次産業は約1%の増加、第二次産業は約8%の減少、第三次産業は約7%の増加となっています。

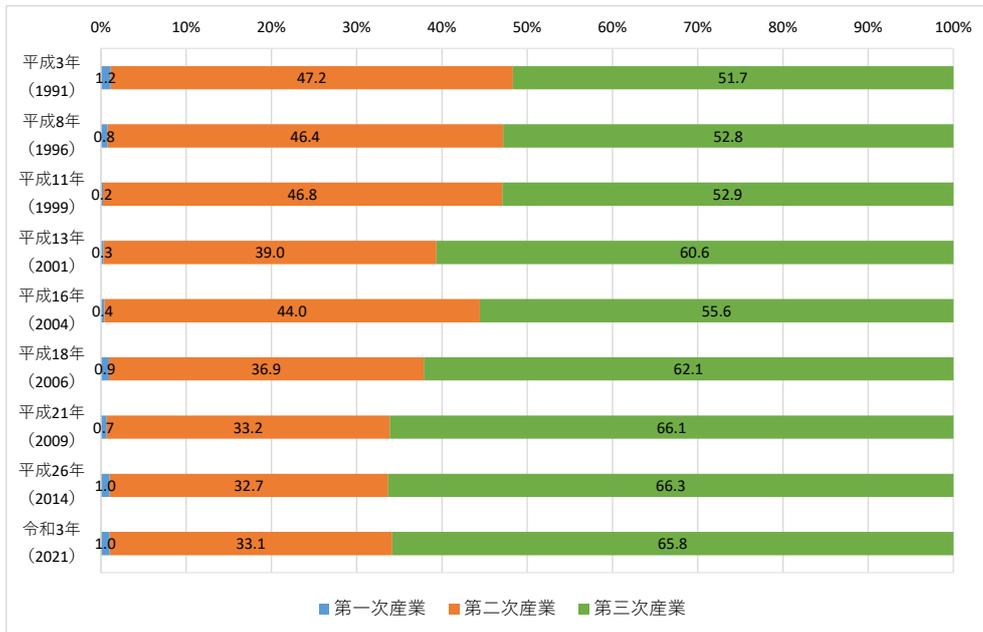
産業3区分別従業者数の割合の推移をみると、平成3年（1991年）と令和3年（2021年）を比較して、第一次産業は途中減少があるもののほぼ横ばい、第二次産業は約14%の減少、第三次産業は約14%の増加となっています。

第三次産業に関して、事業所数の増加割合に対して従業者数の増加割合が高くなっています。



出典 事業書統計調査（平成3年（1991年））、
事業所・企業統計調査（平成8年（1996年）～平成18年（2006年））、
経済センサス基礎調査（平成21年（2009年）、平成26年（2014年））、
経済センサス活動調査（令和3年（2021年））

図 産業3区分別事業所数の割合の推移



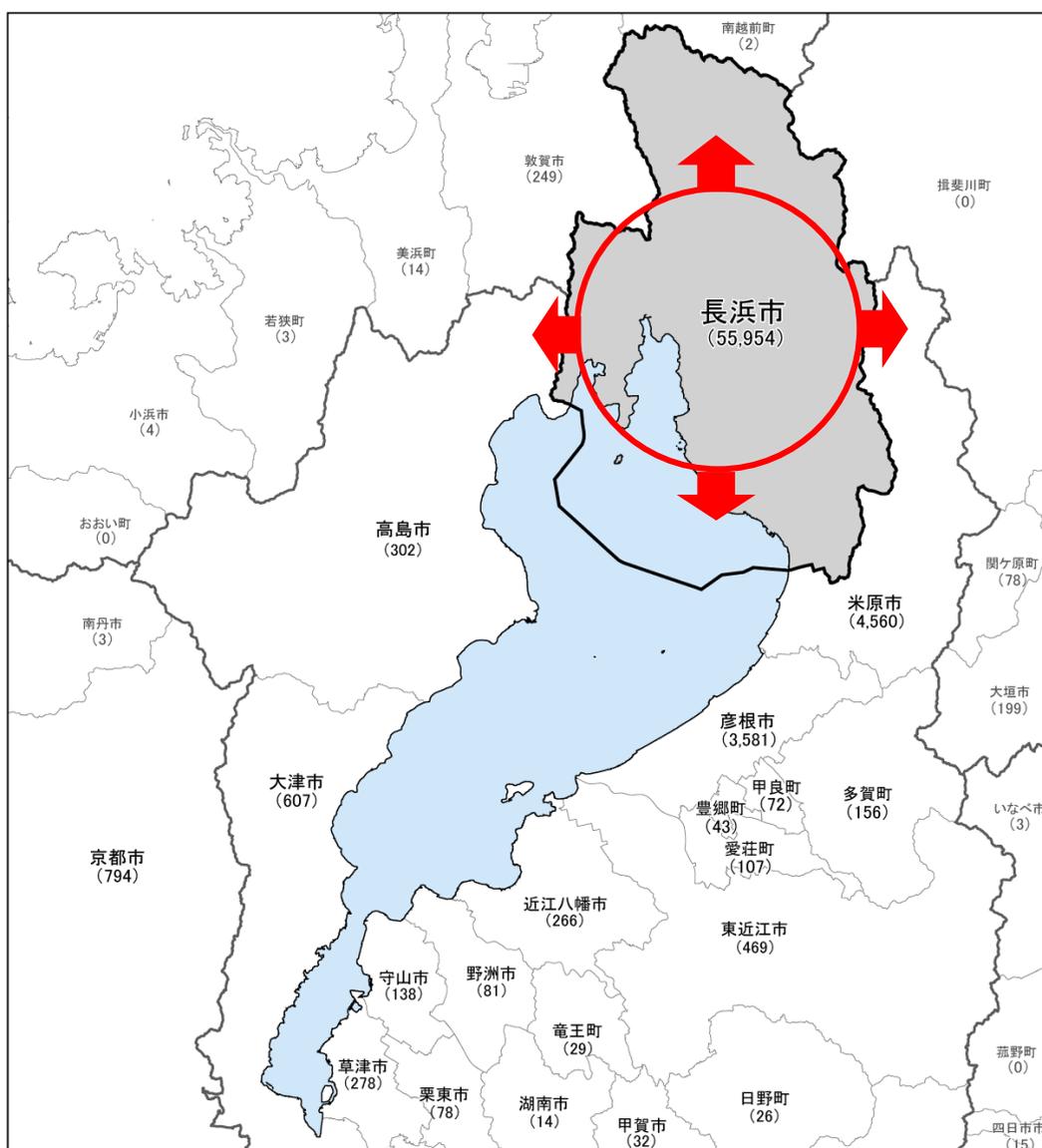
出典 事業書統計調査（平成3年（1991年））、
 事業所・企業統計調査（平成8年（1996年）～平成18年（2006年））、
 経済センサス基礎調査（平成21年（2009年）、平成26年（2014年））、
 経済センサス活動調査（令和3年（2021年））

図 産業3区分別従業者数の割合の推移

② 通勤・通学の状況

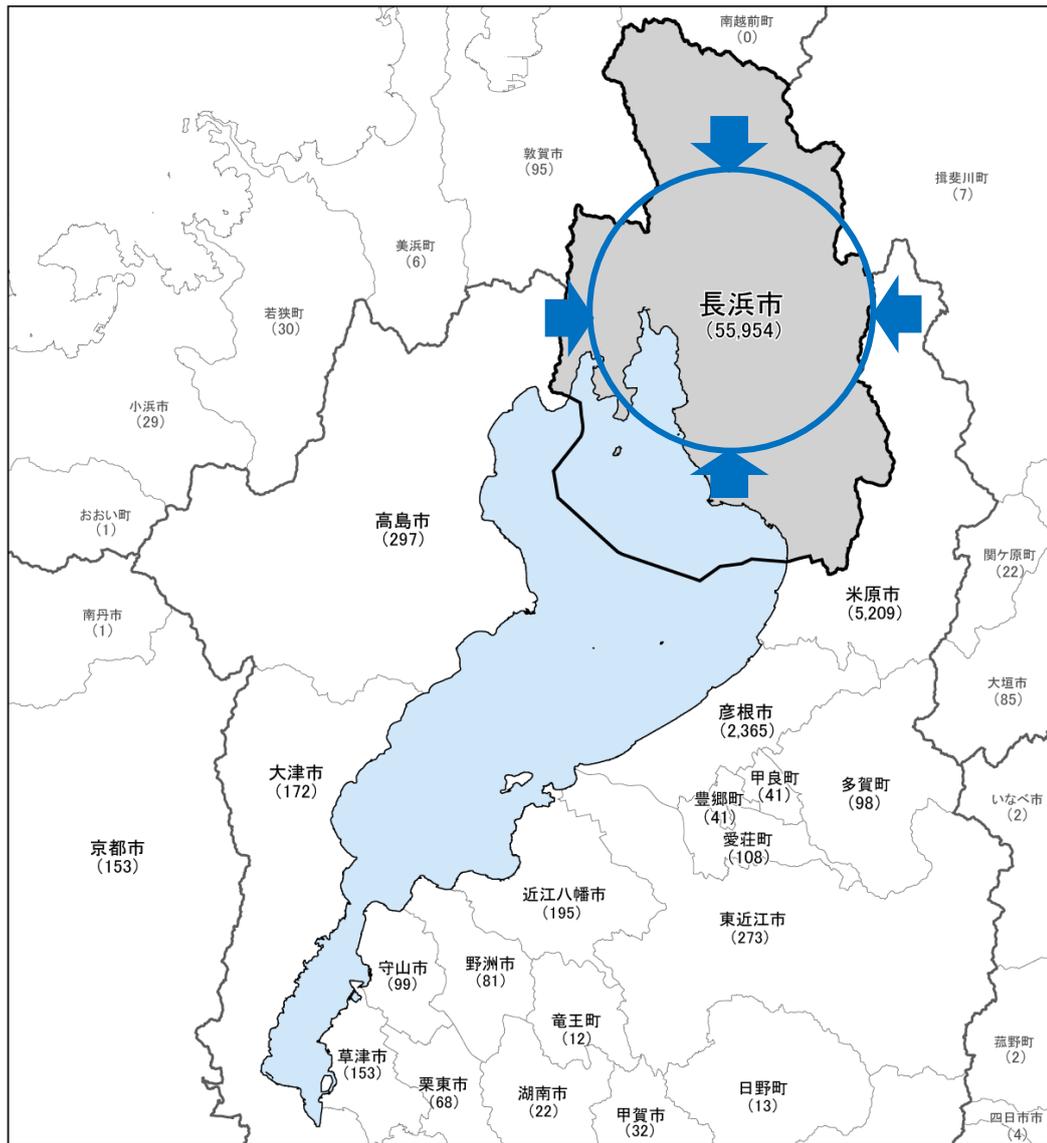
通勤通学流動図（常住地）をみると、大多数の人が市内で通勤・通学しています。他市へ通勤・通学する人は、隣市である米原市への流出が最も多く、次に彦根市、京都市、大津市となっています。長浜駅から京都駅まではJR新快速で約75分のため、長浜市がベッドタウンとして機能していると考えられます。

通勤通学流動図（従業地・通学地）をみると、他市から通勤・通学する人は、隣市である米原市からの流入が最も多く、次に彦根市、高島市、東近江市となっています。



出典：国勢調査（令和2年（2020年））

図 通勤通学流動図（常住地）



出典：国勢調査（令和2年（2020年））

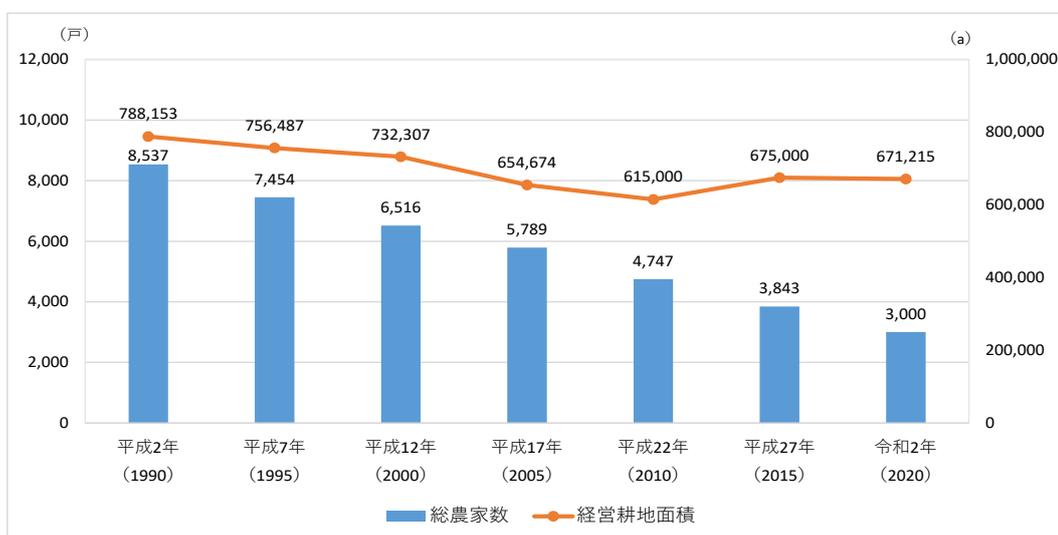
図 通勤通学流動図（従業地・通学地）

③ 農林水産業

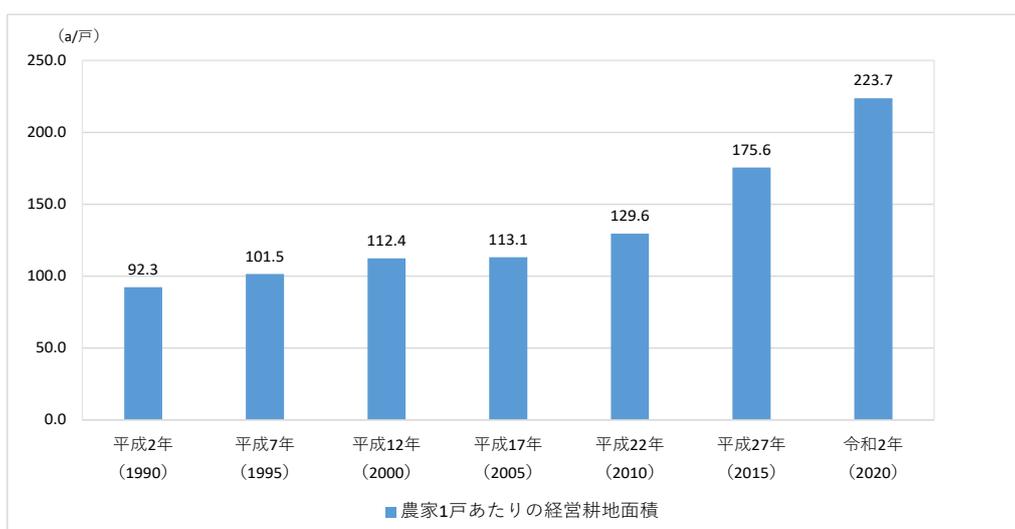
農家数と経営耕地面積の推移をみると、平成2年（1990年）から令和2年（2020年）にかけて総農家数は大幅に減少しています。経営耕地面積は平成22年（2010年）に615,000aまで落ち込みましたが、そこから回復し、平成2年（1990年）と比較すると微減となっています。

農家1戸あたりの経営耕地面積の推移をみると、平成2年（1990年）は92.3a/戸ですが、令和2年（2020年）は223.7a/戸と大幅に増加しています。

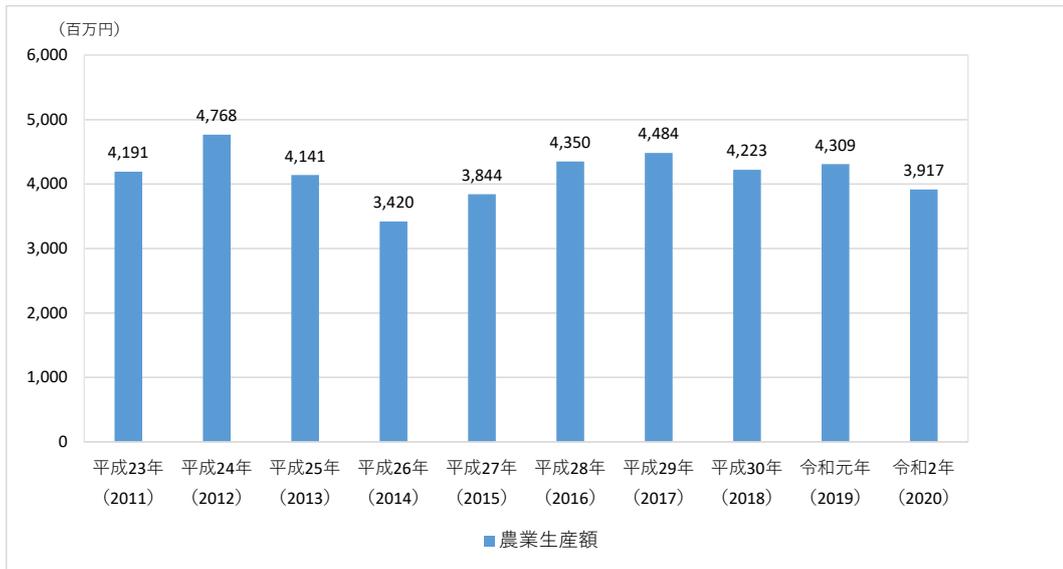
農業生産額の推移をみると、平成23年（2011年）から令和2年（2020年）にかけて増減はありますが、約40億円前後で推移しています。



出典：農林業センサス（平成2年（1990年）～令和2年（2020年））
 図 農家数と経営耕地面積の推移

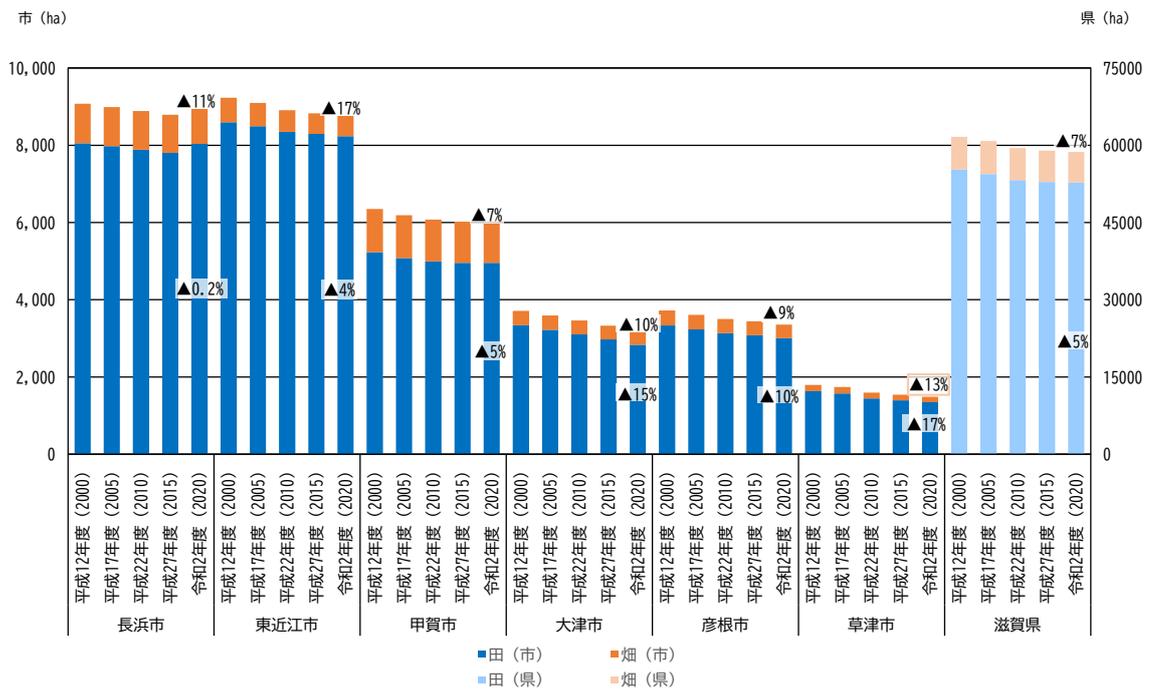


出典：農林業センサス（平成2年（1990年）～令和2年（2020年））
 図 農家1戸あたりの経営耕地面積の推移



出典：滋賀県市町民経済計算書（令和2年（2020年））

図 農業生産額の推移



※令和2年度の割合は、平成12年度比を示す

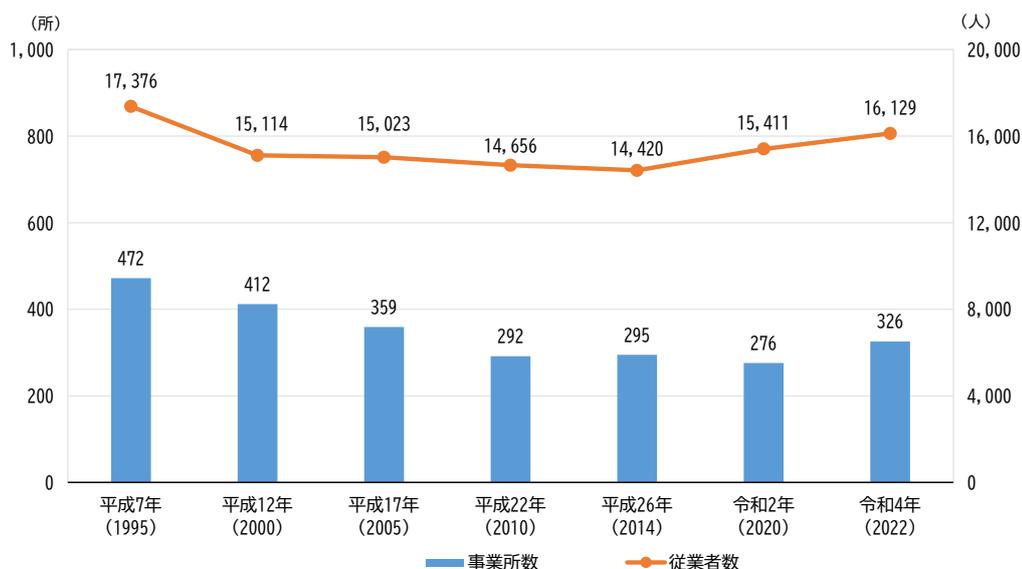
出典：長浜市資料

図 農地面積の推移

④ 工業

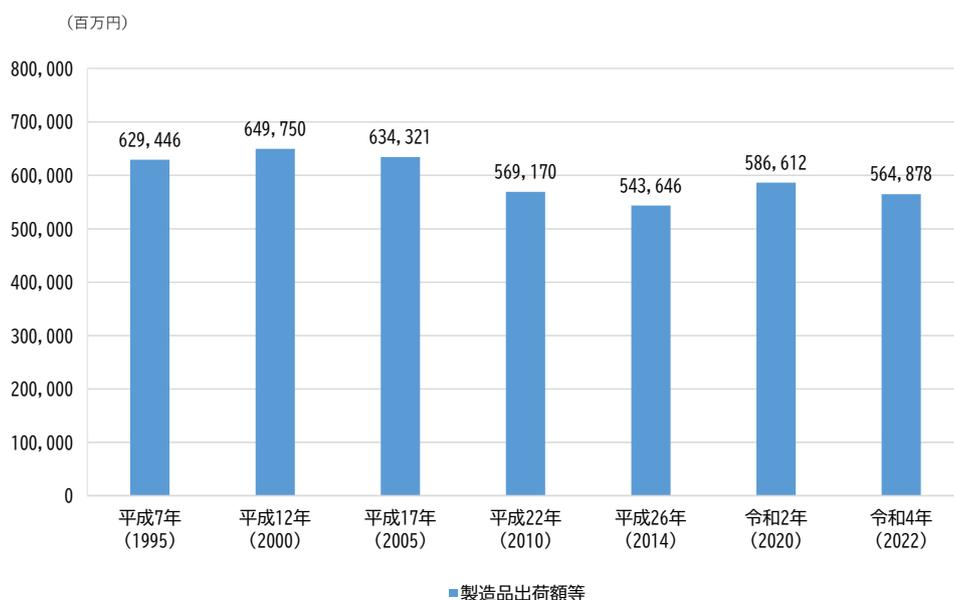
事業所数と従業者数の推移をみると、事業所数は平成7年(1995年)と令和2年(2020年)を比較して、約40%減少しています。従業者数は平成12年(2000年)に大きく減少しましたが、その後は15,000人程度で推移しています。

製造品出荷額等の推移をみると、平成7年(1995年)から令和2年(2020年)にかけて多少の増減はあるものの、6,000億円前後で推移しています。



出典：工業統計(平成7年(1995年)～令和4年(2022年))

図 工業の事業所数と従業者数の推移



出典：工業統計(平成7年(1995年)～令和4年(2022年))

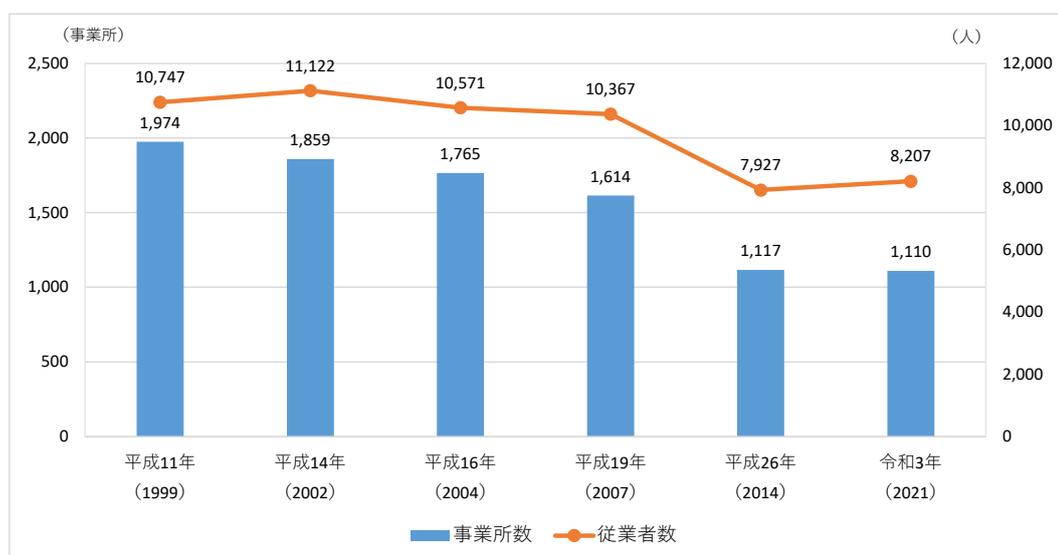
図 製造品出荷額等の推移

⑤ 商業

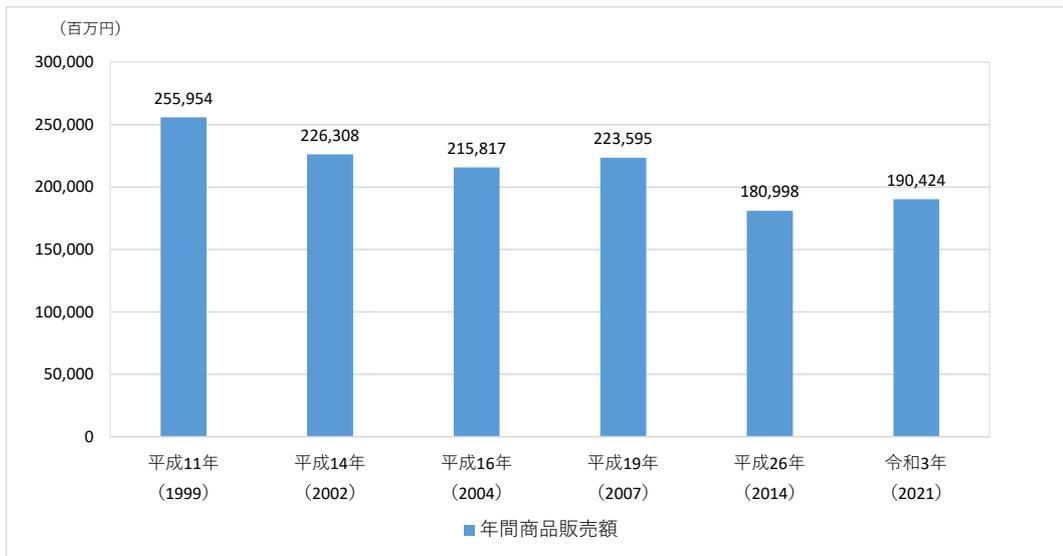
事業所数・従業者数の推移をみると、事業所数は平成11年（1999年）以降減少しています。特に、平成26年（2014年）には大幅に減少しました。従業者数は平成11年（1999年）から平成19年（2007年）までは微減でしたが、平成26年（2014年）に大幅に減少しました。その後は微増となっています。

年間商品販売額の推移をみると、平成19年（2007年）と令和3年（2021年）は微増しましたが、基本的には平成11年（1999年）をピークに減少しています。

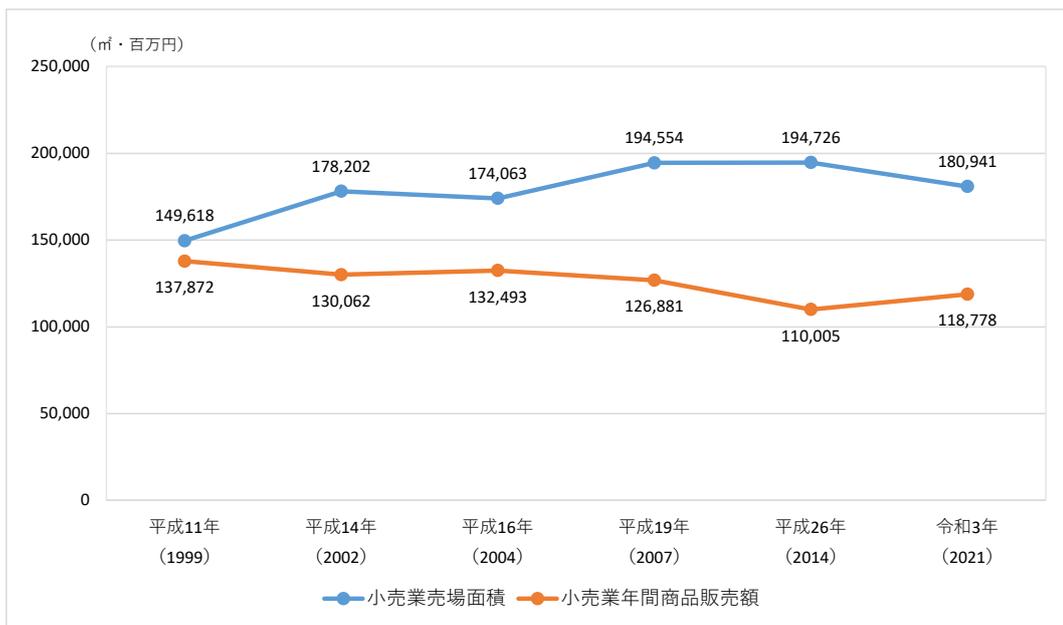
小売業の売場面積と年間商品販売額の推移をみると、小売業売場面積は平成11年（1999年）から平成26年（2014年）までは微増で推移していましたが、令和3年（2021年）には減少に転じています。小売業年間商品販売額は、平成11年（1999年）から平成19年（2007年）は横ばいで推移していましたが、平成26年（2014年）に減少に転じました。その後は微増となっています。



出典 商業統計（平成11年（1999年）～平成26年（2014年））、経済センサス（令和3年（2021年））
 図 商業の事業所数・従業者数の推移



出典 商業統計（平成11年（1999年）～平成26年（2014年））、経済センサス（令和3年（2021年））
 図 商業の年間商品販売額の推移

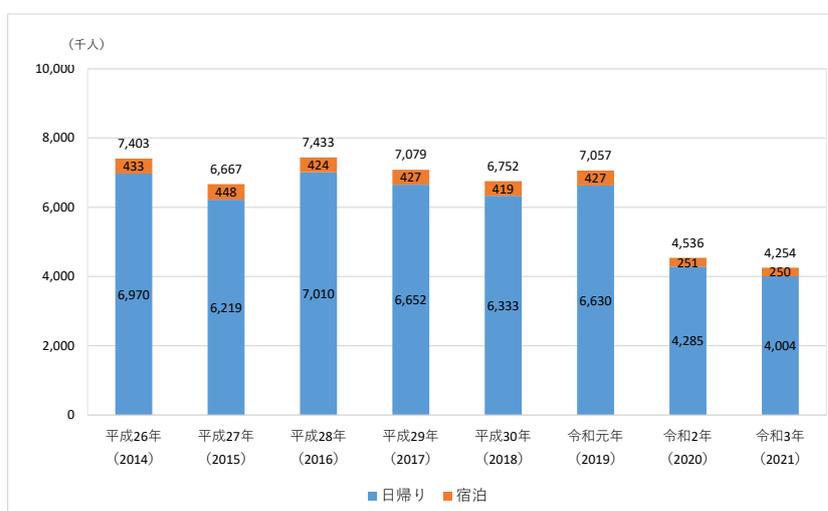


出典 商業統計（平成11年（1999年）～平成26年（2014年））、経済センサス（令和3年（2021年））
 図 小売業の売場面積と年間商品販売額の推移

⑥ 観光

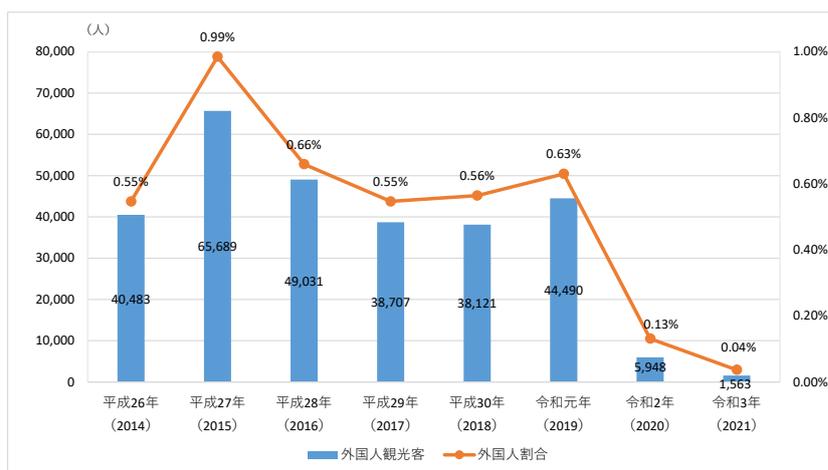
観光入込客数の推移をみると、観光入込客数は、平成26年（2014年）から令和元年（2019年）までは約7,000千人前後で推移していましたが、令和2年（2020年）以降は新型コロナウイルスの影響で、約4,500千人程度に落ち込んでいます。

外国人観光客の入込客数と延べ人数に占める外国人割合の推移をみると、外国人観光客は平成27年（2015年）には65,689人が訪れていました。その後減少していましたが、平成29年（2017年）以降は増加傾向にありました。令和2年（2020年）以降は新型コロナウイルスの影響もあり激減し、令和3年（2021年）には1,563人まで落ち込んでいます。また、外国人割合も、最多人数であった平成27年（2015年）以外は約0.6%前後で推移していましたが、令和2年（2020年）以降は0.1%未満と少なくなっています。



出典：滋賀県観光入込客統計調査（平成26年（2014年）～令和3年（2021年））

図 観光入込客数の推移



出典：滋賀県観光入込客統計調査（平成26年（2014年）～令和3年（2021年））

図 外国人観光客の入込客数と延べ人数に占める外国人割合の推移

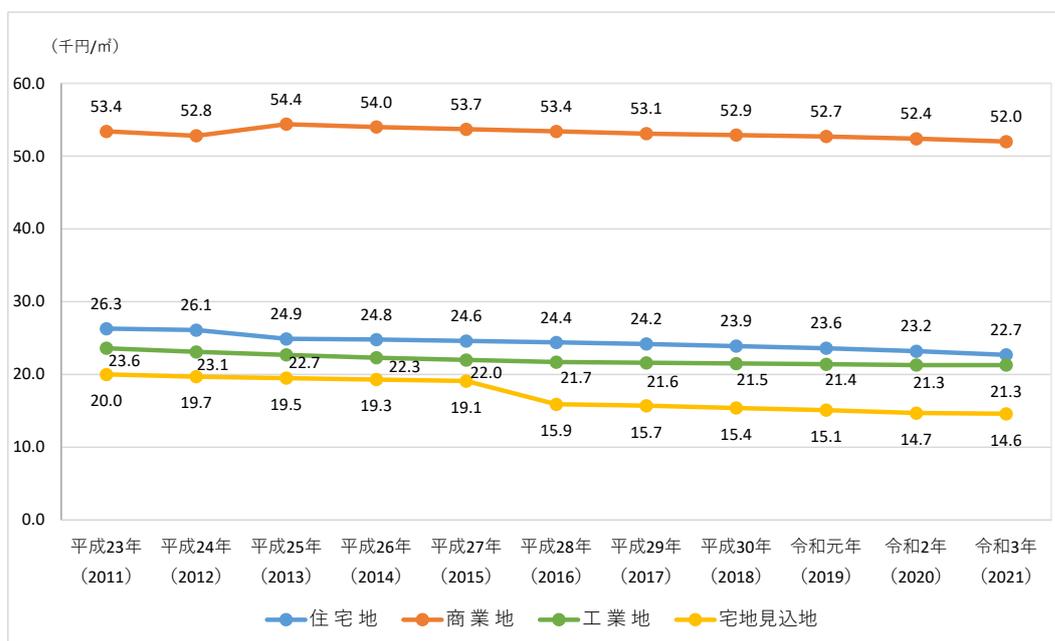
⑦ 地価

地価推移（用途別）をみると、住宅地・商業地・工業地は平成23年（2011年）以降、微減となっています。宅地見込地は平成28年（2016年）に大きく減少しましたが、その後は緩やかに減少しています。地価推移（区域別）をみると、各区域において地価は平成23年（2011年）以降、微減となっています。特に、市街化区域内で平成28年（2016年）に大きく減少しています。

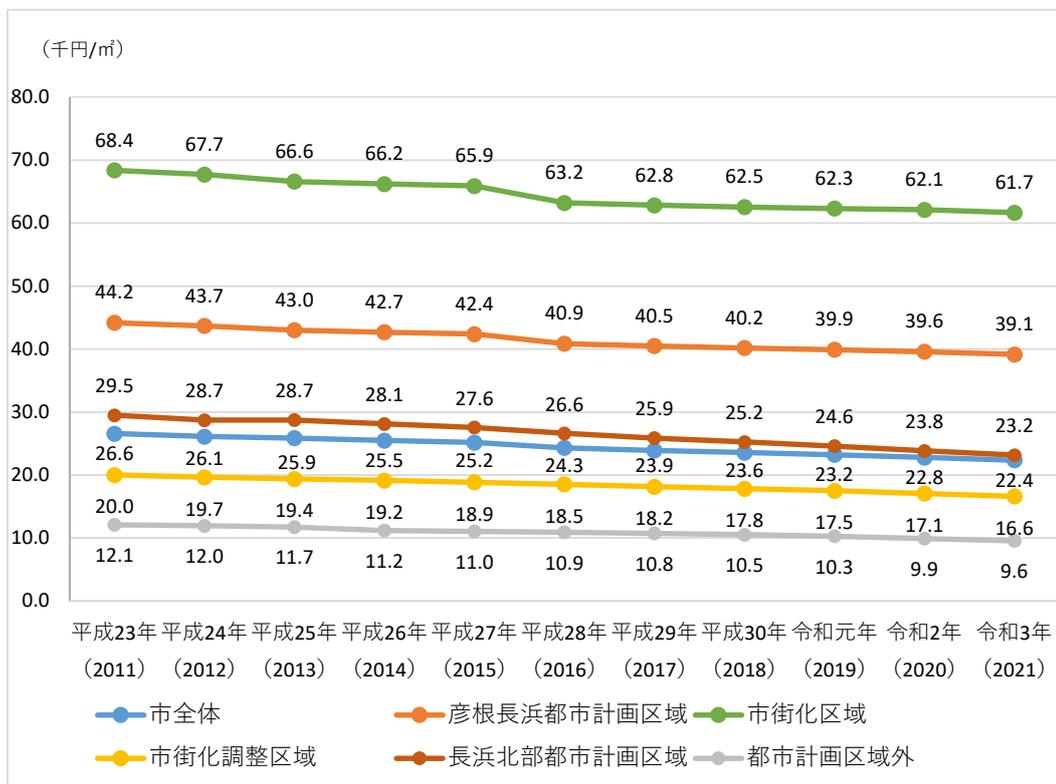
地価公示・都道府県地価調査位置図をみると、地価が50千円/㎡以上となる場所はすべて市街化区域内に分布しています。その他駅周辺や分庁舎等周辺で20千円/㎡以上となる場所が点在しています。

地価公示・都道府県地価調査の増減率をみると、市街化区域内や駅、分庁舎等周辺では増加となっているところがあります。一方で、市街化区域外ではほとんどの地点で減少となっています。

地価公示・都道府県地価調査の増減率をみると、市街化区域内や駅、支所周辺では減少幅が小さくなっているところが多くなっています。一方で、市街化区域外ではほとんどの地点で大幅な減少となっています。



出典：地価公示・都道府県地価調査（滋賀県地価調査書）（平成23年（2011年）～令和3年（2021年））
 図 地価推移（用途別）



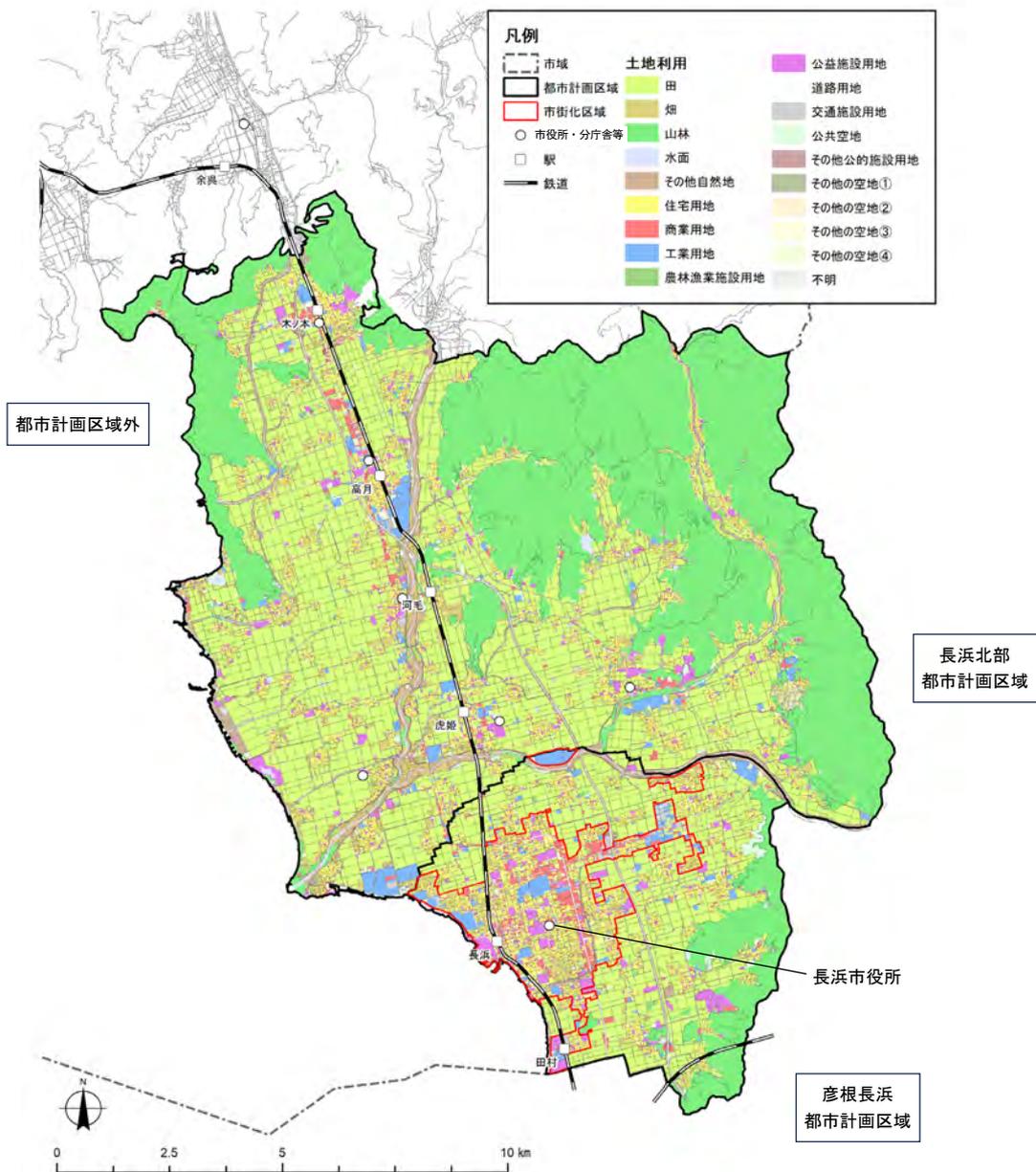
出典：地価公示・都道府県地価調査（滋賀県地価調査書）（平成23年（2011年）～令和3年（2021年））
 図 地価推移（区域別）

(4) 土地利用

① 土地利用現況

土地利用現況図をみると、市街化区域内や駅・分庁舎等周辺では住宅用地や商業用地が多くなっています。市街化区域外では、東側で山林が多く、西側で田や畑の利用が多く、住宅用地が点在しています。

土地利用別面積をみると、田が34.2%、山林が33.6%など、自然的土地利用の割合が高く、合計で76.2%となっています。

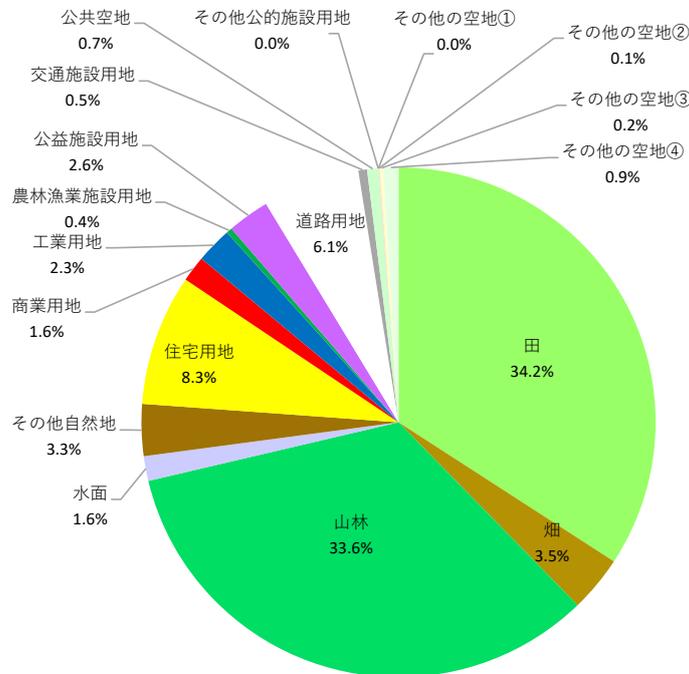


出典：都市計画基礎調査（令和3年（2021年））

図 土地利用現況図

表 土地利用別面積

分類		面積 (ha)	構成比	概要	
自然的土地利用	農地	田	13,577.36	34.2%	水田
		畑	1,408.50	3.5%	畑・果樹園・採草地など
		14,985.86	37.7%		
	山林	13,328.96	33.6%	樹林地	
	水面	622.98	1.6%	河川・湖沼・ため池等	
	その他自然地	1,303.40	3.3%	野原・荒地・低湿地・河原等	
	小計	30,241.20	76.2%		
都市的土地利用	宅地	住宅用地	3,297.80	8.3%	住宅地・共同住宅・店舗兼用住宅等
		商業用地	651.24	1.6%	業務施設・商業施設・宿泊施設等
		工業用地	899.38	2.3%	重工業施設・軽工業施設等
		小計	4,848.42	12.2%	
	農林漁業施設用地	149.32	0.4%		
	公益施設用地	1,048.44	2.6%	公益施設用地・公共空地	
	道路用地	2,428.10	6.1%	道路・駅前広場	
	交通施設用地	216.98	0.5%	自動車ターミナル・立体駐車場・鉄道用地	
	公共空地	279.14	0.7%		
	その他公的施設用地	0.00	0.0%		
	その他の空地①	1.36	0.0%	未利用地・平面駐車場・ゴルフ場等	
	その他の空地②	36.22	0.1%		
	その他の空地③	83.60	0.2%		
	その他の空地④	376.98	0.9%		
小計	9,468.56	23.8%			
合計		39,709.76	100.0%		

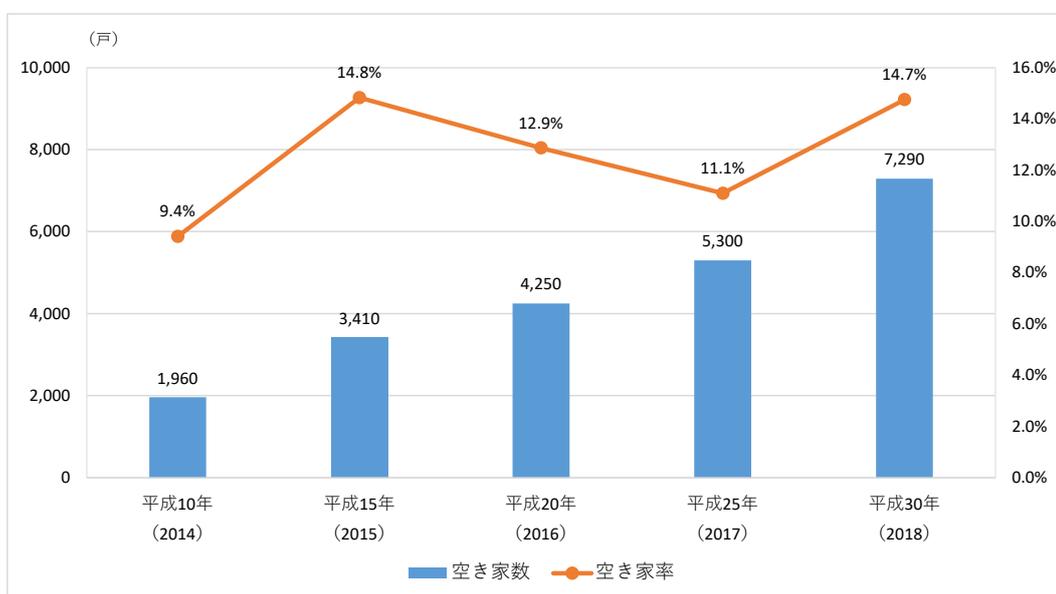


出典：都市計画基礎調査（令和3年（2021年））

② 空き家等の動向

空き家数・空き家率の推移をみると、空き家数は平成10年（2014年）に1,960戸でしたが、平成30年（2018年）には7,290戸と大幅に増えています。空き家率は平成10年（2014年）には9.4%でしたが、平成30年（2018年）には14.7%と増加傾向にあります。

空き家分布図をみると、空き家率が市東部で20%以上の地区が、市北部で15%以上の地区が存在しています。市街化区域内や分庁舎等付近では空き家率が5%未満の地区が多くなっています。



※空き家：二次的住宅・賃貸用の住宅・売却用の住宅・その他の住宅の総数

出典：住宅・土地統計調査（平成10年（2014年）～平成30年（2018年））

図 空き家数・空き家率の推移

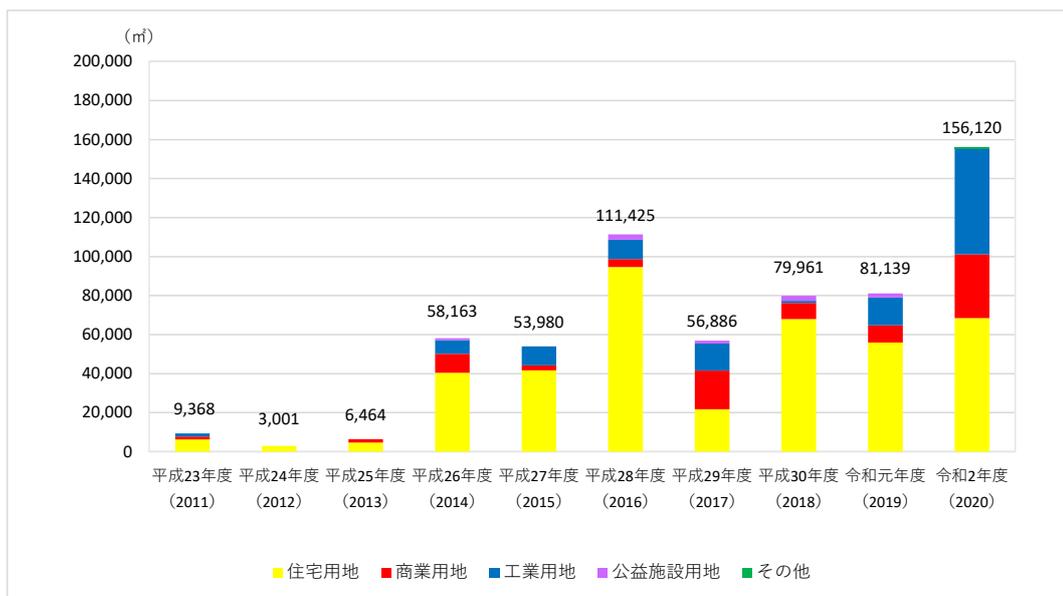
(5) 市街化の動向

① 市街地再開発事業等

宅地開発面積の推移をみると、住宅用地の開発が多く行われていますが、平成 29 年（2017 年）や令和 2 年（2020 年）などは、商業用地、工業用地の開発の割合も多くなっています。特に、令和 2 年（2020 年）にびわ湖工業団地が造成されており、それに付随して工業用地の開発割合が多くなっています。

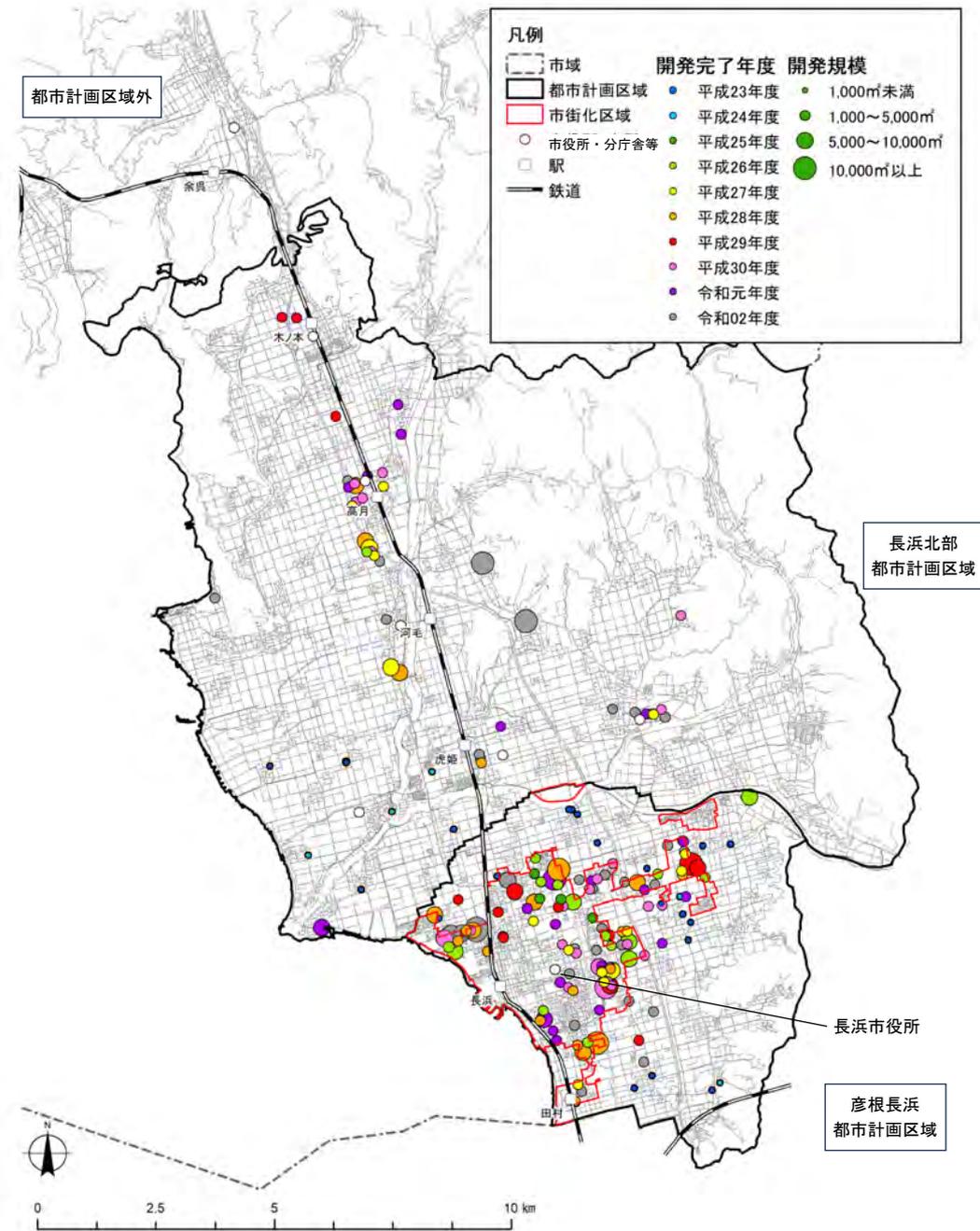
開発時期別宅地開発分布図をみると、平成 28 年（2016 年）から令和 2 年（2020 年）にかけて、10,000 m²以上の開発が行われています。市街化区域内では、縁辺部で開発が多く行われています。長浜北部都市計画区域内では、分庁舎等周辺で多く開発が行われています。

土地区画整理事業をみると、長浜駅周辺で市街地再開発事業が、長浜市役所の南側で土地区画整理事業が行われています。また、琵琶湖周辺にて工業団地造成事業が行われています。



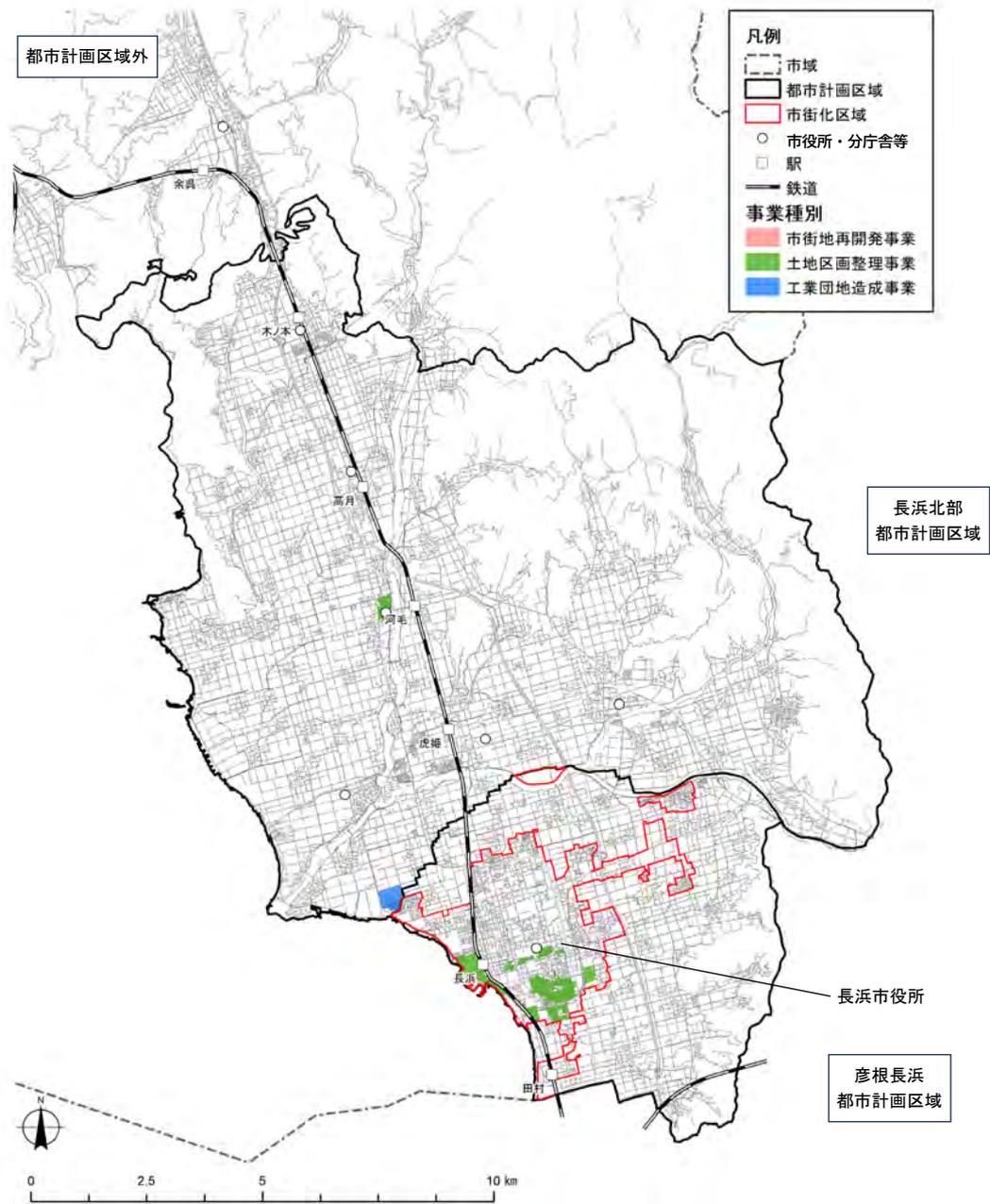
出典：都市計画基礎調査（令和 3 年（2021 年））

図 宅地開発面積の推移



出典：都市計画基礎調査（令和3年（2021年））

図 開発時期別宅地開発分布図



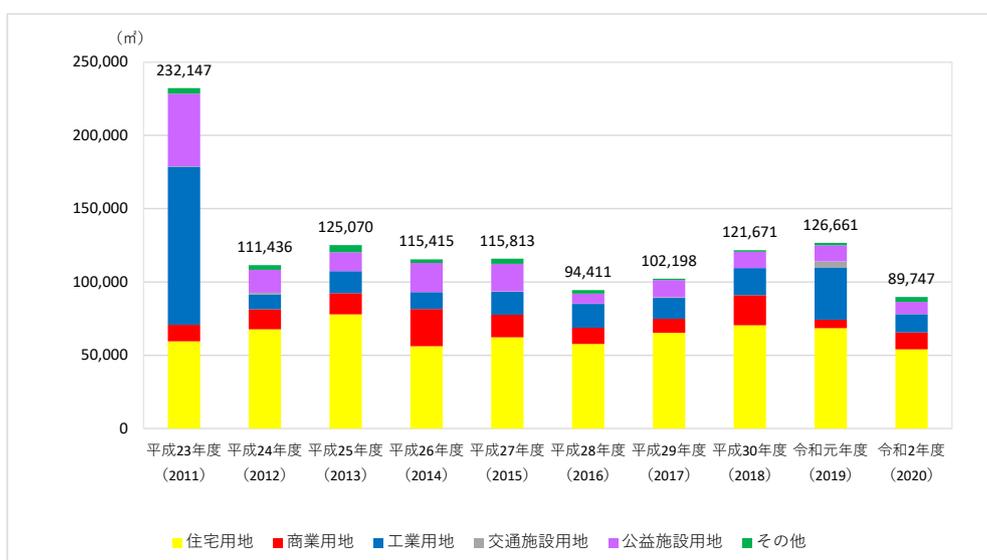
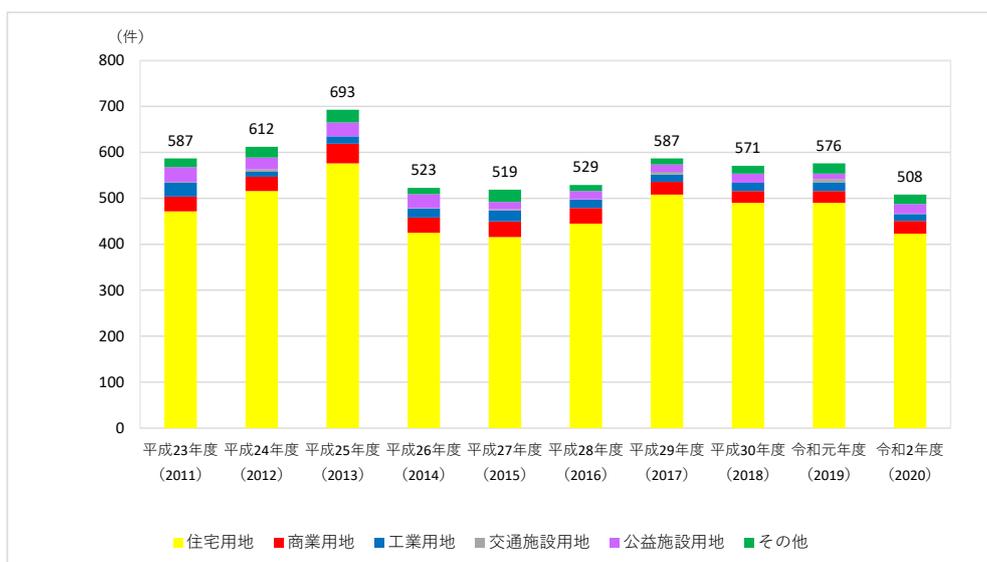
出典：都市計画基礎調査（令和3年（2021年））・市提供資料
 図 土地区画整理事業

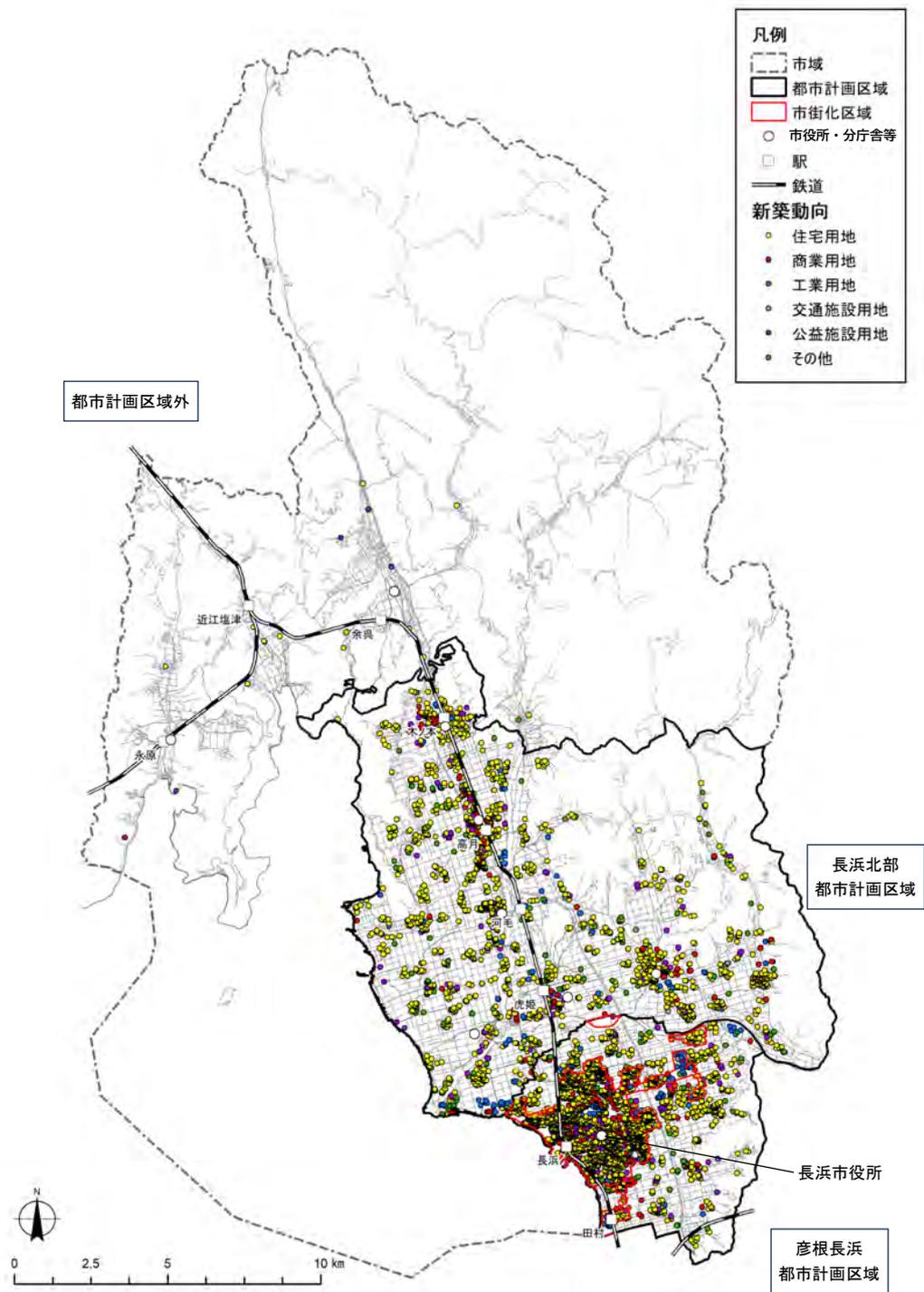
② 新築動向

新築件数の推移をみると、平成25年度（2013年度）は約700件と多いですが、ほとんどが約500～600件で推移しています。

新築延床面積の推移をみると、平成23年度（2011年度）は232,147㎡と多いですが、それ以降は約90,000～130,000㎡で推移しています。

新築の分布をみると、駅周辺のほか、分庁舎等周辺など、生活利便性が高いところへの立地が見られます。





出典：都市計画基礎調査（令和3年（2021年））

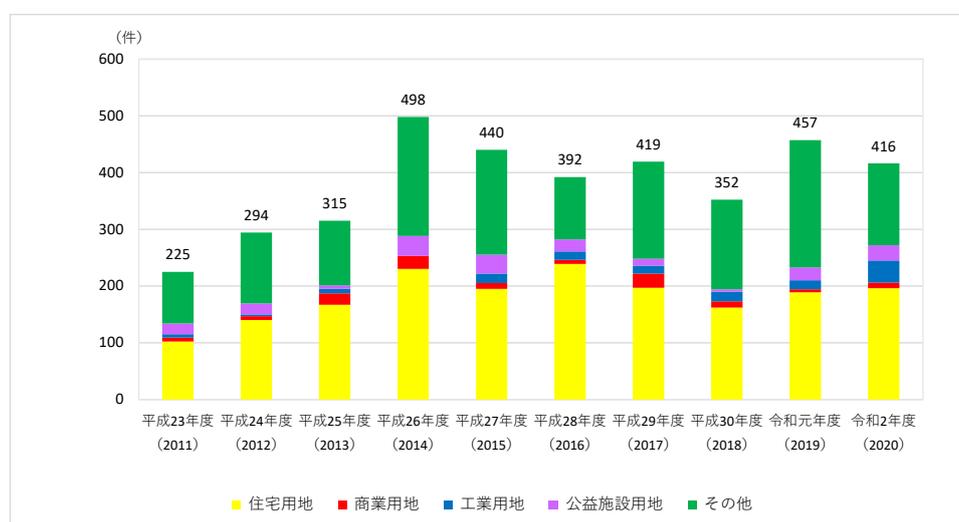
図 新築の動向

③ 農地転用

農地転用の件数の推移をみると、平成26年度（2014年度）以降は、約350～500件で推移しています。転用目的としては、住宅用地とその他が大多数を占めています。

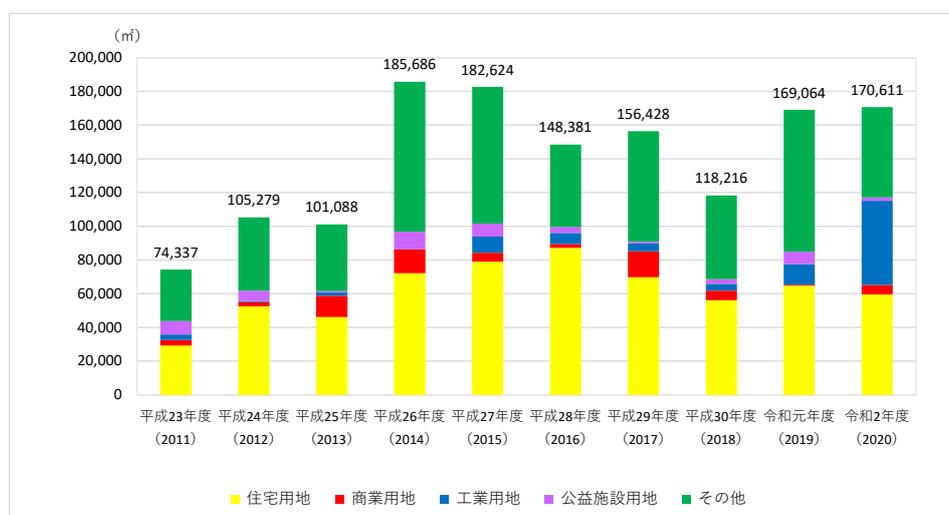
農地転用の転用面積の推移をみると、平成26年度（2014年度）以降は、平成30年度（2018年度）を除き、約150,000～185,000㎡で推移しています。住宅用地やその他への転用が多くなっていますが、令和2年度（2020年度）には工業団地造成の影響もあり、工業用地への転用が多くなっています。

農地転用は市街化区域内に最も多く分布しています。が、市街化調整区域にも点在しています。長浜北部都市計画区域内では、浅井分庁舎周辺や高月駅近くにまとまって分布しています。都市計画区域外では、農地転用は幹線道路沿いに点在しています。



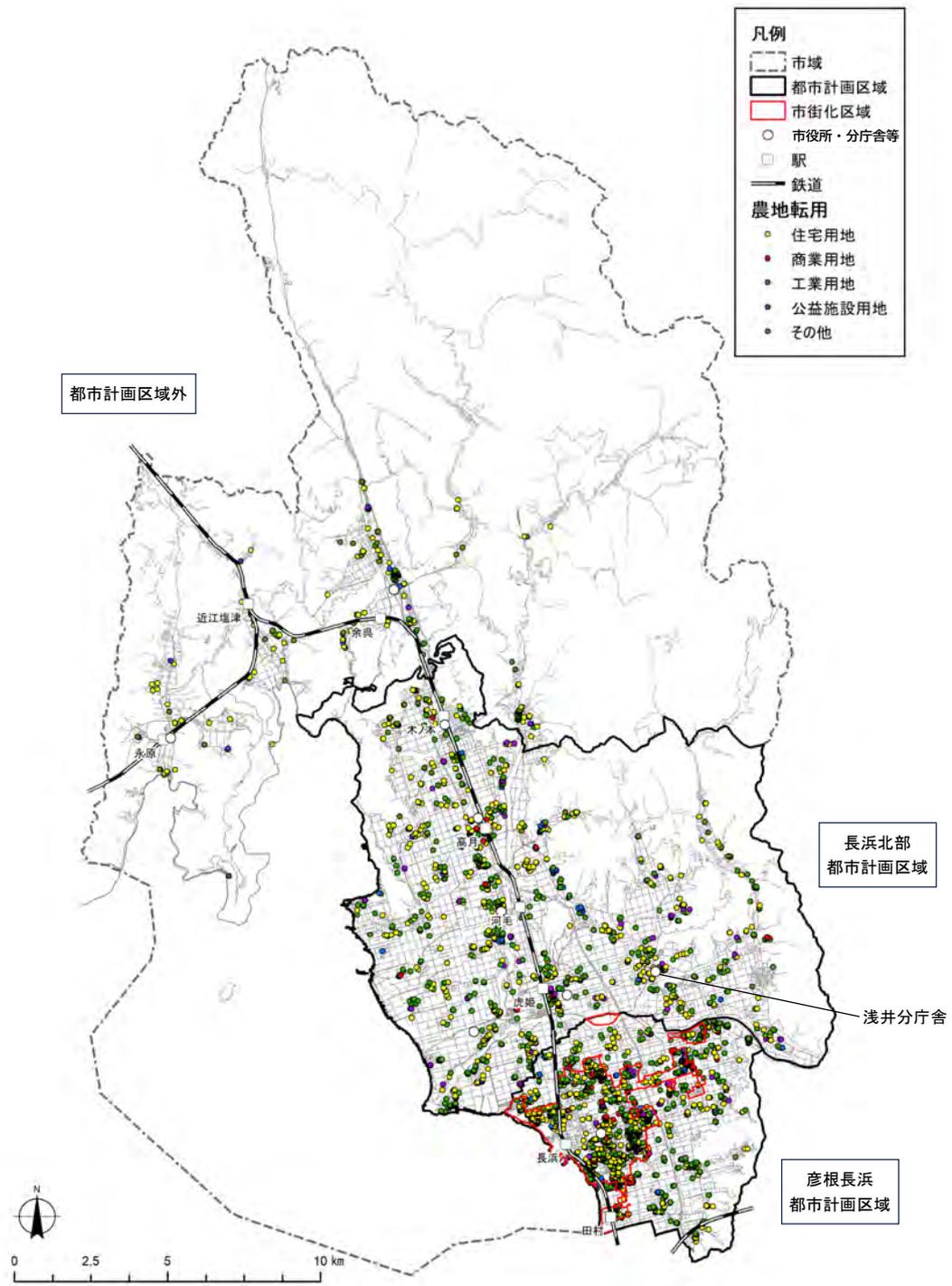
出典：都市計画基礎調査（令和3年（2021年））

図 農地転用の件数の推移



出典：都市計画基礎調査（令和3年（2021年））

図 農地転用の転用面積の推移

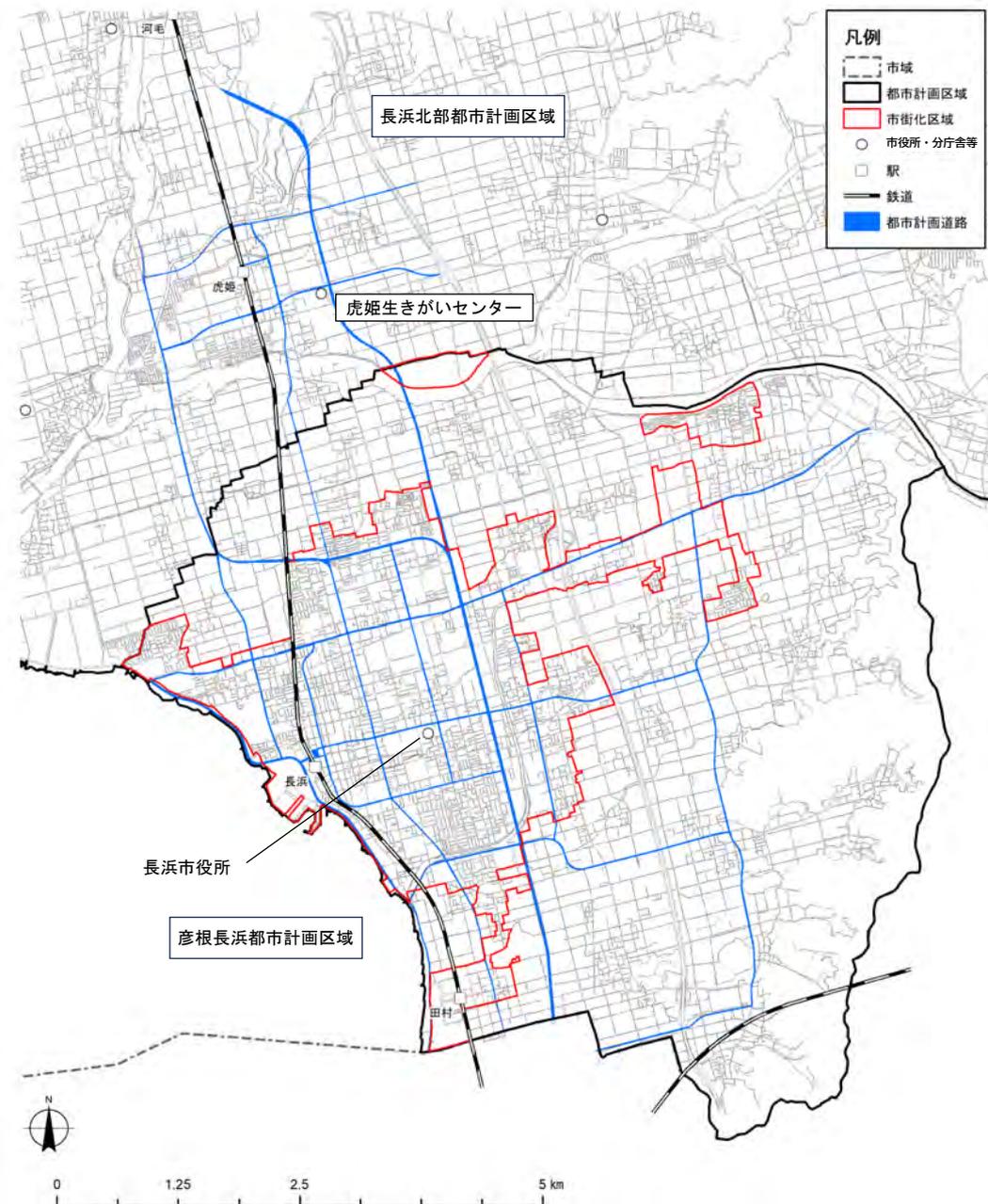


出典：都市計画基礎調査（令和3年（2021年））
 図 農地転用の動向

(6) 都市施設

① 都市計画道路

都市計画道路の整備状況を見ると、市街化区域内は市全域に、南北に複数の道路が指定されています。長浜北部都市計画区域内では、虎姫駅や虎姫生きがいセンター周辺の道路は指定されていますが、それ以外のほとんどの区域では都市計画道路は指定されていません。



出典：市提供資料

図 都市計画道路の整備状況

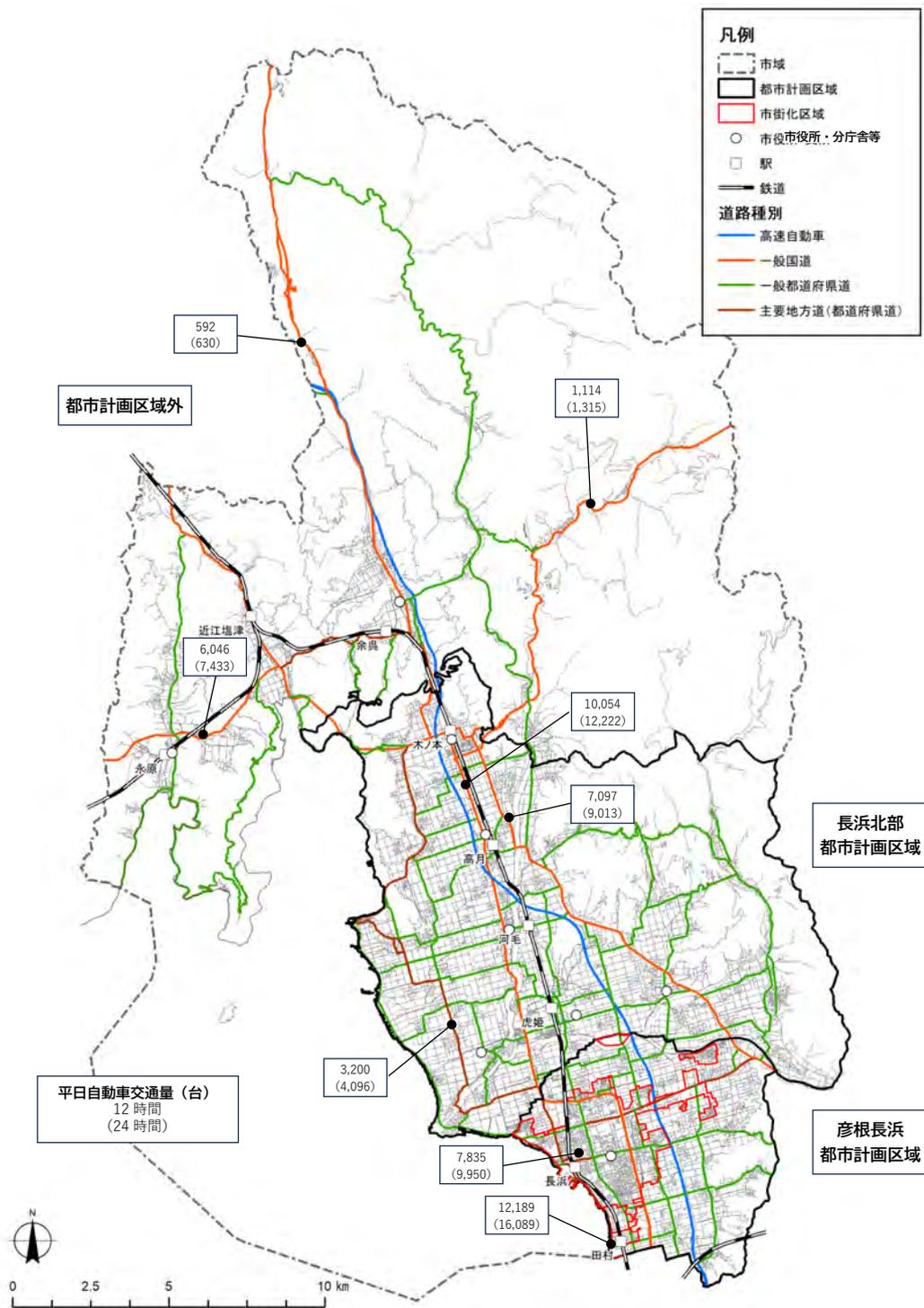
表 都市計画道路の指定状況

都市計画道路一覧表														
都市計画 区域名	番号		路線名	起点	終点	計画決定				整備状況			備考	
	区分	規模				番号	幅員(m)	車線数	延長(m)	年月日	改良済 延長	掘成済 延長		整備済 延長計
彦根長浜	3	3	1	彦根長浜幹線	多賀町土田	長浜市園友町	26	4	(6,990) 22,500	S48.12.28 H28.12.28	6,140	6,120	12,260	県決定
	3	3	2	世継相撲線	長浜市田村町	長浜市相撲町	25	4	5,620	S15.5.4 H11.11.15	5,620	-	5,620	
	3	4	3	神照森線	長浜市神照町	長浜市森町	16	2	2,440	S15.5.4 H28.12.28	1,390	1,050	2,440	
	3	4	4	祇園山階東上坂線	長浜市相撲町	長浜市東上坂町	18	2	8,610	S38.3.30 H11.11.15	8,610	-	8,610	
	3	4	5	長浜駅宮司七条線	長浜市北船町	長浜市七条町	16	2	4,080	S15.5.4 H12.1.19	3,100	-	3,100	
	3	4	7	下坂本庄線	長浜市下坂浜町	長浜市本庄町	18	2	3,700	S44.4.17 H11.11.15	1,430	-	1,430	
	3	4	8	豊公園森線	長浜市公園町	長浜市森町	16	2	2,210	S44.4.17 R4.3.29	1,060	-	1,060	
	3	4	12	長浜西上坂線	米原市長沢	長浜市西上坂町	16	2	(7,050) 8,750	S36.10.15 H11.11.15	2,040	3,300	5,340	
	3	5	410	近江長浜線	米原市長沢	長浜市下之郷町	12	2	(6,620) 7,050	S36.6.12 H28.12.28	0	5,640	5,640	
	3	3	6	豊公園長浜線	長浜市公園町	長浜市北船町	24	2	70	H18.2.15	70	-	70	
	3	4	6	長浜駅室線	長浜市北船町	長浜市室町	16	2	2,290	S15.5.4 H17.10.7	55	-	55	
	3	4	9	北船列見線	長浜市朝日町	長浜市三ツ矢元町	16	2	1,190	S15.5.4 H11.11.15	695	570	1,265	
	3	4	10	地福寺神照線	長浜市地福寺町	長浜市神照町	16	2	2,560	S44.4.17 H11.11.15	1,310	-	1,310	
	3	4	11	大成亥山階線	長浜市大成亥町	長浜市山階町	16	2	2,660	S36.10.5 H11.11.15	-	-	0	
	3	5	409	顔戸長沢線	米原市顔戸	長浜市加田町	12	2	(30) 1,610	S36.6.12 H12.1.19	-	-	0	
8	5	1	長浜駅自由通路	長浜市北船町	長浜市北船町	13	-	150	H26.2.7	150	-	150		
長浜北部	3	3	1	長浜北部幹線	長浜市宮部町	長浜市中野町	26	4	3,640	S48.12.28 H28.12.28	0	0	0	県決定
	3	4	2	許宮部線	長浜市許	長浜市宮部町	18	2	3,075	S48.12.28 H28.12.28	-	380	380	
	3	4	3	細江月ヶ瀬線	長浜市細江町	長浜市月ヶ瀬町	16	2	3,430	S15.5.4 H28.12.28	0	3,430	3,430	
	3	5	101	長浜虎姫線	長浜市大井町	長浜市大寺町	12	2	2,390	S36.6.12 H28.12.28	1,846	0	1,846	
	3	4	1	虎姫停車場線	長浜市大寺町	長浜市大寺町	18	2	250	S48.12.28 H28.12.28	-	-	0	
	3	5	102	唐園三川線	長浜市唐園町	長浜市三川町	12	2	3,050	S48.12.28 H28.12.28	-	1,370	1,370	市決定

()は2以上の市町にまたがる都市計画道路の全体延長のうち長浜市にかかる部分

② 道路ネットワーク

幹線道路網図をみると、高速自動車道が縦断しています。また、一般国道が彦根長浜都市計画区域と、都市計画区域外では東西及び南北に、長浜北部都市計画区域内では南北に走っています。一般国道を補完するように、一般都道府県道や主要地方道（都道府県道）が走っています。



出典：市提供資料・全国道路・街路交通情勢調査（令和3年（2021年））
図 幹線道路網図

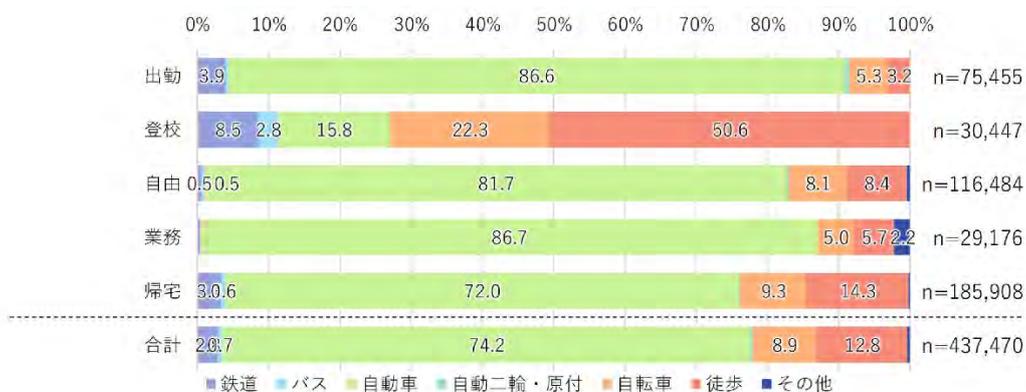
③ 公共交通

1) 利用交通手段

市民の移動手段をみると、全体の約74%が自動車による移動であり、自動車社会となっています。一方、鉄道・バスといった地域公共交通を用いた移動は全体の約4%に留まっています。

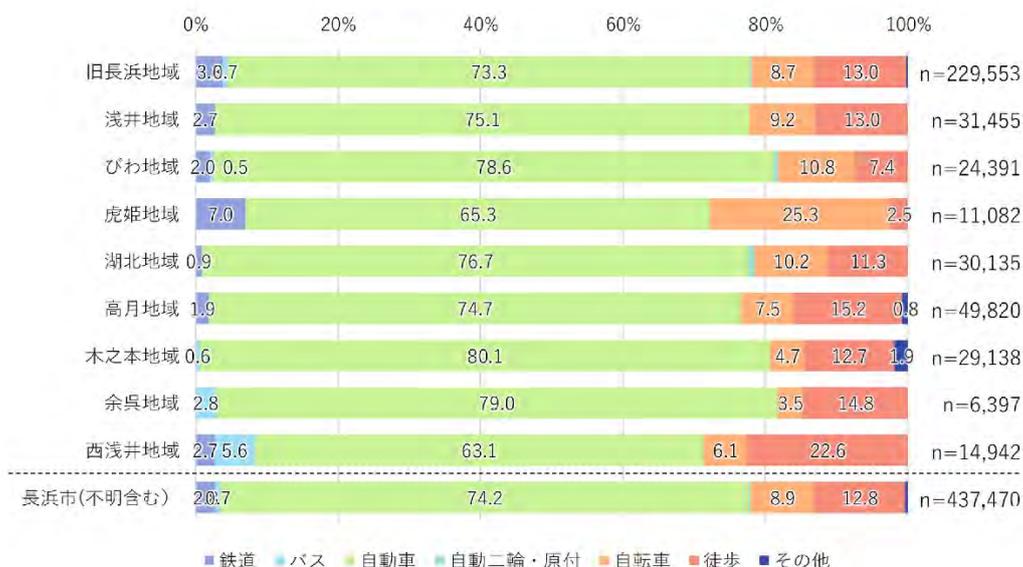
目的別に移動手段をみると、通学（登校）以外の目的における自動車での移動は約7～8割となっています。通学においては、自転車、徒歩での移動が約73%を占めており、鉄道・バスでの移動は約11%となっています。

地域別に比較すると、虎姫地域では鉄道と自転車の割合が、西浅井地域ではバスと徒歩の割合が高くなっています。



出典：第6回近畿圏パーソントリップ調査（令和3(2021)年度）

図 目的別の交通手段分担率



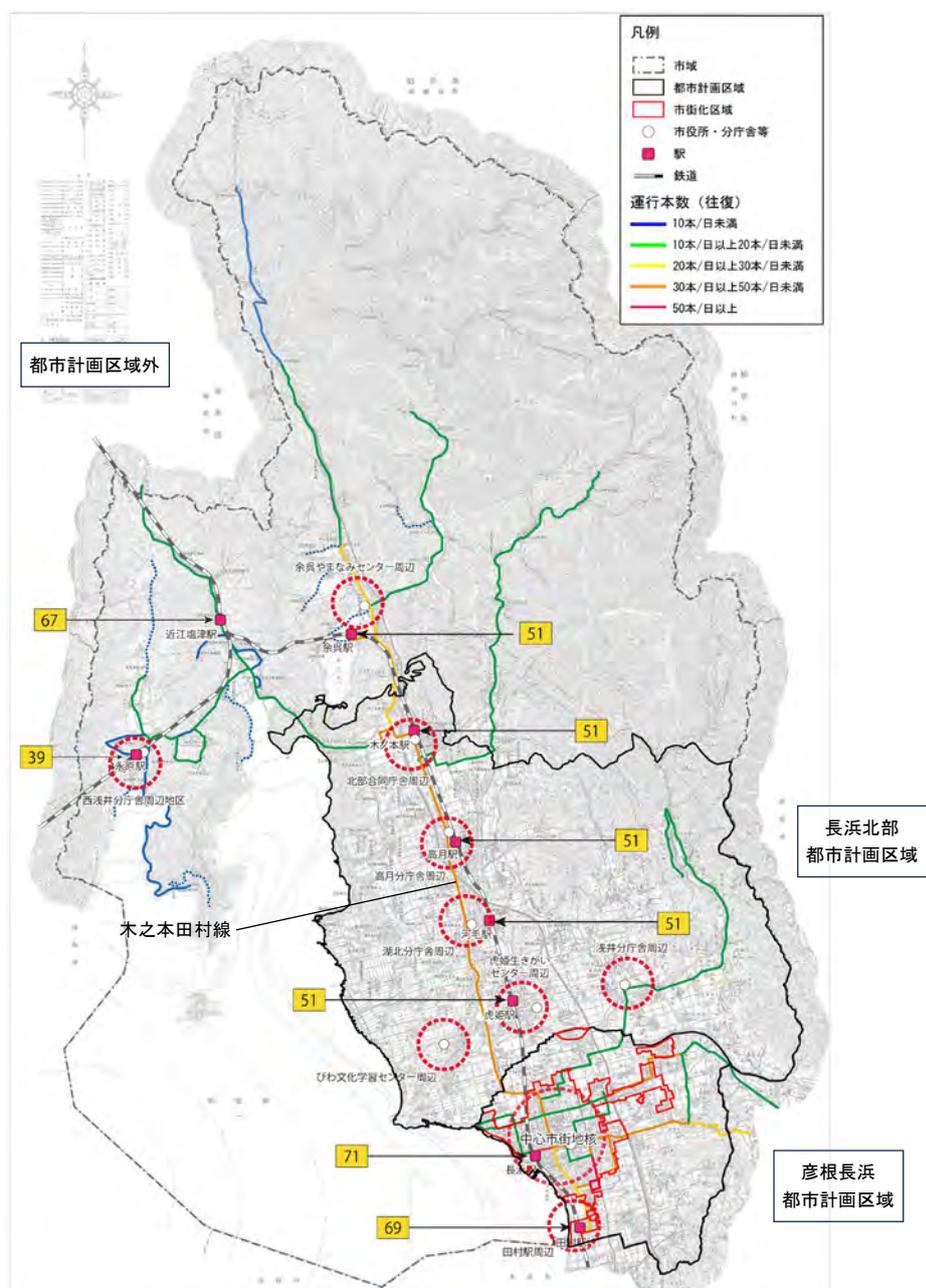
出典：第6回近畿圏パーソントリップ調査（令和3(2021)年度）

図 地域別の交通手段分担率

出典：長浜市地域交通計画（令和6年3月）

2) バス運行本数

バス運行本数図をみると、バスの運行本数は、市街化区域内では、ほとんどのルートで30本/日以上となっています。長浜北部都市計画区域では、分庁舎間を結ぶ南北に運行する木之本田村線は運行本数が多くなっていますが、それ以外は少なくなっています。都市計画区域外では、一部を除き20本/日未満と運行本数が少なくなっています。

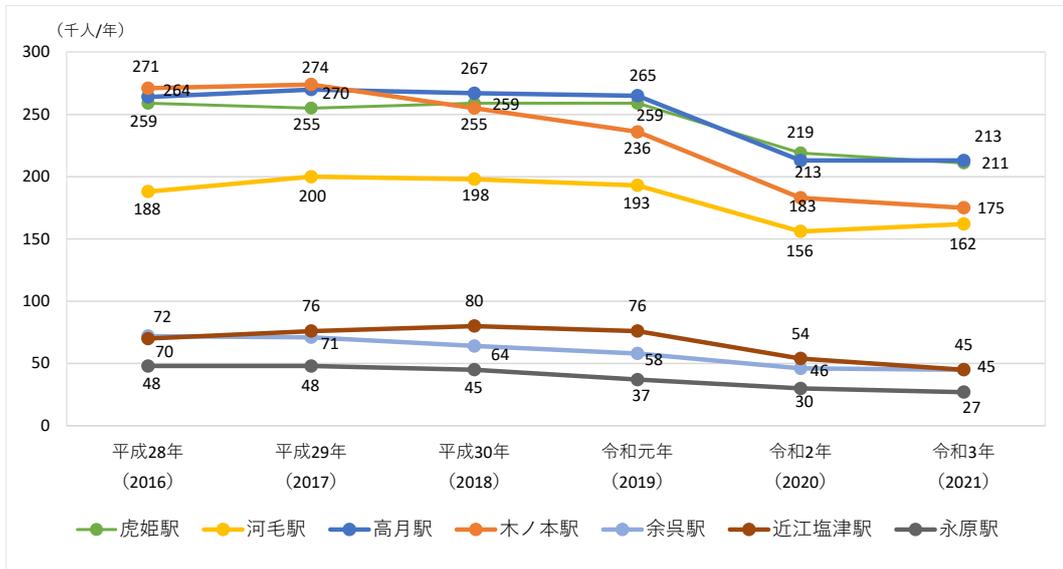
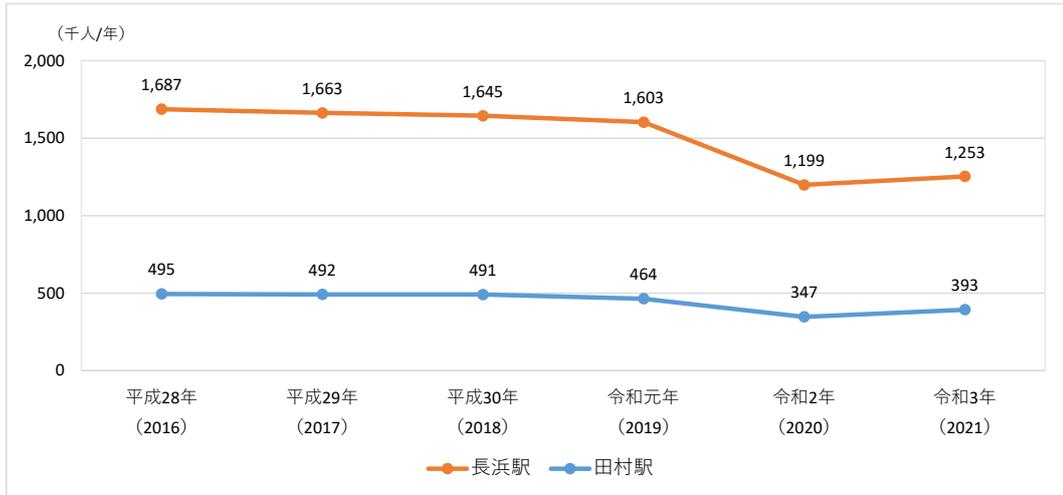


出典：長浜市地域交通計画（令和6年3月）

図 バス運行本数図

3) 鉄道利用者の推移

鉄道利用者数の推移をみると、年間利用者数は長浜駅が最も多く、平成 28 年（2016 年）から令和元年（2019 年）までは約 1,600 千人、令和 2 年（2020 年）以降は約 1,200 千人で推移しています。次いで田村駅が多く 400～500 千人前後で推移しています。その他の駅は 300 千人未満で推移し、特に永原駅は近年約 30 千人と利用者が少なくなっています。

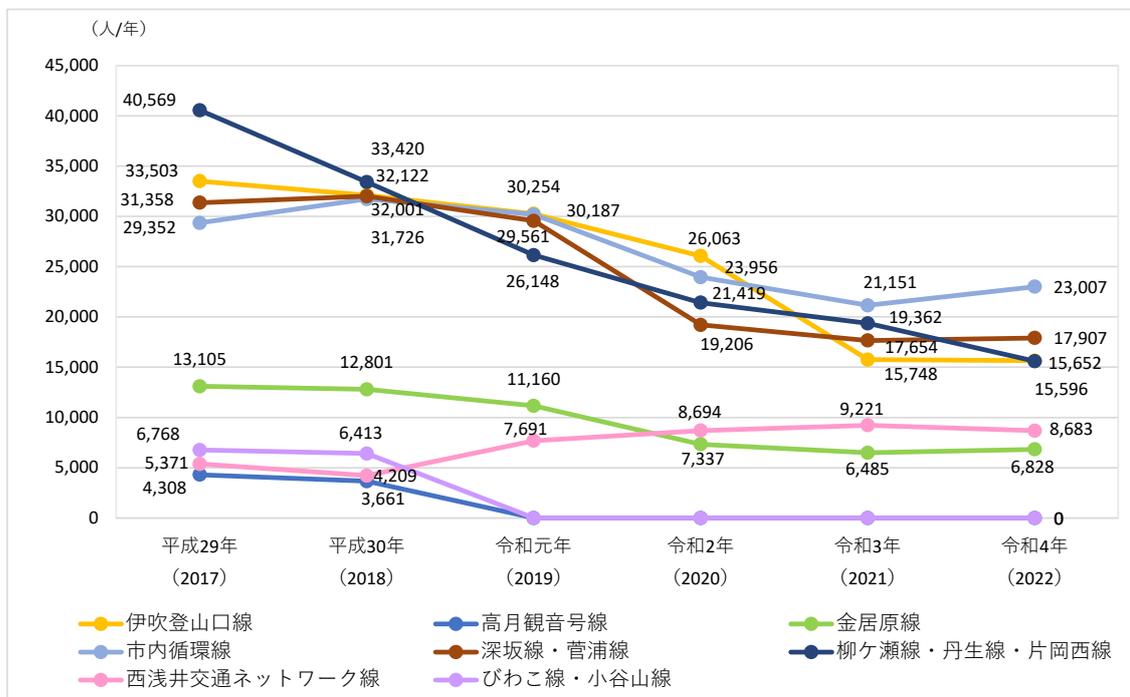
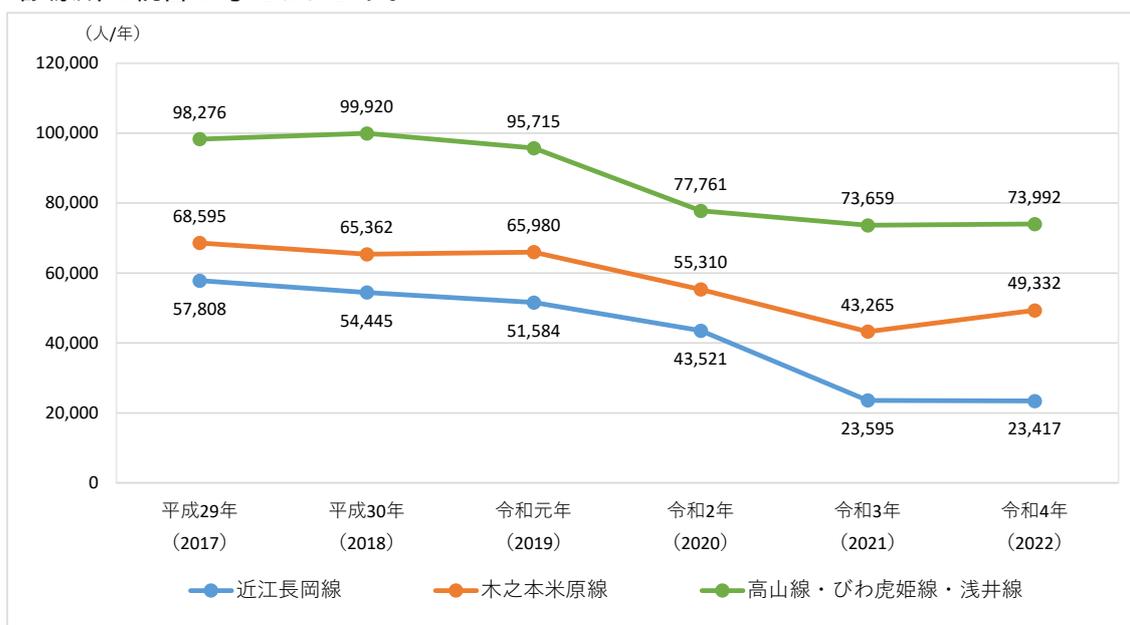


出典：西日本旅客鉄道株式会社京都支社（平成 28 年（2016 年）～令和 3 年（2021 年））

図 鉄道利用者数の推移

4) バス利用者数の推移

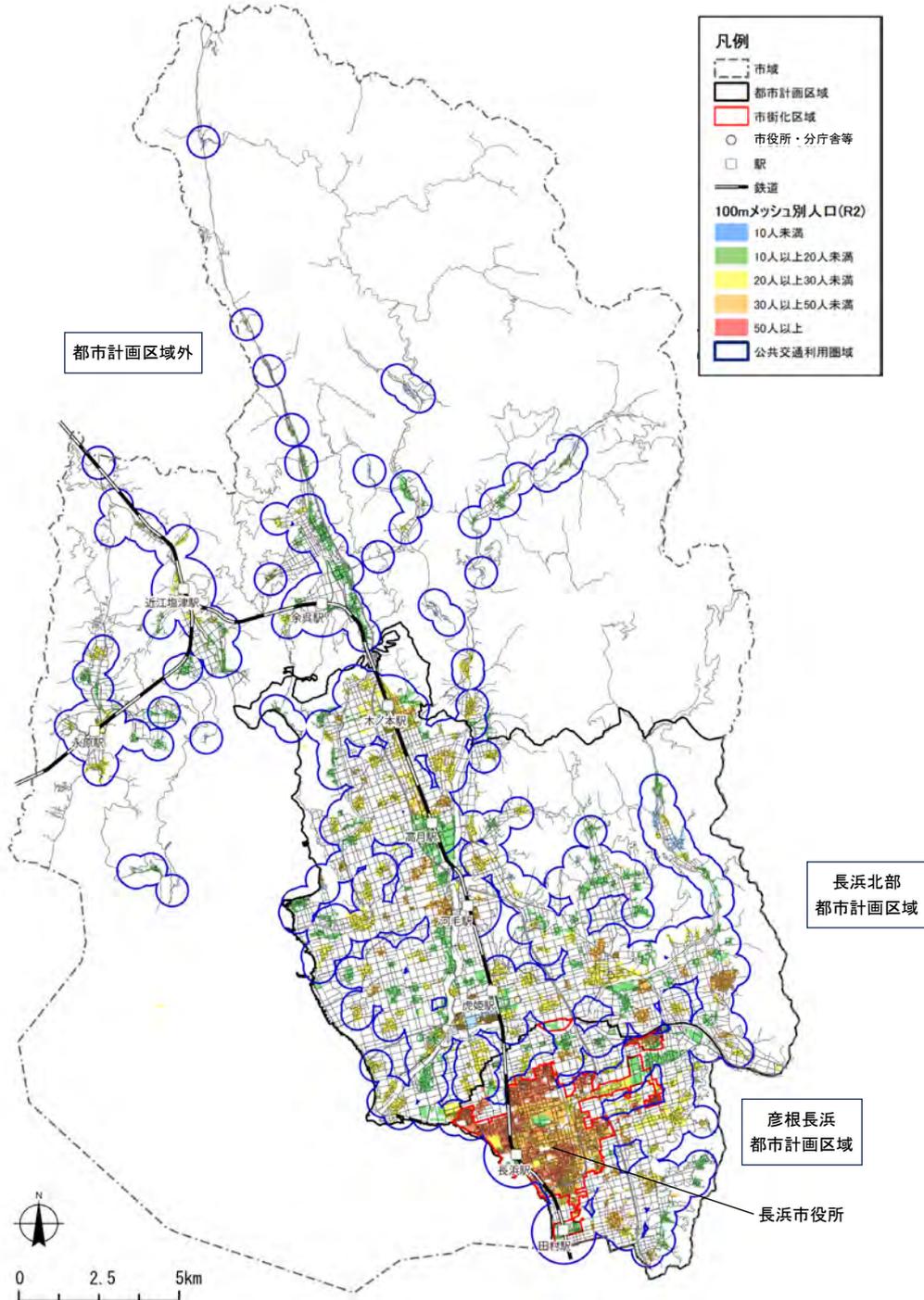
バス利用者数の推移をみると、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）にかけて、西浅井交通ネットワーク線を除き、微減で推移していましたが、令和2年（2020年）以降は新型コロナウイルスの影響で、大幅に減少しています。西浅井交通ネットワーク線が令和元年（2019年）から令和3年にかけて増加した理由として、永原診療所と塩津診療所の統合が考えられます。



出典：湖国バス長浜営業所（平成29年（2017年）～令和4年（2022年））
 図 バス利用者数の推移

5) 公共交通利用圏

本市は、鉄道、コミュニティバス、乗合タクシーによる地域公共交通ネットワークが形成されています。



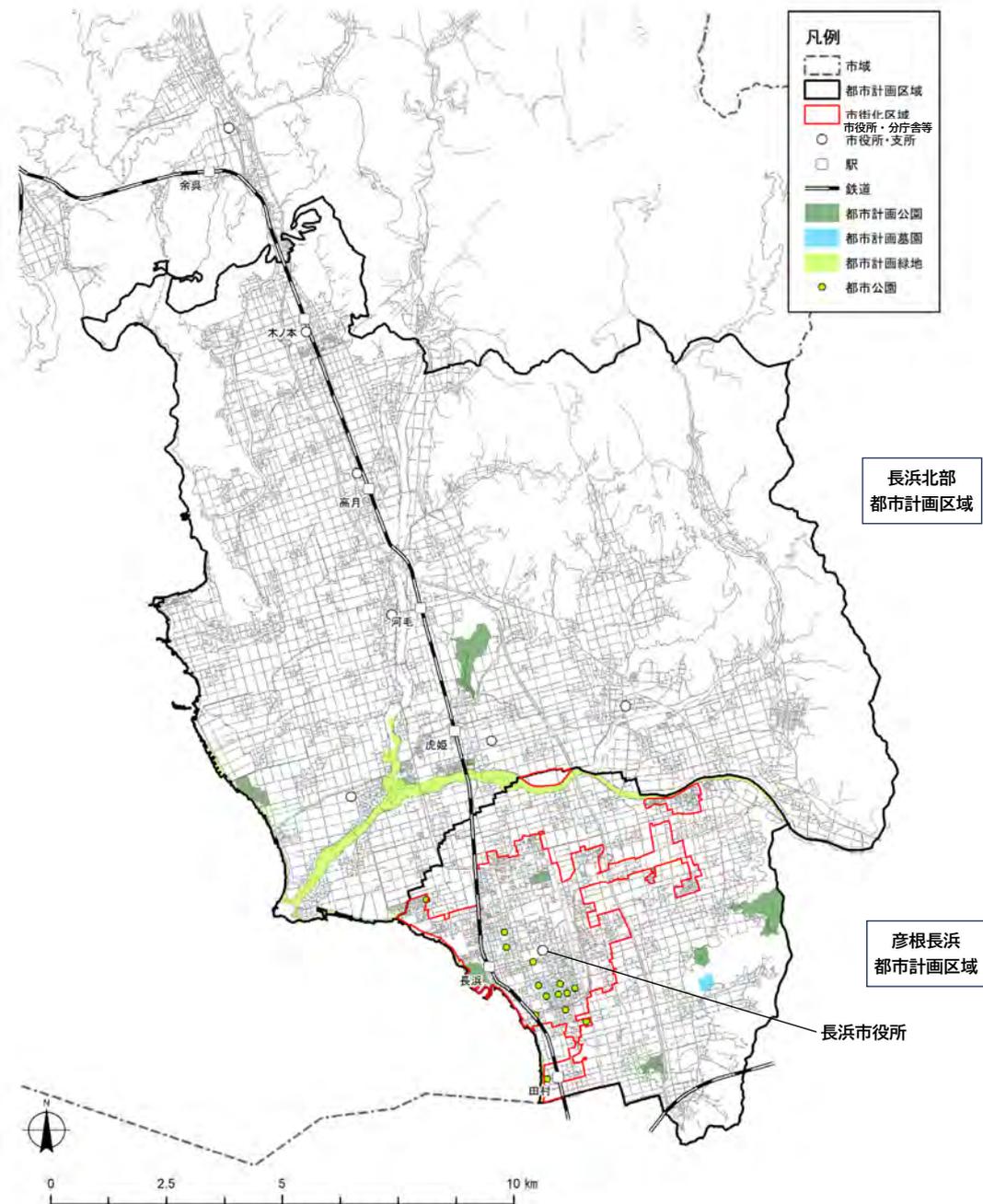
※利用圏は徒歩圏である鉄道駅から1,000m、バス停から500mを使用
(国土交通省「都市構造評価のハンドブック」より)

出典：国勢調査（令和2年（2020年））・市提供資料

図 公共交通利用圏

④ 都市計画公園

都市計画公園位置図をみると、都市計画公園は市の南側に点在しています。また、都市計画墓園は市街化区域の東側に、都市計画緑地は姉川流域に位置しています。その他都市公園は長浜駅と長浜市役所の周辺に多く分布しています。



出典：都市計画基礎調査（令和3年（2021年））・市提供資料
図 都市計画公園位置図

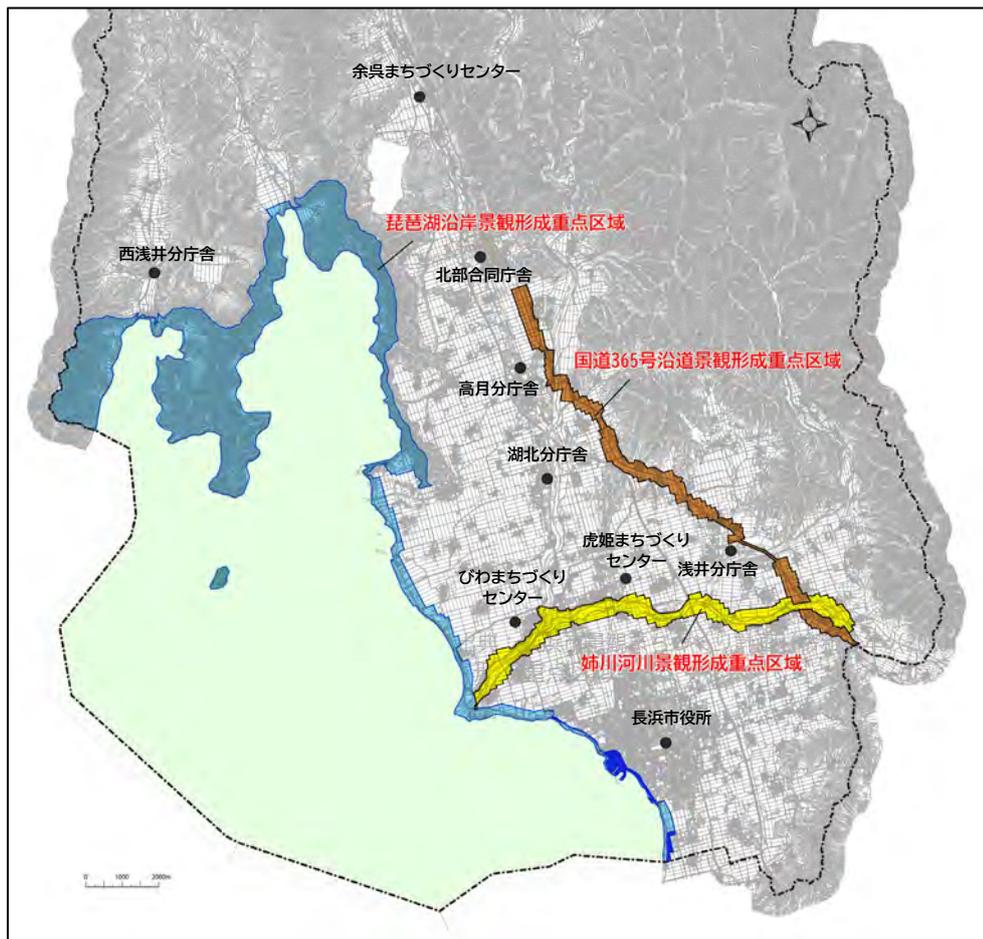
(7) 都市景観

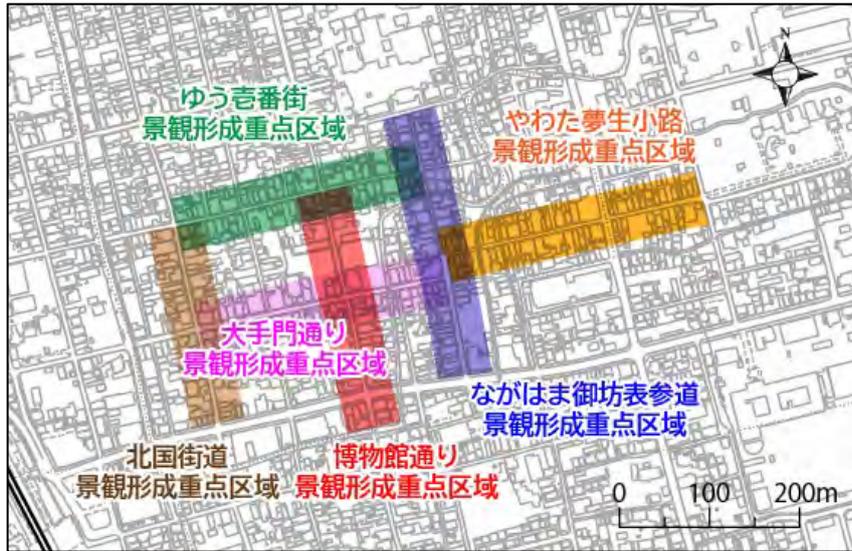
景観形成重点区域とは、下記の4基準を満たし、良好な景観の形成が特に必要とされ、地域の特性を生かした景観まちづくりを促進する必要のある区域を指します。

- ・市民に親しまれ、誇りとなる優れた景観を有する区域
- ・長浜の特徴として風格と潤いのある良好な景観を創造する区域
- ・既に景観形成に関する規制誘導が行われており、地域の良好な景観を積極的に保全・創造すべき区域
- ・市民が主体となった景観づくりの活動が進められており、積極的な景観づくりを展開することにより効果が期待できる区域

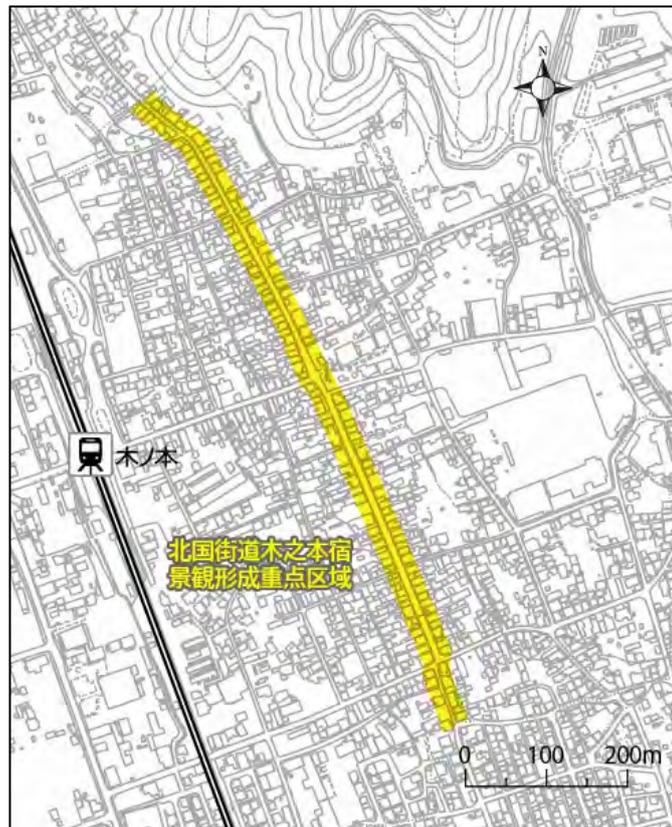
広域景観形成重点区域をみると、琵琶湖周辺や姉川周辺、国道365号周辺に広域景観形成重点区域が指定されています。

特定景観形成重点区域をみると、長浜駅周辺に6箇所、木之本駅周辺に1箇所の特定景観形成重点区域が指定されています。





※上記①～⑥の各重点区域は、道路の中心線から30mの範囲をその区域とします。



※北国街道木之本宿景観形成重点区域は、道路および道路縁両側から15mの範囲をその区域とします。

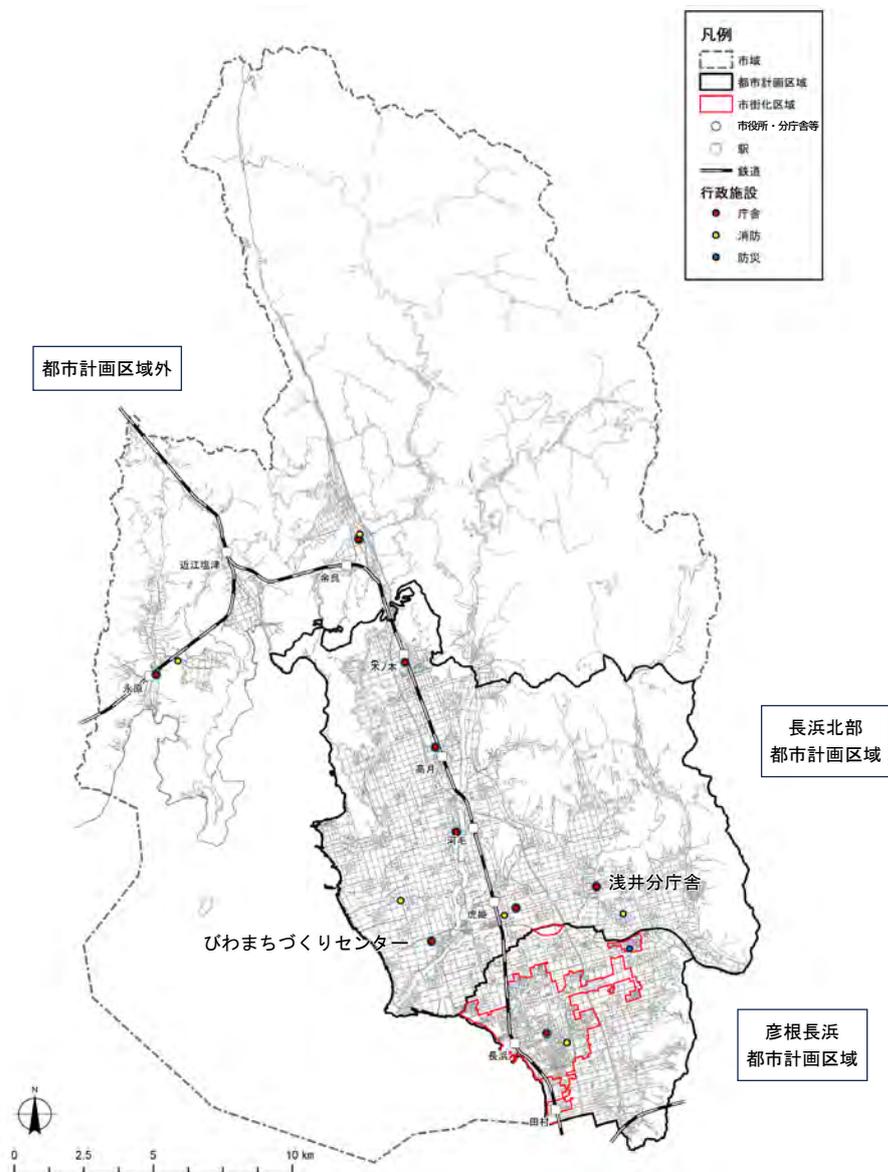
出典：長浜市景観まちづくり計画（令和2年（2020年））
 図 特定景観形成重点区域

(8) 都市機能

① 都市機能の分布

1) 行政機能

行政施設の分布状況を見ると、庁舎が9箇所、消防施設が7箇所、防災施設が1箇所となっています。立地の内訳をみると、庁舎は彦根長浜都市計画区域内に1か所、長浜北部都市計画区域内に6箇所、都市計画区域外に2箇所立地しています。消防施設は、彦根長浜都市計画に1箇所、長浜北部都市計画区域内に4箇所、都市計画区域外に1箇所立地しています。防災施設は彦根長浜都市計画の市街化区域内に立地しています。庁舎はびわまづくりセンター・浅井分庁舎を除いて、駅周辺に立地しています。

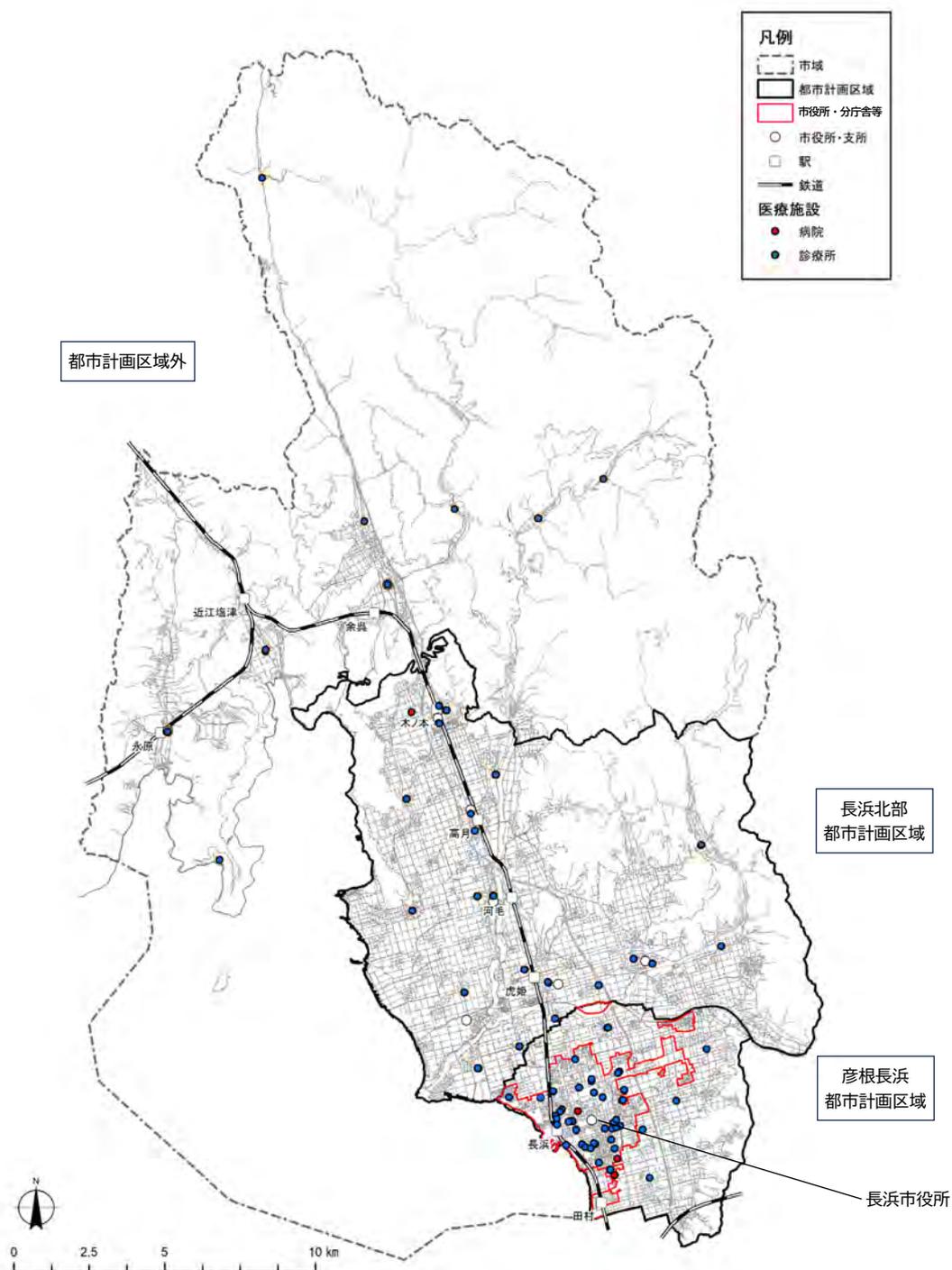


出典：市提供資料・消防年報（令和4年（2022年））

図 行政施設の分布状況

2) 医療機能

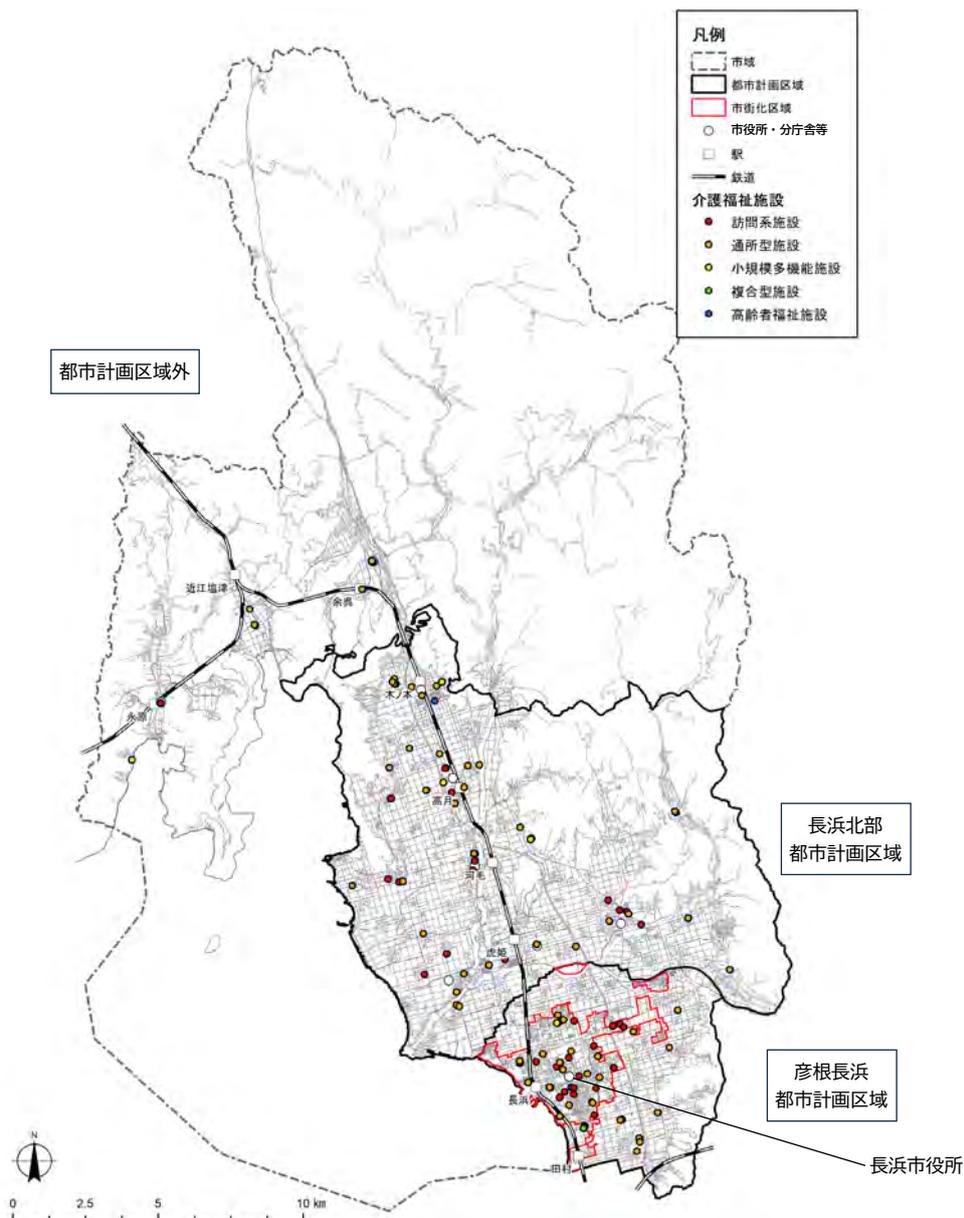
医療施設の分布状況を見ると、病院が4箇所、診療所が116箇所となっています。病院は3箇所が市街化区域内に、残りの1箇所が木之本駅周辺に位置しています。診療所は、市街化区域内に数多く立地するほか、市内各地に点在しています。



出典：JMAP 地域医療情報システム(<https://jmap.jp/cities/detail/city/25203>)
 図 医療施設の分布状況

3) 介護福祉機能

介護福祉施設の分布状況を見ると、訪問系施設が 54 箇所、通所型施設が 68 箇所、小規模多機能施設が 6 箇所、複合型施設が 1 箇所、高齢者福祉施設が 12 箇所となっています。彦根長浜都市計画区域では、市街化区域内のほとんどの施設が立地していますが、一部市街化区域の縁辺部に通所型施設が立地しています。長浜北部都市計画区域では、訪問型施設や通所型施設が点在しています。都市計画区域外では、通所型施設がいくつか存在していますが、市の北東部には介護福祉施設は立地していません。

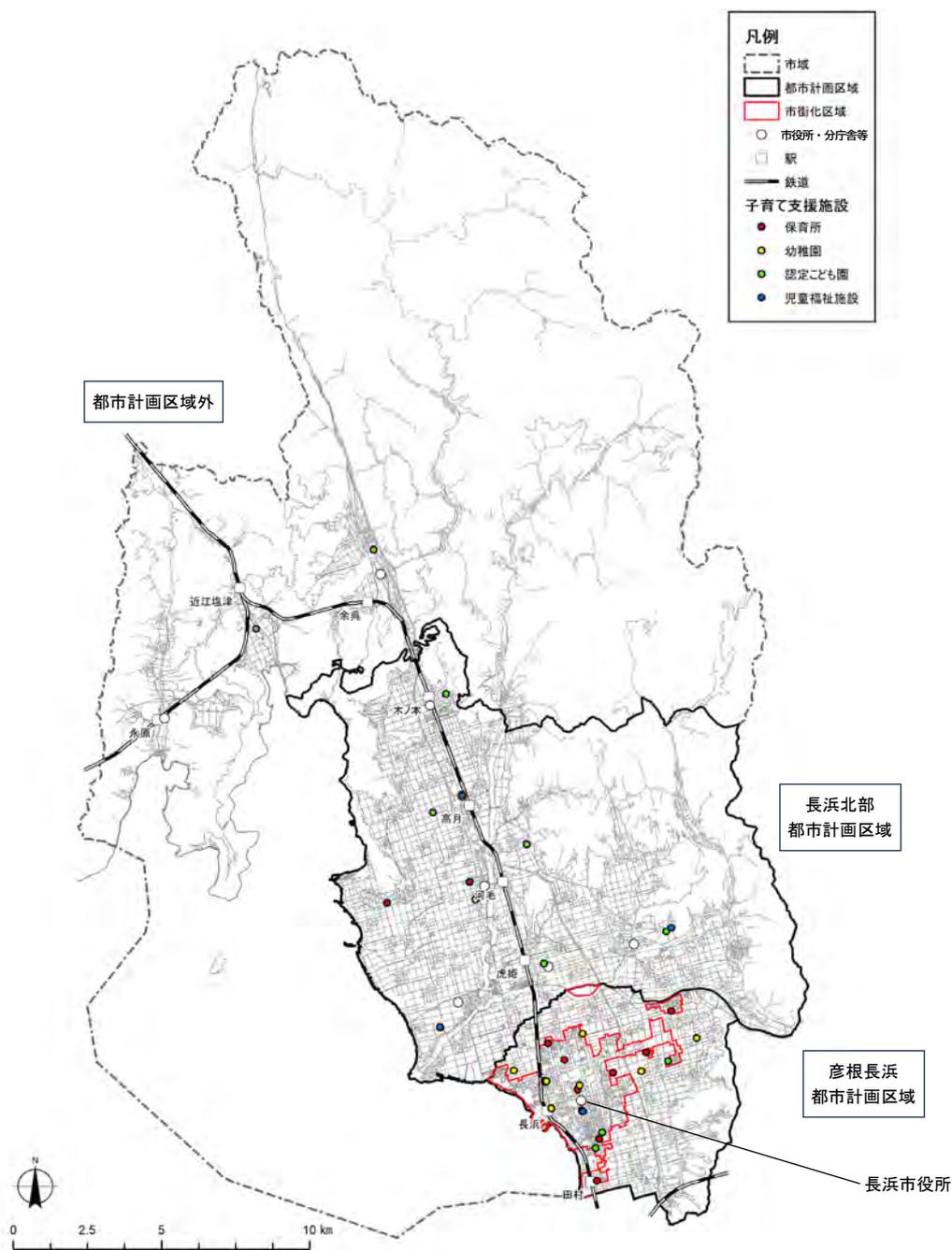


出典：市提供資料・介護事業所・生活関連情報検索（介護サービス情報公表システム）
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/25/index.php?action_kouhyou_pref_search_list_list=true

図 介護福祉施設の分布状況

4) 子育て機能

子育て支援施設の分布状況を見ると、保育所が12箇所、幼稚園が8箇所、認定こども園が13箇所、児童福祉施設が4箇所となっています。彦根長浜都市計画区域では、市街化区域内に保育所や幼稚園が立地しています。また、市街化区域縁辺部にも幼稚園が立地しています。長浜北部都市計画区域では、子育て支援施設が点在しています。都市計画区域外では、認定こども園が2箇所立地しています。

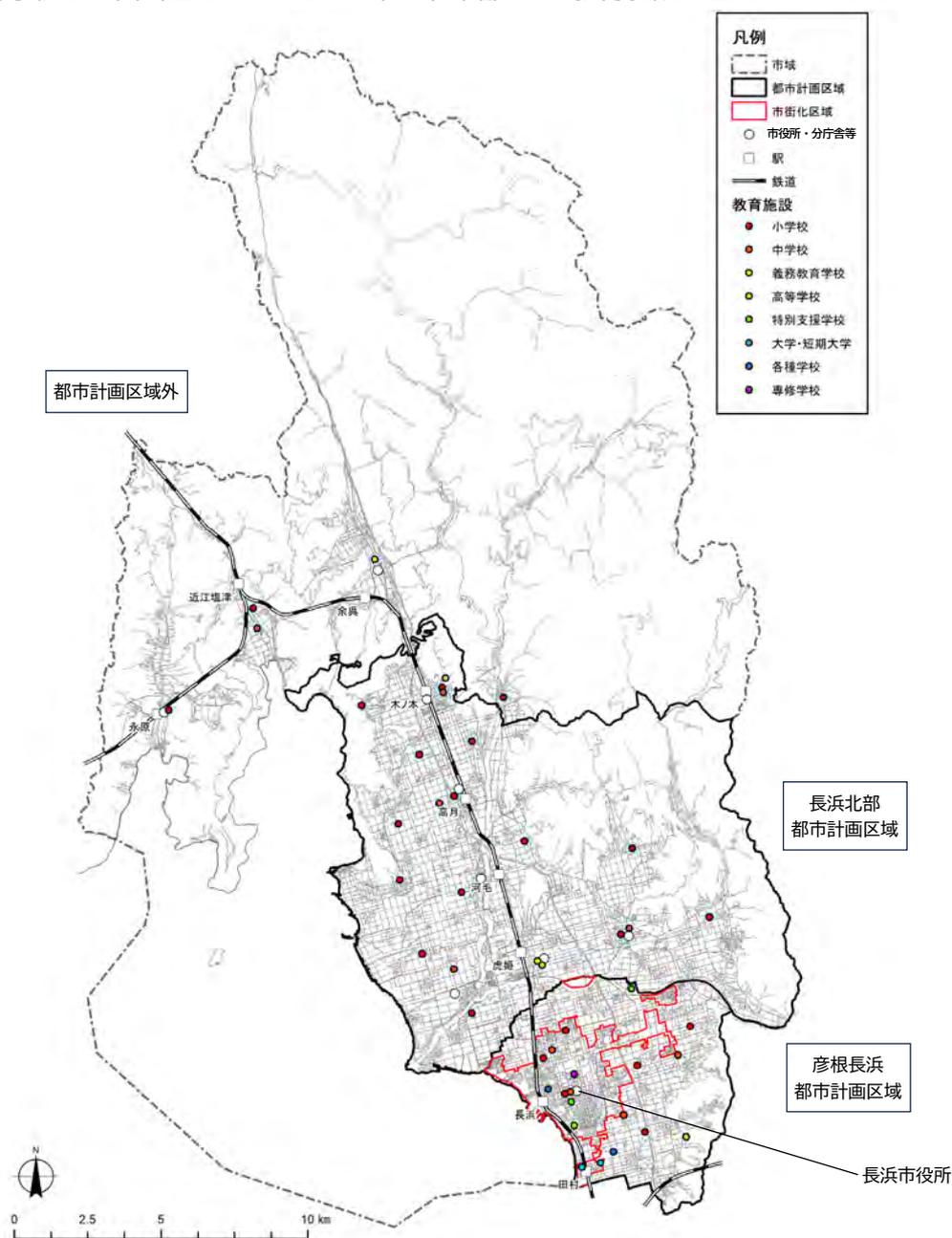


出典：市提供資料・長浜市 HP

図 子育て支援施設の分布状況

5) 教育機能

教育施設の分布状況を見ると、小学校が23箇所、中学校が10箇所、義務教育学校が2箇所、高等学校が6箇所、特別支援学校が2箇所、大学・短期大学が2箇所、専修学校が1箇所、各種学校が2箇所となっています。彦根長浜都市計画区域では、小学校、中学校のほか、複数の教育施設が立地しています。長浜北部都市計画区域では、小中学校が点在し、高等学校が2箇所立地しています。都市計画区域外では、小中学校のほか、義務教育学校が1箇所立地しています。市の北東部には、教育施設は立地していません。

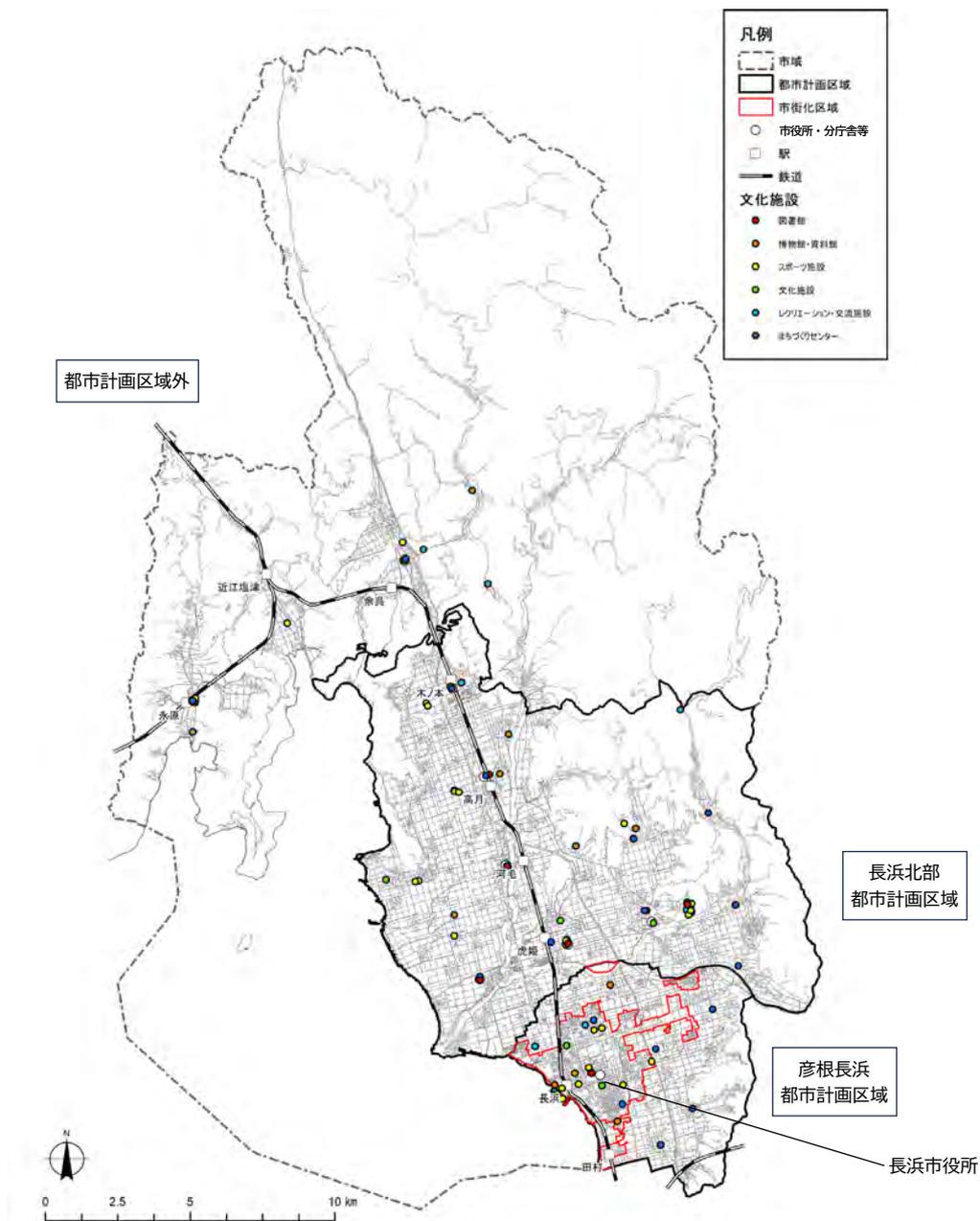


出典：市提供資料・長浜市HP・滋賀県HP

図 教育施設の分布状況

6) 文化機能

文化施設の分布状況を見ると、図書館が6箇所、博物館・資料館が19箇所、スポーツ施設が35箇所、文化施設が19箇所、レクリエーション・交流施設が9箇所、まちづくりセンターが19箇所となっています。彦根長浜都市計画区域では、市街化区域内に文化施設が多く立地しています。市街化区域外では、まちづくりセンターが複数箇所立地しています。長浜北部都市計画区域では、文化施設が分庁舎等の周辺に点在しています。都市計画区域外では、まちづくりセンター周辺に文化施設が立地しています。

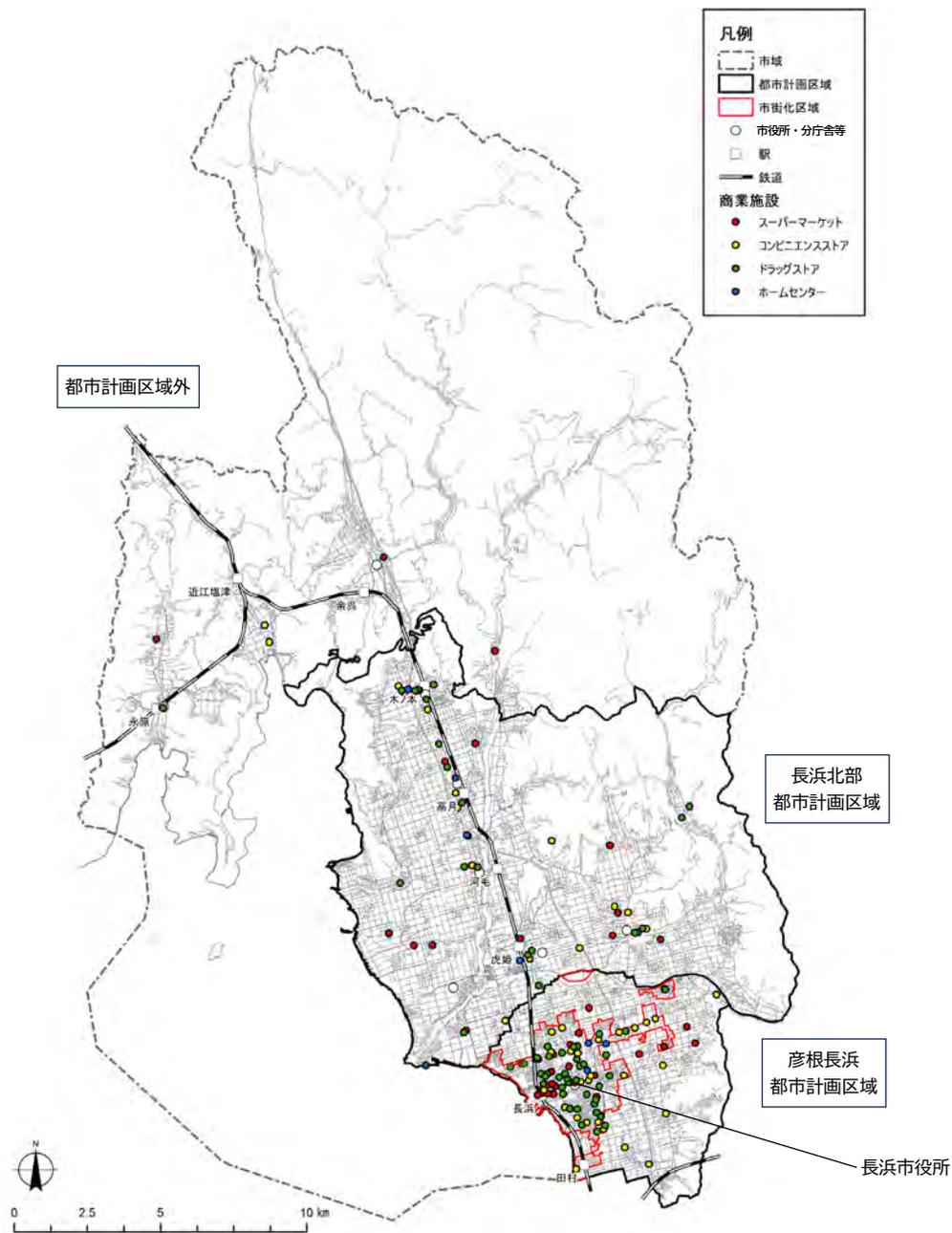


出典：市提供資料

図 文化施設の分布状況

7) 商業施設

商業施設の分布状況を見ると、スーパーマーケットが53箇所、コンビニエンスストアが42箇所、ドラッグストアが90箇所、ホームセンターが9箇所となっています。彦根長浜都市計画区域では、コンビニエンスストアやドラッグストアのほか、多くの商業施設が立地しています。長浜北部都市計画区域では、分庁舎等の周辺や国道周辺に商業施設が立地しています。都市計画区域外では、スーパーマーケットが3箇所、コンビニエンスストアが2箇所、ドラッグストアが1箇所立地しています。

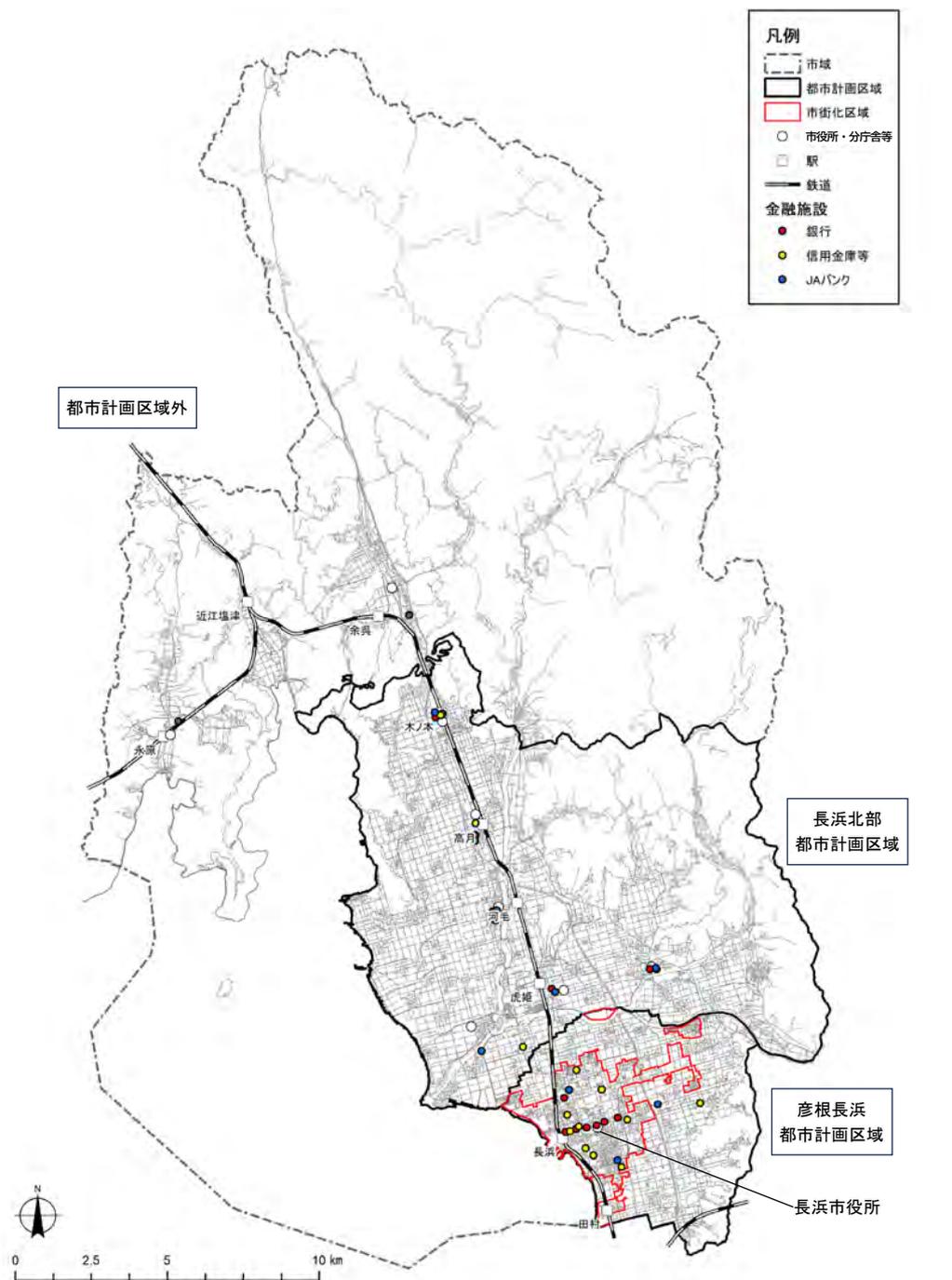


出典：iタウンページ

図 商業施設の分布状況

8) 金融施設

金融施設の分布状況を見ると、銀行が17箇所、信用金庫等が14箇所、JAバンクが13箇所となっています。彦根長浜都市計画区域では、長浜駅や長浜市役所周辺に銀行が多く立地しています。長浜北部都市計画区域では、分庁舎等の周辺に金融施設が立地しています。都市計画区域外では、JAバンクが2箇所立地しています。



出典：各金融施設 HP

図 金融施設の分布状況

(9) 土地利用規制等

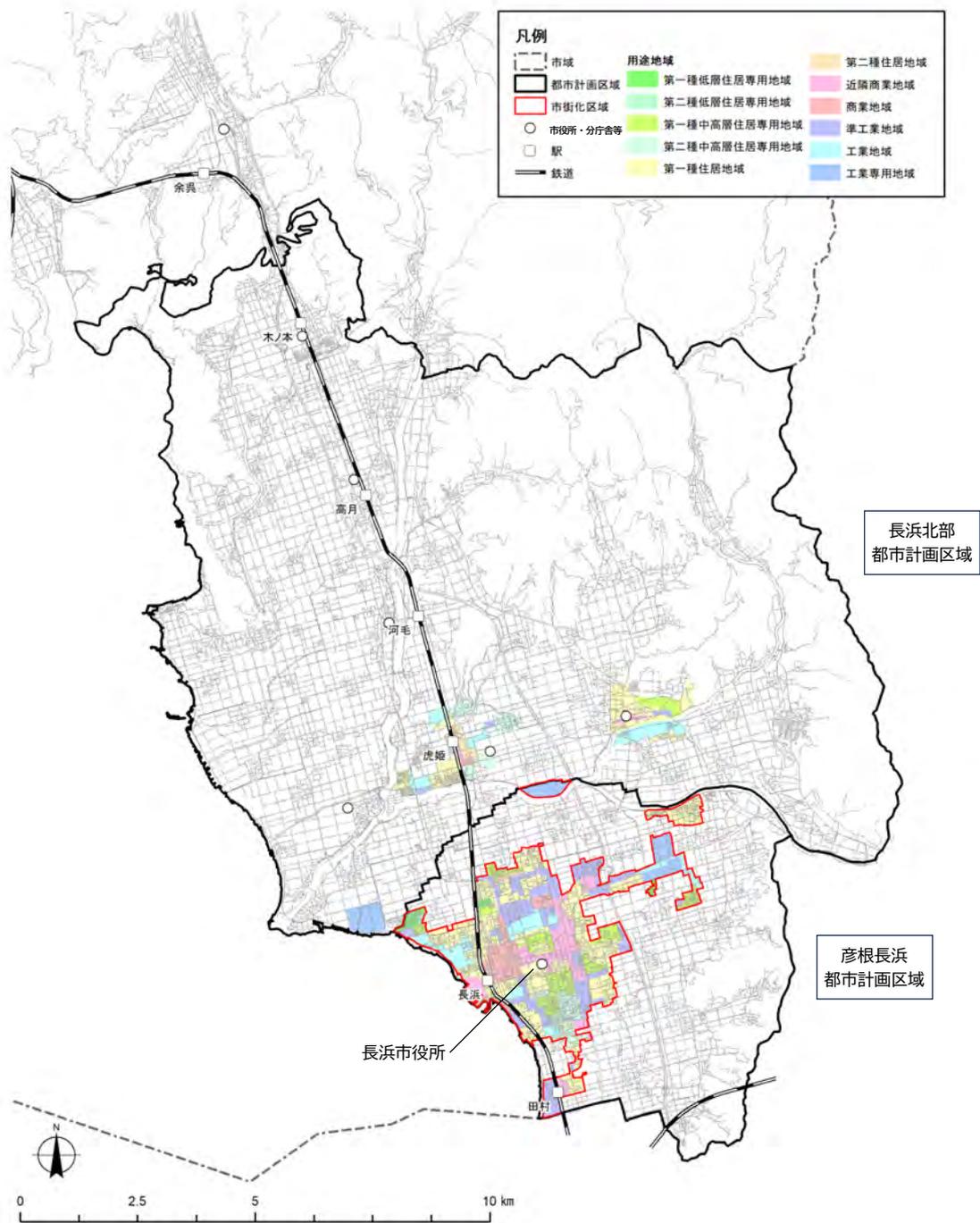
① 用途地域

用途地域指定状況をみると、彦根長浜都市計画区域では、第1種住居地域が最も多く、次いで準工業地域となっています。長浜駅と長浜市役所の間には、商業系の用途地域が設定されています。長浜北部都市計画区域では、第1種住居地域が最も多く、次いで、工業地域となっています。どちらの都市計画区域も、住居系の割合が高くなっています。

表 用途地域指定状況

単位：ha

	彦根長浜 都市計画区域	長浜北部 都市計画区域	計
第1種低層住居専用地域	22.6 (1.7%)	0.0 (0.0%)	22.6 (1.3%)
第2種低層住居専用地域	2.8 (0.2%)	0.0 (0.0%)	2.8 (0.2%)
第1種中高層住居専用地域	129.0 (9.7%)	24.3 (6.6%)	153.3 (9.1%)
第2種中高層住居専用地域	57.9 (4.4%)	51.0 (13.9%)	108.9 (6.4%)
第1種住居地域	488.9 (36.9%)	142.5 (38.7%)	631.4 (37.3%)
第2種住居地域	5.9 (0.4%)	12.2 (3.3%)	18.1 (1.1%)
近隣商業地域	120.2 (9.1%)	12.0 (3.3%)	132.2 (7.8%)
商業地域	90.1 (6.8%)	9.8 (2.7%)	99.9 (5.9%)
準工業地域	229.3 (17.3%)	6.3 (1.7%)	235.6 (13.9%)
工業地域	110.5 (8.3%)	68.6 (18.6%)	179.1 (10.6%)
工業専用地域	67.7 (5.1%)	41.3 (11.2%)	109.0 (6.4%)
計	1,324.9 (100.0%)	368.0 (100.0%)	1,692.9 (100.0%)

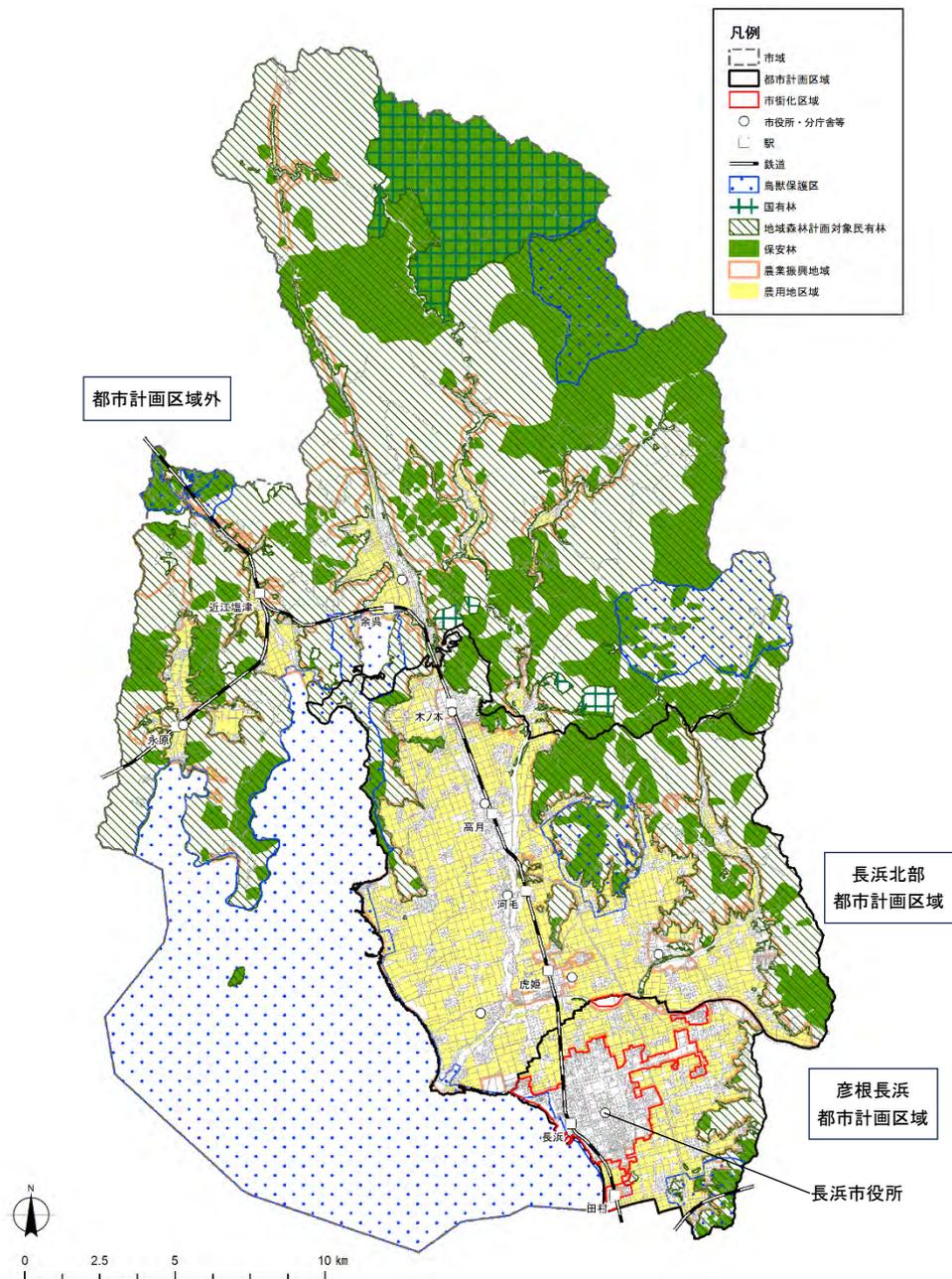


出典：都市計画基礎調査（令和3年（2021年））
 図 用途地域指定状況

② 土地利用規制

その他の土地利用規制指定状況を見ると、彦根長浜都市計画区域では、市街化区域外のほとんどが農用地区域に指定されています。また、長浜北部都市計画区域では、農用地区域や地域森林計画対象民有林が多くなっています。都市計画区域外は、ほとんどが地域森林計画対象民有林となっています。

市の東側には保安林が、また北側に国有林が存在しています。琵琶湖周辺は鳥獣保護区に指定されています。以上のように、市域の大部分が各種法律に指定されています。



出典：国土数値情報

図 その他の土地利用規制指定状況

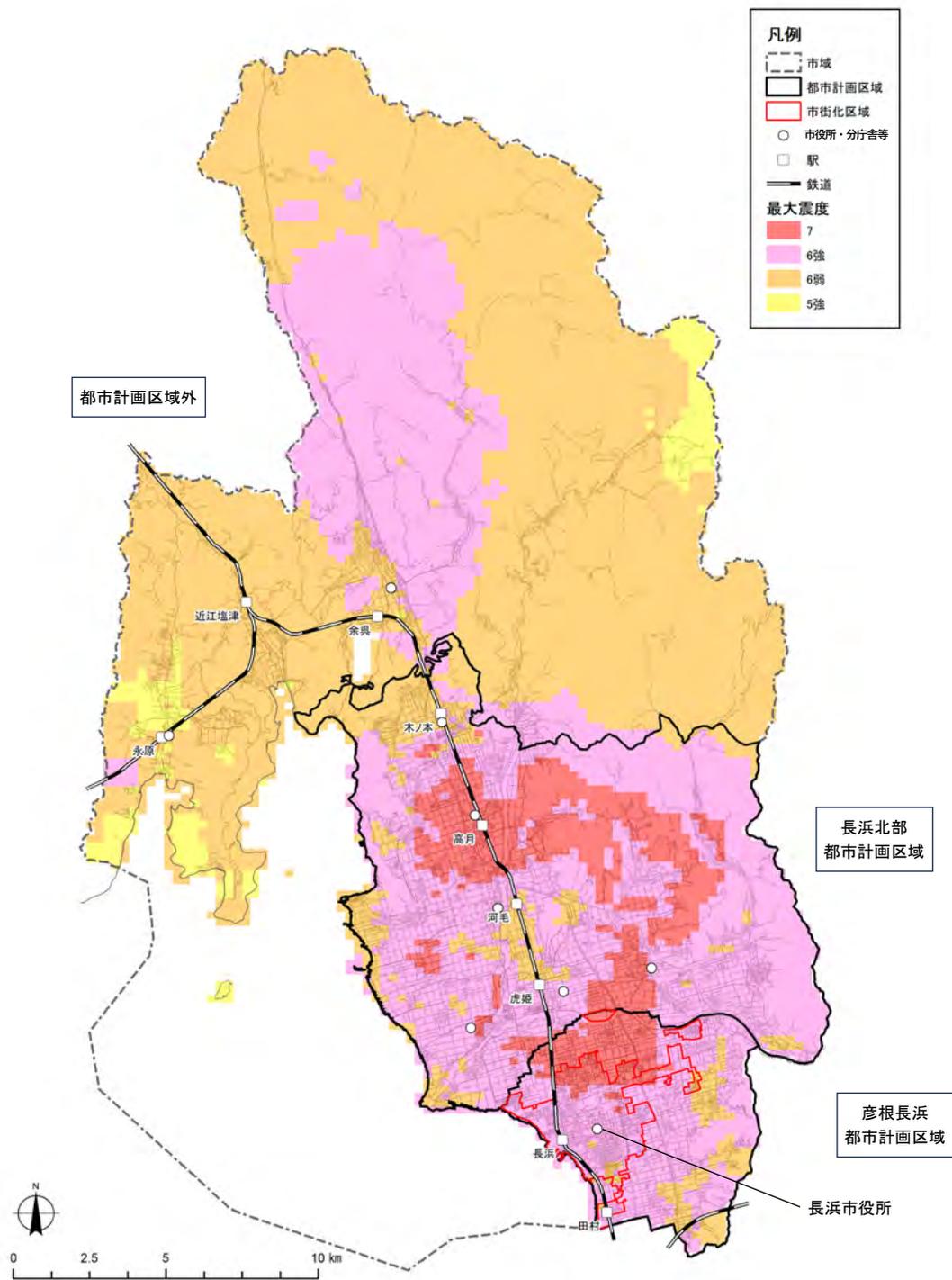
(10) 災害リスク

① 地震

最大推定震度分布（全地震）をみると、市中部で震度が大きく、最大震度が7と想定されています。市街化区域内の北側でも震度7の地区が、その他の地区も震度6強と想定されています。

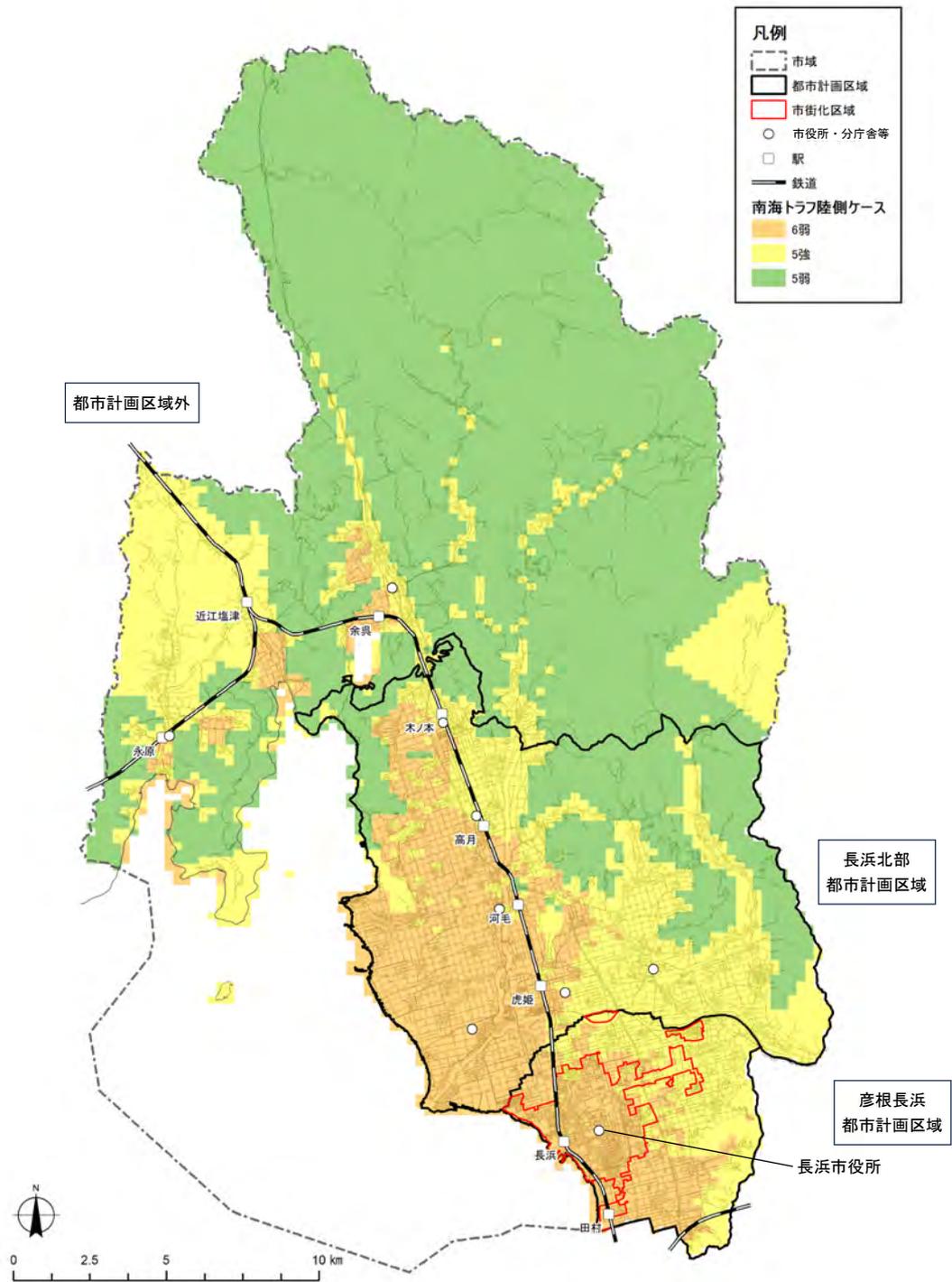
南海トラフ地震（陸側ケース）をみると、市内の最大震度は6弱となっています。市街化区域や長浜北部都市計画区域内の鉄道の西側で最大震度である6弱と想定されています。

震度分布図で多く抽出されたエリアは、高月駅周辺と長浜市役所北部の市街化区域縁辺部となり、そのエリアではよく揺れると想定されています。



出典：滋賀県防災情報マップ

図 最大推定震度分布（全地震）

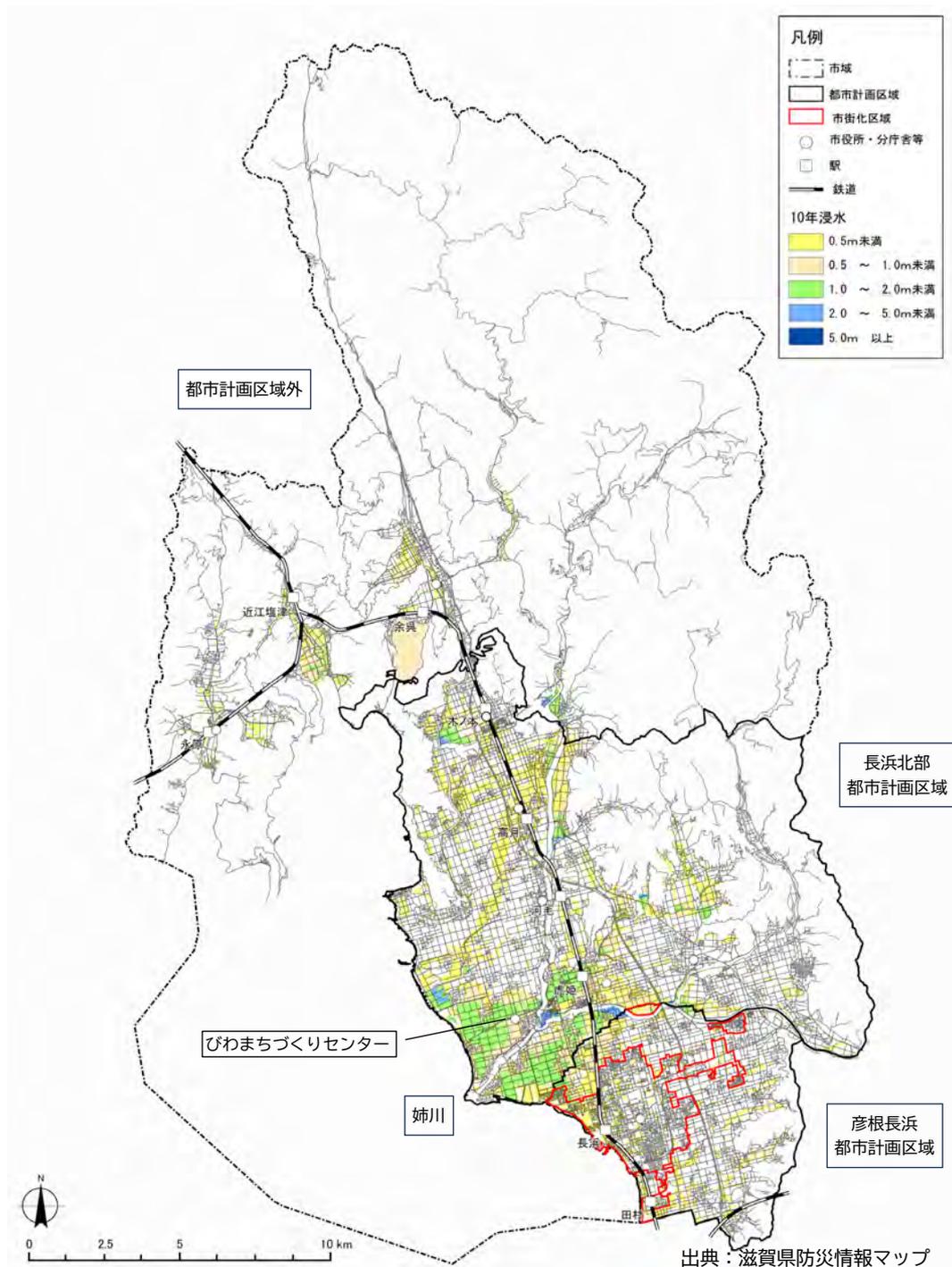


出典：滋賀県防災情報マップ

図 南海トラフ地震（陸側ケース）

② 洪水

10年に1度の降雨確率の浸水深さをみると、市街化区域内では、0.5m^{*}の浸水が見られ、一部、鉄道の西側で0.5m以上3m未満の想定となっている地区があります。また長浜北部都市計画区域内では、姉川の周辺流域で0.5m以上3m未満の想定区域が広がっています。



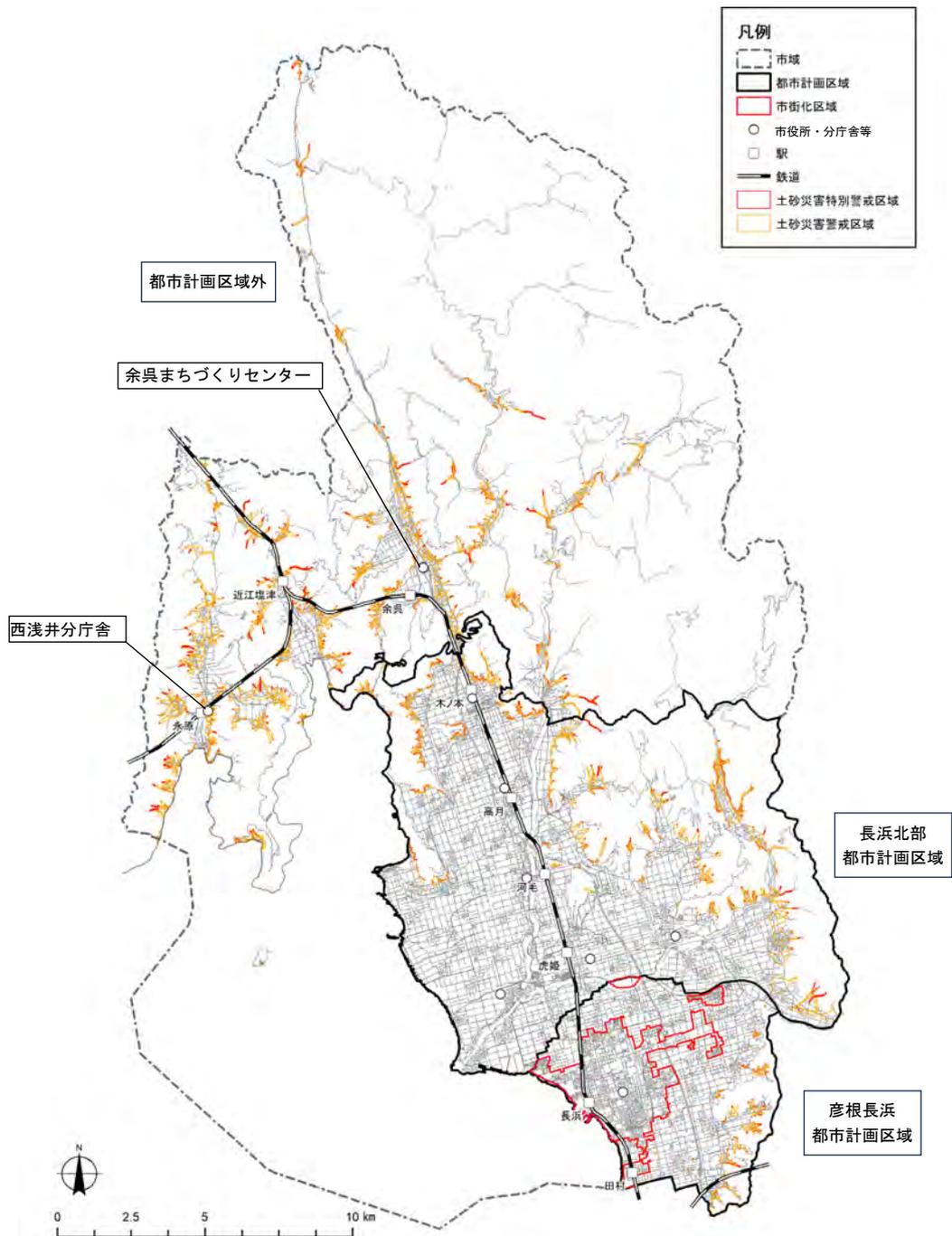
※滋賀県都市計画基本方針（R4.3）において、「10年に1度の降雨確率」で50cm以上の浸水が見込まれるエリアについては居住誘導区域に含めない。または、やむを得ず、含める場合には「防災指針」に防災対策等を記載

図 浸水深 10年に1度の降雨確率

③ 土砂災害

土砂災害（特別）警戒区域をみると、市北部及び東部に土砂災害（特別）警戒区域が多く分布しています。各分庁舎等の周辺をみると、余呉まちづくりセンターや西浅井分庁舎の近くに土砂災害警戒区域が存在しています。

また、本市には、大規模盛土造成地は分布していません。



出典：滋賀県防災情報マップ

図 土砂災害（特別）警戒区域

④ 避難所・避難場所

避難所・避難場所一覧表をみると、地震時と大雨時で使用できる避難所が異なります。広域避難場所は、大規模な火災の延焼時のみ開設されます。

避難所・避難場所位置図（洪水）をみると、市街化区域をはじめ、人口の多い地区に重点的に点在しています。避難所・避難場所位置図（土砂災害）をみると、市街化区域内や人口の多い地区以外に、市の縁辺部にも点在しています。

表 避難所・避難場所一覧

【指定避難所】

地域	地区	名称	所在地	指定緊急避難場所	
				地震時	大雨時
長浜	旧長浜	長浜小学校	高田町9-9	○	○
		西中学校	高田町10-10	○	○
	六荘	長浜北星高等学校	地福寺町3-72	○	○
		長浜北高等学校	平方町270	○	○
		六荘まちづくりセンター「六角館」	勝町490	○	○
		南中学校	永久寺町810	○	○
		滋賀文教短期大学	田村町335	○	○
		長浜バイオ大学	田村町1266	○	○
	南郷里	南郷里小学校	南田附町352	○	○
		長浜市民体育館	宮司町1203	○	○
		南郷里まちづくりセンター	新栄町1065-2	○	○
	神照	神照小学校	神照町311	○	○
		北中学校	神照町910	○	○
		長浜北小学校	八幡中山町1310	○	○
		神照まちづくりセンター	神照町286-1	○	○
	北郷里	北郷里小学校	春近町353	○	○
		東中学校	堀部町763	○	○
		長浜地域総合センター	西上坂町1164	○	○
		北郷里まちづくりセンター	東上坂町976-7	○	○
	西黒田・神田	長浜農業高等学校	名越町600	○	
		長浜南小学校	加田町1460	○	○
西黒田まちづくりセンター		常喜町500-1	○	○	
神田まちづくりセンター		加田町 2727	○	○	
浅井	湯田	湯田小学校	内保町1051	○	○
		浅井中学校	内保町627	○	○
		湯田まちづくりセンター	内保町2645	○	○
		浅井文化ホール	内保町2500	○	○
	田根	田根小学校	野田町68	○	○
		田根まちづくりセンター	高畑町316-1	○	○
	下草野	浅井小学校	当目町54	○	○
		下草野まちづくりセンター	北ノ郷町105	○	○
	七尾	旧七尾小学校	佐野町22	○	
		七尾まちづくりセンター	佐野町181	○	
	上草野	旧上草野小学校	野瀬町730	○	○
		上草野まちづくりセンター	野瀬町809	○	○
	びわ	びわ	びわ南小学校	川道町3456	○
びわまちづくりセンター			難波町448	○	
びわ北小学校			益田町56	○	*
びわ中学校			弓削町460	○	○
あじさいホール			富田町431	○	○

地域	地区	名称	所在地	指定緊急避難場所	
				地震時	大雨時
虎姫	虎姫	虎姫学園	五村88	○	*
		虎姫高等学校	宮部町2410	○	*
		虎姫運動広場体育館	五村360-1	○	
		虎姫まちづくりセンター	田町108	○	○
湖北	小谷	小谷小学校	小谷丁野町524	○	○
		速水	速水小学校	湖北町速水2561-1	○
	速水	湖北中学校	湖北町速水1191	○	○
		湖北体育館	湖北町速水1210	○	○
		湖北文化ホール	湖北町速水2745	○	○
		朝日	朝日小学校	湖北町山本1125	○
朝日	山本山運動広場体育館	湖北町山本2868	○	○	
	高月	富永	富永小学校	高月町井口160	○
高月		高月小学校	高月町高月738	○	○
		高月中学校	高月町高月2491-1	○	○
		高月まちづくりセンター	高月町渡岸寺141-1	○	○
古保利	古保利小学校	高月町西柳野38	○	○	
	高月運動広場体育館	高月町東柳野3-1	○	○	
七郷	七郷小学校	高月町唐川248	○	○	
木之本	伊香具	伊香具小学校	木之本町大音1114	○	
		長浜伊香ツインアリーナ	木之本町西山183-3	○	○
	木之本	木之本小学校	木之本町木之本685-1	○	○
		木之本中学校	木之本町木之本682	○	○
		伊香高等学校	木之本町木之本251	○	
		木之本文化センター	木之本町田部542	○	○
		木之本スティックホール	木之本町木之本1757-6	○	○
	高時	高時小学校	木之本町石道1079-1	○	○
		大見いこいの広場	木之本町大見678	○	○
	杉野	旧杉野小中学校	木之本町杉野489	○	
余呉	余呉	余呉小中学校	余呉町中之郷777	○	○
		旧鏡岡中学校	余呉町中之郷1030	○	○
		中河内集会所	余呉町中河内86-1	○	
		菅並集会所	余呉町菅並741-1	○	○
		余呉まちづくりセンター	余呉町中之郷1117	○	
西浅井	西浅井	塩津小学校	西浅井町塩津中41	○	○
		西浅井中学校	西浅井町塩津中312	○	○
		永原小学校	西浅井町大浦167	○	
		西浅井まちづくりセンター	西浅井町大浦2590	○	○

注) 指定避難所は、災害時の状況に応じて開設する。

指定緊急避難場所は、地震時、大雨時で区分し、それぞれ「○」の施設を利用する。

※地震時○：緊急避難場所として利用する建物が、耐震性適合か耐震工事済の建物。

※大雨時○：洪水時使用可能（浸水深が 0.5m未満か 2.0m未満の地域にある避難所は、2階以上の建物があれば、浸水深が 2.0m以上～5.0m未満の地域にある避難所は、3階以上の建物があれば、使用可能とした。）で、土砂災害警戒区域外にある施設。

※大雨時*：びわ北小学校・虎姫学園・虎姫高等学校は、校舎の2階以上に避難する場合には、使用可能とする。

※湖北文化ホールには、湖北まちづくりセンターの施設の一部（出入口・通路・トイレ等）も避難場所を含む。

【一時避難所】

施設名	所在地
(株)平和堂 アル・ブラザ長浜(立体駐車場)	小堀町450
(株)平和堂 フレンド마트長浜駅前店(立体駐車場)	北船町1-15
イオンリテール(株)近畿カンパニー イオン長浜店(立体駐車場)	山階町271-1
長浜キャノン(株)(体育館・グラウンド)	国友町1280
(株)コロワイドMD 長浜CK(食堂)	国友町270
グランドメルキュール琵琶湖リゾート&スパ(1階ロビー)	大島町38
イオンビッグ(株)ザ・ビッグ高月店(駐車場)	高月町東物部45-1
えきまち長浜(株)	北船町3-24
生活協同組合コープしが コープながはま店(駐車場)	宮司町 1200

【広域避難場所】

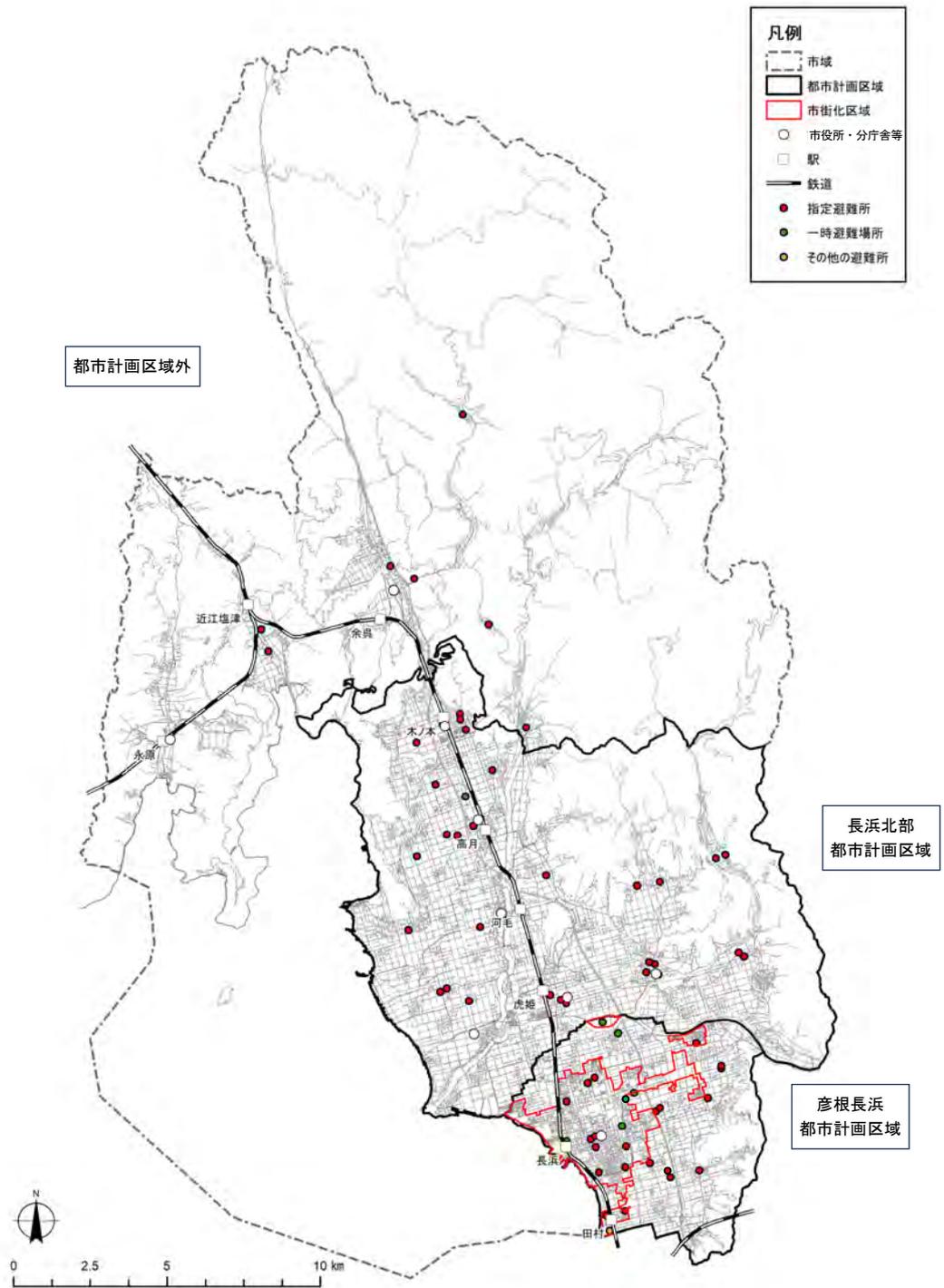
地域	施設名	所在地
長浜	神照運動公園	神照町208-1
	豊公園	公園町1325
浅井	浅井ふれあいグラウンド	大依町15 浅井文化スポーツ公園内
虎姫	虎姫運動広場運動場	宮部町3378-1
湖北	山本山運動広場運動場	湖北町山本2868
	高時川運動広場	湖北町速水2021
びわ	奥びわスポーツの森多目的広場	早崎町1667
高月	高月運動広場運動場	高月町高月820-1
木之本	木之本グラウンド	木之本町西山183-3
余呉	余呉屋内グラウンド	余呉町中之郷788
西浅井	西浅井運動広場運動場	西浅井町大浦190

※広域避難場所は、大規模な火災の延焼による危険から一時的に避難する場所であり、特に開設等を行わない。
 ※豊公園においては、再整備にあたり災害時に救護所として利用できる施設（平時は休憩所として利用）の整備を推進する。

【その他の避難所】

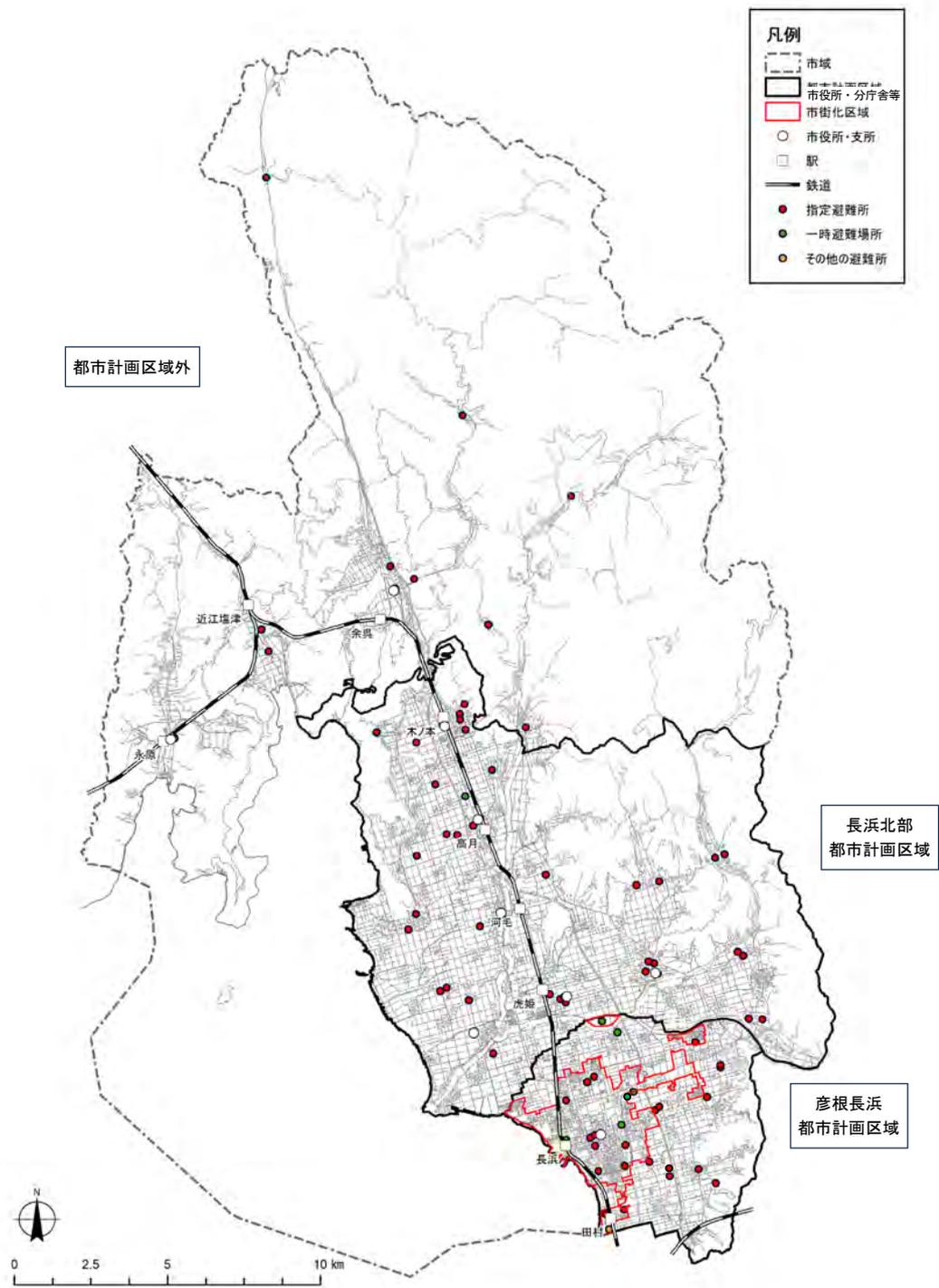
施設名	所在地
滋賀県立長浜ドーム	田村町1320
自治会避難場所	

※滋賀県立長浜ドームの利用は、「滋賀県立長浜ドーム避難所利用承諾書」に基づいて行う。
 ※自治会避難場所とは、自治会が構成員の避難場所として定める自治会館や公会堂を指す



出典：長浜市地域防災計画

図 避難所・避難場所位置図（洪水）



出典：長浜市地域防災計画

図 避難所・避難場所位置図（土砂災害）

⑤ 過去の災害履歴

過去の災害履歴をみると、約2年に1回程度、避難指示や避難勧告の発令する災害が起きています。大雨や台風による被害のため、浸水関係の被害が多くなっています。

表 過去の災害履歴一覧

日付	被害内容	主な被害状況	その他
平成20年7月18日(金)	大雨に伴う被害	床上浸水11戸・床下浸水203戸	
平成22年9月22日(水) ～23日(木)	大雨に伴う被害	床下浸水15戸	
平成25年7月29日(月) ～7月30日(火)	大雨に伴う被害	床下浸水 (住宅6戸・県営住宅1棟・ 倉庫1か所)	避難勧告(21時10分発令・ 翌1時30分解除) 避難者数：346人
平成25年9月15日(日) ～9月16日(月)	台風18号に伴う被害		避難勧告(16日11時00分発令・ 13時50分解除)
平成26年8月9日(土) ～8月10日(日)	台風11号に伴う対応	けが人1名・倒木・通行止め	避難準備情報(10日16時30分に発令) 避難勧告(10日18時発令・20時50分 解除)
平成26年8月15日(金) ～16日(土)	大雨に伴う被害	床下浸水66戸	
平成29年8月7日(月) ～8日(火)	台風5号に伴う被害	床上浸水1床 床下浸水25床 越水・通行止め・土砂流出・ 法面崩壊・山腹崩落	避難準備情報(8日0時10分から8日12時 15分にかけて発令) 避難勧告(8日2時5分から8日4時40分 にかけて発令) 避難指示(8日2時に発令) 避難者数：614人
平成29年10月22日 (日)	台風21号に伴う被害	床上浸水2床 床下浸水21床 土砂流出・法面崩壊・倒木	避難準備情報(22日21時10分から23日 0時45分にかけて発令) 避難勧告(22日23時15分から23日 0時15分にかけて発令) 避難者数：115名
平成30年7月5日(木) ～8日(日)	平成30年7月豪雨に 伴う対応	床下浸水4床 通行止め・橋梁破損 護岸流出・法面崩壊・ 管浦立入制限	避難勧告(5日16時55分から5日 21時20分にかけて発令) 避難者数：64名
平成30年9月4日(火) ～5日(水)	台風21号に伴う対応	負傷者9名・ 家屋の損壊等 201戸 通行止め・ 広域停電 約15,000軒	指定避難所未開設
平成30年9月30日(日) ～10月1日(月)	台風24号に伴う対応	家屋の損壊等 10戸 通行止め・通航制限・ 法面欠損・倒木	避難準備情報(30日16時発令) 避難者数：15名
令和2年7月8日	大雨対応	床下浸水4件 土砂崩落	避難勧告(8日5時40分から8日6時40分 にかけて発令) 避難者数：33名
令和4年8月4日	大雨対応	床上浸水：12軒 床下浸水：20軒 溢水・霞堤越水・県道崩落・ 土砂流出・流木散乱	避難指示(5日8時20分から5日11時にか けて発令→5日15時50分解除) 避難者数：約100名
令和4年9月19日	台風14号	大きな被害なし	自主避難所開設(19日15時30分から 20日7時) 避難者数：8名

出典：市提供資料

(11) 財政

【歳入】

新型コロナウイルス感染症への対応経費の財源として令和2年度は国庫支出金が大きく増えていますが、平成27年度頃から全体的に歳入は増加傾向にあります。一方で、自主財源割合は令和2年度から減少し、令和3年度にはやや回復したものの、令和元年度以前の水準には戻っていません。

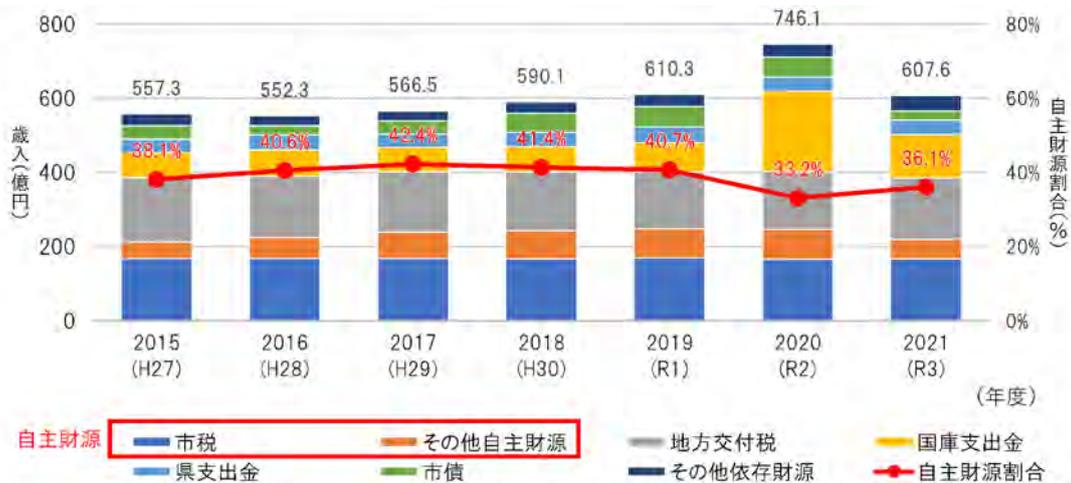


図 歳入の推移

出典：市町村決算カード（総務省）

【歳出】

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は補助費等が大きく増えていますが、歳出も歳入と同様、全体的に増加傾向にあります。また、令和2年度まで人件費等の義務的経費の割合は減少傾向にありましたが、令和3年度の義務経費の割合は扶助費の増加により約48%と過去7年間で最も大きくなっています。

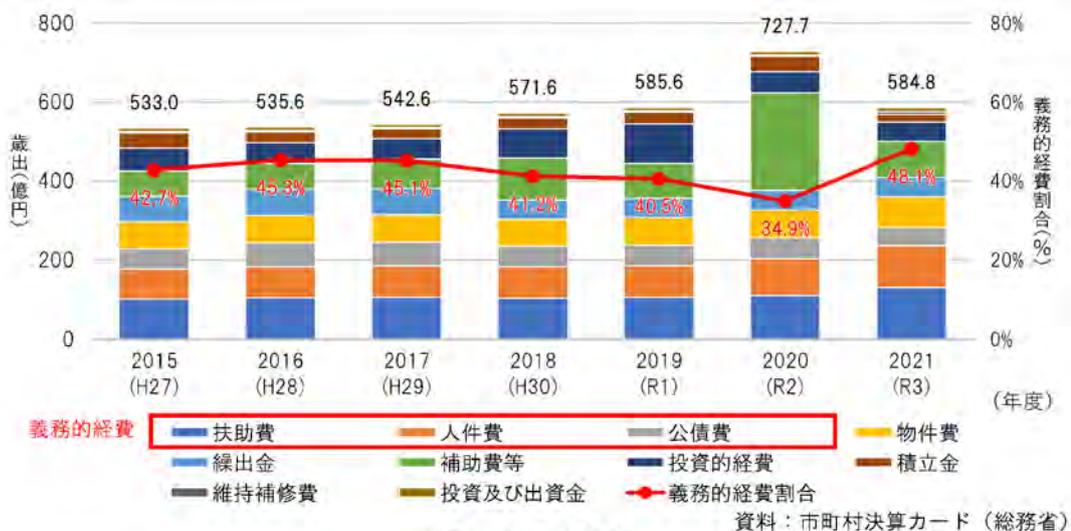
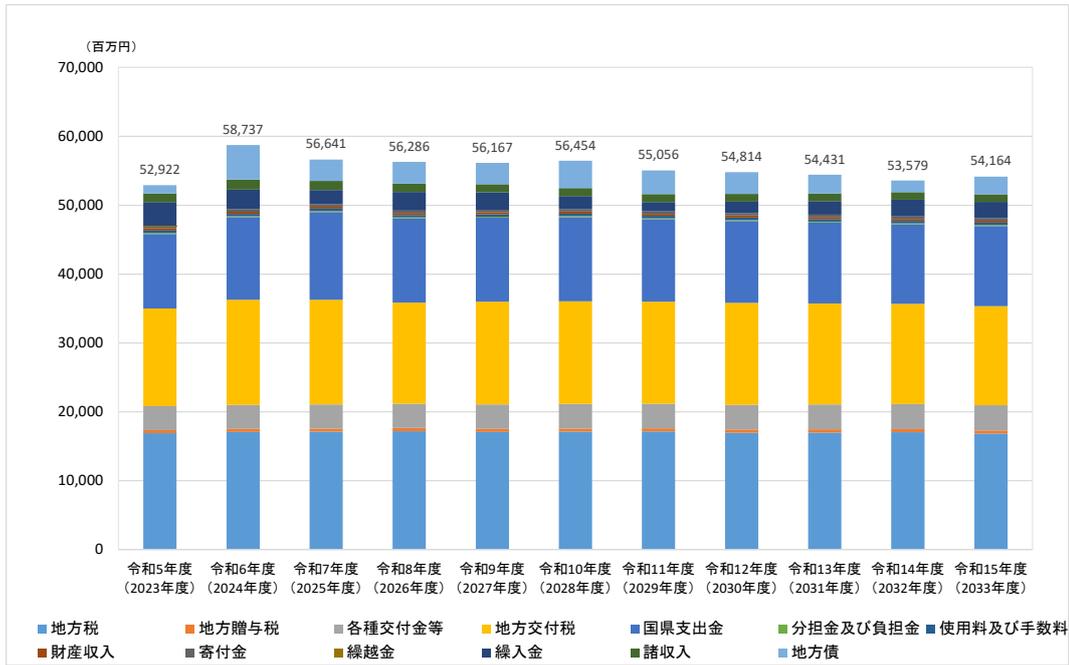
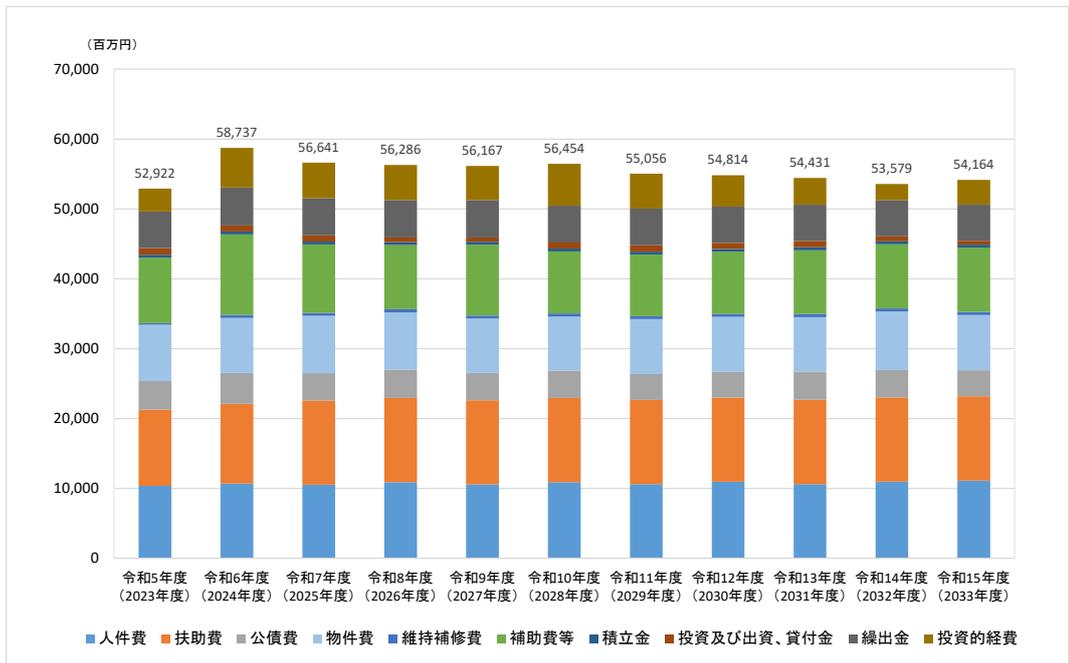


図 歳出の推移



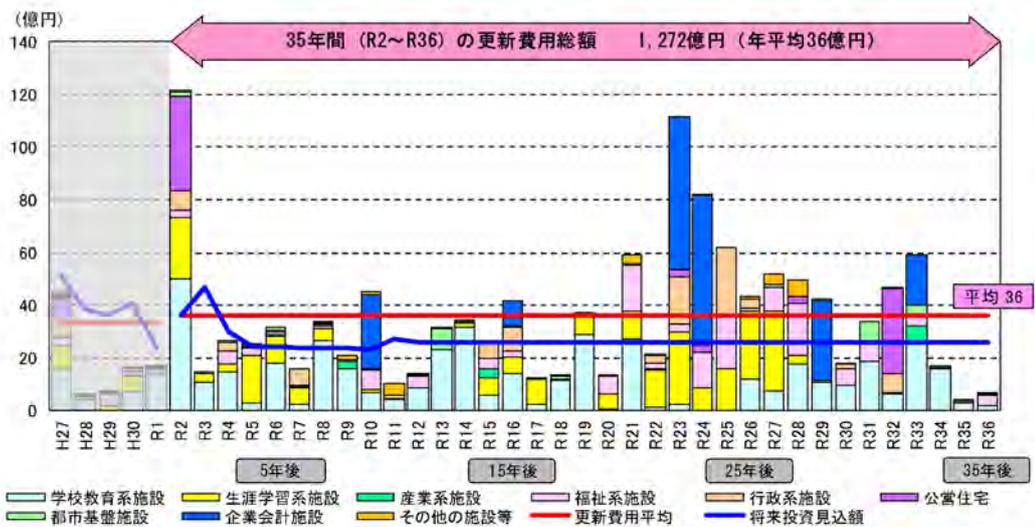
出典：財政計画（令和5年（2023年）8月）

図 歳入額の計画

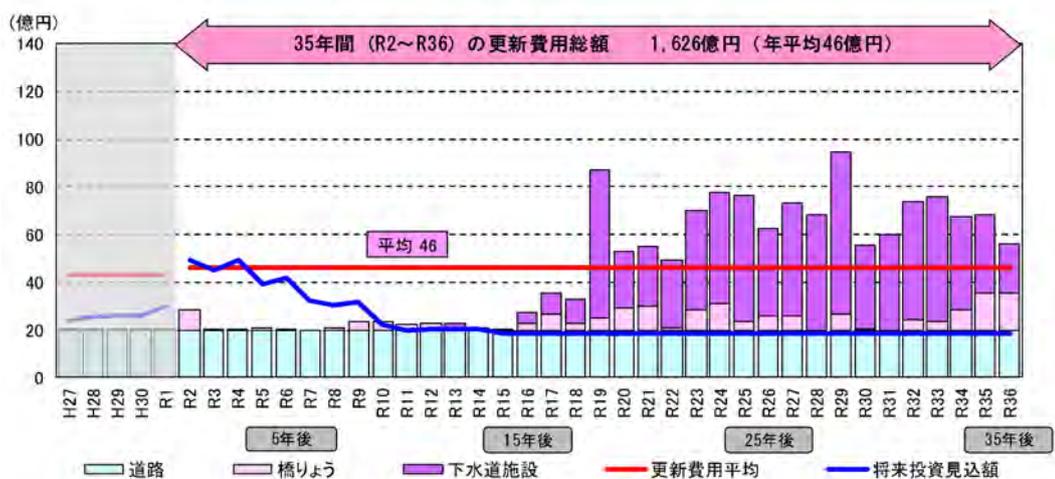


出典：財政計画（令和5年（2023年）8月）

図 歳出額の計画



出典：長浜市公共施設等総合管理計画（平成 27 年（2015 年）3 月）
 図 公共建築物の将来の更新費用の推計



出典：長浜市公共施設等総合管理計画（平成 27 年（2015 年）3 月）
 図 インフラ資産の将来の更新費用の推計

2. 上位計画・関連計画

No	計画名	策定年次	目標年次	県	上位	関連	下位
1	滋賀県都市計画基本方針	令和4年	概ね20年	●			
2	彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和7年7月	令和17年	●			
3	長浜北部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和7年7月	令和17年	●			
4	長浜市総合計画 基本構想	平成29年3月	令和8年度		●		
5	長浜市国土利用計画	令和6年7月改訂	令和8年度		●		
6	長浜市みどりの基本計画	令和4年3月改訂	令和13年度			●	
7	長浜市道づくり計画	平成26年3月	令和15年度			●	
8	長浜市歴史的風致維持向上計画(第2期)	令和7年度	令和11年度			●	
9	長浜市景観まちづくり計画	令和6年12月	—			●	
10	長浜市産業振興ビジョン	令和6年改訂	令和8年度			●	
11	長浜市地域防災計画	令和7年3月	—			●	
12	田村駅周辺整備基本計画	平成30年5月	—				●
13	南長浜まちづくりビジョン for 2050	令和7年3月	令和32年			●	
14	長浜市地域交通計画	令和6年3月	令和10年度			●	
15	湖の辺のまち 長浜未来ビジョン	令和7年3月	令和32年度			●	

図 関連計画一覧

(1) 滋賀県都市計画基本方針

滋賀県都市計画基本方針	
策定年次	令和 4 年 3 月
目標年次	令和 24 年度
都市の将来像	<p>(1) 住む、働く、憩うといった機能が集積した多様な拠点において、多様な人々との出会い・交流を通じた豊かな生活を実現できる社会</p> <p>(2) 成長性のある企業立地の促進と、先端技術の活用や新たなサービス・製品の普及による便利で快適に生活できる社会</p> <p>(3) 拠点を結ぶ公共交通網および拠点までの移動手段により安心して移動できる社会</p> <p>(4) 自然災害に対応した都市で安全に暮らせる社会</p> <p>(5) 歴史・文化・風土に根ざした地域の資源が保全、継承、活用され自然共生する文化が育まれる社会</p>
目指すべきまちづくりの方向性	<p>(1) 拠点連携型都市構造への転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低密度な拡散型の都市構造から、既存のストックを活かす視点を重視し、持続可能で質の高い都市構造への転換 <p>(2) 5つの目指すべきまちづくりの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職住近接のゆとりある生活圏を構築するための魅力ある多様な拠点の形成 ・滋賀の成長を支える多様な産業の創出や利便性の向上に資するまちづくり ・人や物の円滑な移動や交流を促進する質の高い交通・道路ネットワークの形成 ・災害リスクを低減し、拠点間の広域的な連携による相互支援を可能とする安全なまちづくり ・滋賀らしい歴史・文化資源、自然資源、景観を活かし継承するまちづくり
地域（圏域）ごとの方向性	<p>【彦根長浜地域】</p> <p>■拠点の形成・都市機能の強化について近江八幡八日市地域や高島地域と連携しながら、交通ネットワーク整備や中心市街地の快適性を高める基盤整備、積極的な企業の立地誘導を図ること等により、利用しやすい多様な機能の充実した拠点の形成を図る。</p> <p>■拠点の形成・交通ネットワークとの連携について県内唯一の新幹線駅を有し、滋賀県の広域公共交通の玄関口として、高速道路や主要幹線道路、JR等の交通ネットワークを活用し、連坦する市街地間や拠点間が公共交通などの交通軸により結ばれたネットワークの形成・充実を図り、地域活力の向上につなげる。</p> <p>■市街地の形成について点在した地域内の他の市街地については、各々が公共交通などの交通軸により結ばれた拠点連携型のネットワークの形成・充実により、地域活力の向上を図る。</p> <p>■郊外部・農村部について郊外部においては、鉄道駅周辺や旧町の中心を拠点として、複数の生活圏域が形成されているが、今後、人口減少が進行する中で、各拠点における生活に必要な機能集積を図る。</p>

(2) 彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
策定年次	令和 7 年 7 月 29 日
目標年次	令和 17 年度
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○都市機能の集約化を取り入れたまちづくり ○暮らしの“質”を重視したまちづくり ○多様な地域資源を活かしたまちづくり ○既成市街地の元気を育むまちづくり ○環境との良好な調和を図るまちづくり ○区域内でのバランスの良い発展を支えるまちづくり
区域区分の方針	<p>人口…都市計画区域内おおむね 182 千人、市街化区域内おおむね 121千人 産業規模…工業出荷額おおむね 24,657 億円、商品販売額おおむね 5,274 億円 市街化区域の規模…おおむね 4,4505ha</p>
本市の都市計画 関連事項に 関する位置 付け	<p><u>土地利用に関する方針</u></p> <p>①業務地…今後とも現状施設立地地区を中心に配置し、その集積を増進させる。</p> <p>②商業地</p> <p style="padding-left: 20px;">a) 中心商業地 JR長浜駅周辺の区域は、今後も再整備などの基盤整備と合わせた質の高い整備を促進し、本区域の中心商業地としての機能強化に努める。</p> <p style="padding-left: 20px;">b) 一般商業地 中心商業地の補完的役割を果たす一般商業地を、中心商業地周辺、主要幹線道路沿道および一般国道8号沿道等に、区域全体の交流が活発になるよう配置する。</p> <p>③工業地…環境保全に配慮しつつ、まちの活力を育む工業地の配置に努める。</p> <p style="padding-left: 20px;">a) 既存工業地 交通施設・情報施設等の産業環境整備や滋賀大学、滋賀県立大学、長浜バイオ大学、聖泉大学等と産官が連携する体制の構築等に努め、原則として今後も工業地として維持するとともに、環境対策などを充実させることにより、快適で安全な工業地の形成を図る。</p> <p style="padding-left: 20px;">b) 新規に開発すべき工業地 既存の工業地域や市街化区域内の工業系空閑地との調整を図りつつ、環境への負荷を極力抑えることにも配慮し、計画的に配置する。</p> <p>④流通業務地…一般国道8号や一般国道306号などの幹線道路沿いには、トラック輸送を中心とした流通業務が集積していることから、今後もこのような幹線道路沿いは流通業務地として計画的に配置する。</p> <p>⑤住宅地…今後の世帯数の増加や生活様式の多様化に対応した、安全で質の高い適正規模の住宅地を市街化区域等に配置する。</p> <p style="padding-left: 20px;">a) 既成市街地内の住宅地 歴史・文化資源を活用した良好な住環境の維持・改善、買い物等の日常生</p>

	<p>活の利便性への配慮、空き家の有効活用に努めつつ、公共施設を計画的に整備・改善を進め、地区計画等の活用を検討しながら、暮らしやすさが実感できる快適な住宅地の形成を図る。</p> <p>b) 新規に開発すべき住宅地 既存住宅地と市街地内の住居系空閑地の活用を図りつつ、宅地需要に応えるため、環境への負荷を極力抑えることにも配慮し、地区計画制度を活用するなどして、より良好な生活環境の創出に努める。</p> <p><u>都市施設の整備に関する方針</u></p> <p>(1) 交通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域交通ネットワークの充実・強化 ・バランスよい発展を支える道路網の形成 ・ゆとりと潤いのある道路の整備 ・利用しやすい公共交通体系の確立 ・都市計画道路の見直し検討 <p>(2) 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」との整合を図りつつ、公共下水道の事業を促進する。 <p>(3) 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「淀川水系・木曾川水系湖北圏域河川整備計画(令和2年度策定)」、「淀川水系湖東圏域河川整備計画(平成25年度策定)」、「淀川水系東近江圏域河川整備計画(平成22年度策定)」に基づき、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた整備を促進する。 <p><u>市街地整備に関する方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画制度を活用するなどして、計画的に土地区画整理事業などの市街地開発を推進し、暮らしやすさや個性・魅力が実感できるまちづくりに努める。 <p><u>自然的環境の整備または保全に関する方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、風致地区制度等により自然環境を適正に保全する。 ・自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の森林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。 ・潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備に努める。 <p><u>都市景観形成と保全に関する方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「湖国風景づくり宣言—ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン—」に基づき、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。
--	---

(3) 長浜北部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長浜北部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
策定年次	令和 7 年 7 月 29 日変更
目標年次	令和 17 年
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「拠点連携型都市構造」のまちづくりの推進 ○ 地域的特性を活かした活力あるまちづくり ○ 自然環境と調和したまちづくり ○ 歴史・文化資源を活かしたまちづくり ○ 誰もが住み続けたいと思えるまちづくり
区域区分の方針	人口…都市計画区域内おおむね 41 千人
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	<p><u>土地利用に関する方針</u></p> <p>①商業・業務地…現在一定の商業集積がある長浜市役所湖北支所周辺、一般国道 8 号および 365 号沿道ならびに JR 木ノ本駅および高月駅周辺において、商業地・業務地の配置を検討する。</p> <p>②工業地…既存工業地では、原則として今後とも工業地として維持するとともに、交通施設・情報施設等の産業環境整備や産官学連携の体制構築等を進め、環境対策などを充実させることなどにより、快適で安全な工業地の形成を図る。</p> <p>③住宅地…既成市街地や市街地周辺の農家住宅が点在する集落地区等について、湖や河川、農地、森林等の豊かな自然環境と調和した、ゆとりと潤いのある良好な住宅地の配置を図り、住み続けたい人が住み続けられる住宅地の形成を図る。</p> <p><u>都市施設の整備に関する方針</u></p> <p>(1) 交通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域交通ネットワークの充実・強化 ・ 主要幹線道路につながる道路網の形成 ・ 暮らしやすい生活道路の整備 ・ ゆとりと潤いのある道路網の整備 ・ 利用しやすい公共交通体系の確立 ・ 自然災害に強い道路ネットワークの整備 ・ 利用しやすい公共交通体系の確立 <p>(2) 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「琵琶湖流域別下水道整備総合計画（平成元年 6 月）改訂」との整合を図りつつ、公共下水道の計画的な整備を促進する <p>(3) 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた整備を促進する。

	<p><u>市街地整備に関する方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力ある集落地環境を実現するため、居住環境の向上を図る。 ・定住促進等のため、用途地域内空閑地や駅周辺などでの計画的な整備を検討する。 ・北国街道、北国脇往還沿い等では、歴史的なまちなみなどの歴史・文化資源を保全・活用し、魅力の向上と交流を促す空間形成を図り、多くの人々が訪れ親しめるまちづくりを進める。 <p><u>自然的環境の整備または保全に関する方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北国街道、北国脇往還沿いの集落をはじめとする集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、自然環境を適正に保全する。 ・自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、里山や市街地後背の森林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。 ・潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備を検討する。 <p><u>都市景観形成と保全に関する方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「湖国風景づくり宣言—ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン—」に基づき、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。
--	---

(4) 長浜市総合計画 基本構想

長浜市総合計画（第3期）	
計画期間	平成 29 年度～令和 8 年度までの10年間
重点プロジェクトの体系	<p>⇒新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜 (Challenge & Creation)</p> <p>重点プロジェクト構築の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本構想に掲げる「めざすまちの姿」の実現を目指していくもの (2) 重点的かつ分野横断的に取り組むことで、若者人口の増加に効果が発揮されるもの (3) 本市の実情や特性を活かした取組で、計画期間において成果の発現が期待されるもの (4) 「住みやすいまち」「活躍するまち」の実現に向けて、スピード感をもって取り組むべきもの
重点プロジェクト	<p>① 多様で柔軟な「働き方の創造」プロジェクト</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 魅力ある仕事を創ろう 2 多様な働き方を推進しよう <p>【基本的方向】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 長浜の地域ポテンシャルを生かした企業立地の拡大と新たなチャレンジを応援できる環境づくりに取り組みます。 2) 市民それぞれのライフステージに合った働く環境づくりに取り組みます。 3) 「稼ぐ観光」「滞在型観光」の実現に取り組みます。 <p>② 長浜に人を呼び込む「活躍の場創出」プロジェクト</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 つながりを創ろう 4 魅力ある学びの場を <p>【基本的方向】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人の流れを生み出す関係人口創出と移住・定住施策の推進に取り組みます。

	<p>2) 地域資源の良さを知り、発信できる人を増やし、都市ブランド力の強化に取り組みます。</p> <p>3) 大学や高校との連携や魅力向上に取り組みます。</p> <p>③ 子どもと若者を包括的に応援する 「未来のこども育成」プロジェクト</p> <p>5 子育てを応援しよう</p> <p>6 未来を担う人の育ちを</p> <p>【基本的方向】</p> <p>1) 子育てに関わる重層的な支援体制を充実し、切れ目のない包括的な支援に取り組みます。</p> <p>2) 「生きる力」の育成や長浜ならではの学びを創出し、心豊かに成長できる教育環境を充実します。</p> <p>3) 子どもや若者が将来に夢を持てるよう、長浜で暮らし働く大人と交流する機会を創ります。</p> <p>④ それぞれの地域が魅力を高め合う 「持続的なまちづくり」プロジェクト</p> <p>7 まちの力を高めよう</p> <p>8 持続できる暮らしの安心を</p> <p>【基本的方向】</p> <p>1) 魅力ある多彩な地域資源を生かしたまちづくりや、持続可能な地域づくりに取り組みます。</p> <p>2) 産官学の集積を生かした南長浜地域のまちづくりに取り組みます。</p> <p>3) 長浜らしい質の高い教育、医療サービスの提供に取り組みます。</p>
<p>総合的・計画的な 土地利用の促進</p>	<p>国土利用計画や都市計画マスタープランなど、土地利用の基本となる各計画に基づき、産業活力の増進と自然・田園地域の保全、良好な居住環境の維持・創出など地域バランスに配慮しつつ、地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を図っていきます。土地利用にあたっては、地域の合意形成を図りながら地域の実情や特色に即したものとなるよう、計画的な促進を図ります。また、市内での定住化および産業・学業の発展に向け、市南部地域における計画的な市街化を誘導していくこととします。</p>

(5) 長浜市国土利用計画

長浜市国土利用計画			
基本理念	『公共の福祉を優先させることを前提に、自然や歴史・文化資源等の保全に留意し、健康で文化的な生活環境を確保することで、地域経済の持続可能な発展を図る』 長浜市基本構想に示された将来像の実現を、土地利用の視点から推進		
策定年次	平成 25 年 3 月 (令和 6 年 7 月改定)		
目標年次	令和 8 年度		
想定人口	目標人口：110,000人		
土地利用区分別規模の目標	農地が微減、住宅地と工業用地が微増するほかは、ほぼ現在の土地利用状況を維持		
地域別土地利用の方向	土地利用	都市地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 長浜駅周辺への住宅・商業・業務機能のさらなる集積によりにぎわいを向上 ・ 黒壁スクエアや北国街道は、歴史的街なみを活かしたまちづくりを推進 ・ 中心市街地においては「湖（うみ）の辺（べ）のまち長浜未来ビジョン」の未来ビジョンエリアにおいてアクションプランを推進 ・ 田村駅周辺は、学術・新産業の集積や生活利便機能の誘導、自然環境との調和を図る ・ 企業誘致の適地について検討 ・ (仮称) 神田スマートインターチェンジ予定地周辺は、南長浜地域における交通拠点として土地利用
		田園共生地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な景観や自然環境を保全 ・ 優良農地の保全を図り、無秩序な開発を抑制 ・ 既存集落は、良好な生活環境を確保 ・ 都市地域の未利用地との調整を図り、田園共生区域内における企業誘致を検討 ・ 小谷城スマートインターチェンジ周辺は、本市の新たな玄関口として適切な土地利用
		琵琶湖共生地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 琵琶湖岸、余呉湖岸や竹生島等は、景観面や環境面に配慮しながら、憩いの場、交流の場として活用
		森林共生地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林を保全するとともに、交流の場として活用 ・ 既存集落は、自然と調和した良好な生活環境を確保
	連携軸	広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市を南北に縦断する JR 北陸本線、北陸自動車道、国道 8 号・365 号及び本市北部を東西に通過している国道 303 号を広域連携軸に位置付け、隣接する県、市との連携を強化
		湖岸連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖岸道路を湖岸連携軸に位置付け、市内各地域の連携強化、及び観光道路としての機能を強化
	都市中心核及びゾーン	都市中心核	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地、商業業務施設、公共施設、観光施設、医療施設、教育施設、JR 長浜駅等が立地する中心市街地は、居住環境の向上、商業業務機能のさらなる集積により、都市中心核にふさわしい土地利用
		都市交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連携軸を中心に産業振興、居住環境の向上、生活利便施設の整備促進により、住みやすさを向上 ・ 周辺の観光地との連携強化や、観光客との地域住民との交流促進により、地域を活性化
		山村交流ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 琵琶湖北部の余呉湖や奥琵琶湖周辺は、豊かな緑や水等の自然を活かし、交流促進による地域活性化 ・ 生活利便施設の整備促進による住みやすさの向上

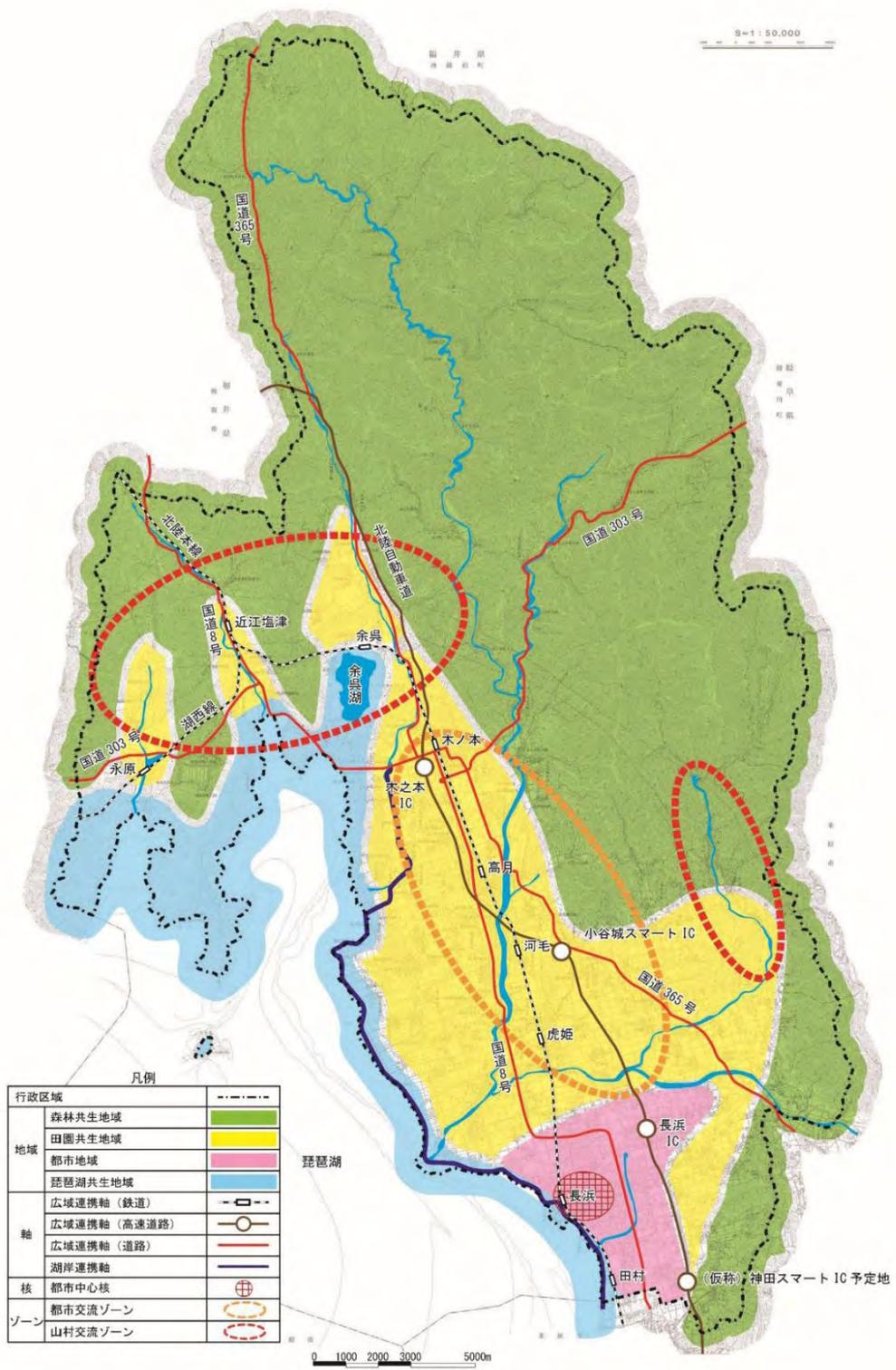


図 土地利用構想図

出典：長浜市国土利用計画

(6) 長浜市みどりの基本計画

長浜市みどりの基本計画	
策定年次	令和 4 年 3 月改定
目標年次	令和 13 年度
計画対象区域	長浜市全域 53,963ha (琵琶湖を除く)
想定人口	目標人口：106,114 人 (平成 32 年)
将来像	みどりの将来像 <ul style="list-style-type: none"> ・まちを包むみどりが守られています。 ・まちがみどりで活かされています。 ・まちにみどりがあふれています。
目指すべき基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりを“まもる” ・みどりを“うみだす” ・みどりを“いかす” ・みどりを“つなぐ”
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	<ol style="list-style-type: none"> 1. みどりを“まもる” <ul style="list-style-type: none"> ● 広域景観形成重点区域・風致地区指定の検討 ● 農地の保全・活用 ● 福良の森の保全。 ● 公園・緑地の適切な維持管理 ● 竹生島や葛籠尾崎の森林の保全・育成 ● 早崎内湖の再生 2. みどりを“うみだす” <ul style="list-style-type: none"> ● 制度の活用によるみどりづくり ● 公共公益施設の緑化の推進 ● 事業者内の緑化の推進 ● 道路緑化の推進 ● 神照運動公園第3期整備の推進 ● 市民活動により創出されたみどりのネットワーク化 ● 田村駅周辺の緑化・田村山の保全 ● みどり豊かな中心市街地の形成 3. みどりを“いかす” <ul style="list-style-type: none"> ● 豊公園の再整備 ● 地域の拠点となる公園の見直し ● 河川の整備と親水化 ● 史跡と一体となったみどりの活用 ● 自然体験型施設の活用 ● ハイキングコースやビワイチコースの活用 ● 公園管理への民間活力の導入 ● グリーンカーテンの推進 ● 庭園文化の継承 ● 風致公園や森林公園(生活環境保全林)の充実 4. みどりを“つなぐ” <ul style="list-style-type: none"> ● 緑化活動の支援 ● 保存樹等まちのシンボルとなるみどりの保全支援 ● みどりの学習の推進 ● 情報の共有化

	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民、市民団体・NPO、事業者・大学等との協働によるみどりづくり ● 公園・街路樹等の維持管理にかかる市民ボランティアの支援 ● 山門水源の森の活用 <p>記念植樹等によるみどりの創出</p>
<p style="text-align: center;">主な事業の進捗 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「広域景観形成重点区域の拡大」 現在、下記 3 地区を広域景観形成重点区域に指定している。 ①琵琶湖沿岸景観形成重点区域 ②国道 365 号沿道景観形成重点区域 ③姉川河川景観形成重点区域 ・「農地の保全・活用」 自治会等における農業用施設の維持管理活動に対し助成するとともに、担い手育成への支援等により保全に努めている。 ・「竹生島や葛籠尾崎の新林の保全」 竹生島やその周辺においてカワウの捕獲を実施。それにより、カワウの生息数が減少し、植生が回復傾向にある。 ・「制度の活用によるみどりづくり」 既存の地区計画の変更や新規地区計画の策定や緑地協定の締結等制度活用を促進する。 ・「公共公益施設の緑化の推進」 庁舎敷地内にみどりのオープンスペースを整備している。 ・「事業所内の緑化の推進」 事業所等の緑化が促進を促進するため、緑化の支援や地域と共有できる仕組み等による緑地の総量の保全を図る。 ・「道路緑化の推進」 都市計画道路の整備に当たり、街路樹の植樹等緑化やその管理を自治会へ委託するなど、沿道の緑化に努めている。 ・「神照運動公園第3期整備事業」 第2期整備完了したため、今後は健康増進機能や防災機能等の維持保全に努める。 ・田村駅周辺の緑化・田村山の保全 田村駅周辺は、市民や関連団体、事業者、地元の高等学校・大学等と協働して緑化を推進します。また、田村山は、風致公園として整備を図ります。 ・「みどり豊かな中心市街地の形成」 緑化推進補助における道路沿道への緑化を推進している。 ・「豊公園の再整備」 平成29年3月に豊公園再整備基本計画を策定、再整備を進めている。 ・「地域の拠点となる公園の見直し」 効率的な公園緑地の創出と維持管理を進めるため、公園の適正な配置や求められる公園の機能について検証し、見直しを進める。 ・河川の整備と親水化 姉川をはじめとする河川は、水辺にみどりを感じることができる潤いのある環境であることから、河畔林の適切な管理や並木道の整備、水辺の緑化など、親水空間づくりを進める。 ・史跡と一体となったみどりの活用 史跡と一体となったみどりは、史跡やその周辺の一体的な保全に取り組む。 ・「風致公園や森林公園（生活環境保全林）の充実」 風致公園については、散策道の点検や修繕、倒木処理等を実施。森林公園についても、県との協定に基づき維持管理を実施している。

(7) 長浜市道づくり計画

長浜市道づくり計画	
策定年次	平成 26 年 3 月
目標年次	令和 15 年度
将来像	地域の暮らしを支え、育む 協働の道づくり ～ いつでも、どこでも、だれでも利用しやすい道へ ～
道づくりの柱	賑わい・活力を創出する道づくり 誰もが安全で使いやすく、人にやさしい道づくり緊急時の暮らしの安心を高める道づくり 適切な維持管理による次代につなぐ道づくり
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	<p><u>広域交流の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の発展、交流人口の拡大に寄与する広域交通ネットワークの形成 <p><u>地域間連携の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間を連絡する幹線道路ネットワークの形成 ・未整備都市計画道路（市道）の適切な対応 ・活力を育む地域間連携の促進定住環境の整備 ・生活道路の改善 ・交通渋滞の解消 <p><u>既存の道路空間の質的向上</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路空間の再配分 ・魅力ある道路景観の形成 全ての人にやさしい道づくり ・計画的なバリアフリー化の推進 ・通学路の安全確保 ・自転車利用環境の整備 <p><u>交通安全対策の推進による交通事故の削減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路での交通安全対策の推進 ・生活道路での交通安全対策の推進災害に強い道づくり ・緊急輸送道路ネットワークの構築 ・道路防災総点検による危険箇所の改善雪に強い道づくり ・計画的な除雪対策の実施 ・市民協働施策の推進 <p><u>効果的かつ効率的な維持管理体制の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の長寿命化につながる保全手法への転換 ・アセットマネジメントの導入 <p><u>持続可能な道づくり</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の資産の有効活用 ・今後の道路整備に向けた客観性、透明性の確保 ・協働・連携による維持管理の推進

<p>主な事業の 進捗状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広域交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・産業の発展、交流人口の拡大に寄与する広域交通ネットワークの形成小谷城スマートインターチェンジ及び周辺市道の整備 (平成 29 年 3 月末供用開始) ○地域間連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域間を連絡する幹線道路ネットワークの形成 ・未整備都市計画道路（市道）の適切な対応 ・活力を育む地域間連携の促進 長浜市道路整備アクションプログラムにより計画的に実施 ○定住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の改善 ・交通渋滞の解消 長浜市道路整備アクションプログラムにより計画的に実施狭あい道路 路拡幅整備補助金により生活道路の改善を推進 自治会要望に対す る道路の修繕等を適宜実施 ○全ての人にやさしい道づくり <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の安全確保 長浜市道路整備アクションプログラムにより計画的に実施曾根通学 線道路拡幅工事（施工中）の実施 通学路安全点検プログラムにより順次対応 転落防止柵の改修やグ リーンベルト等の設置 ○交通安全対策の推進による交通事故の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路での交通安全対策の推進 関係機関において危険箇所の協議等を行い対策の実施区画線の設置 等を実施 ○雪に強い道づくり <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な除雪対策の実施 道路除雪、消融雪の装置の稼働、路面凍結防止の作業を実施 ・市民協働施策の推進 地域除雪作業委託補助金、除雪機械購入補助金により自治会へ補助
-----------------------	---

(8) 長浜市歴史的風致維持向上計画（第2期）

長浜市歴史的風致維持向上計画（第2期）	
策定年次	令和 7 年 3 月
目標年次	令和 11 年度
基本方針	ア. 歴史的建造物の保全と活用に関する方針 イ. 歴史的町並みの保全・形成に関する方針 ウ. 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する方針
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を形成している建造物のうち、すでに文化財としての保護措置がとられているものについては、その保存と活用の強化に努める。一方、未指定の歴史的建造物については、特に保存の措置が必要なものについては十分な調査を行い、歴史的風致形成建造物に指定するなどして保護措置をとり、積極的に公開してその活用を図る。 ・歴史的建造物が集積する区域においては、伝統的建造物群保存地区の指定について、地域住民とともに検討する。 ・伝統的な建築様式を残す町家や歴史的な風情を感じさせる町家、往時の暮らしを感じさせる町並みは、そこに住む人や商う人の姿と重なり合うことで、良好な歴史的風致を形成していることから、これらを適切に保存、活用することに努め、魅力ある景観の保全、形成を図っていく。
主な事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致を形成する建造物等に関する事業 山蔵保存修理事業（孔雀山、狸々丸、長刀山、青海山、萬歳樓） 大通寺伽藍群保存修理事業 ・町並みの保全や道路の整備に関する事業 歴史的建築物保存活用事業・伝統的街並み景観形成事業 屋外広告物修景顕彰事業 伝統的建造物群保存地区選定調査検討事業 豊公園再整備事業 木之本宿道路整備事業 ・祭礼行事の保存継承に関する事業長浜曳山祭保存伝承事業 ・その他、歴史的風致の維持向上に寄与する事業 きもの文化を活用したまちづくり事業 ふるさと夏まつり「地蔵縁日」開催事業 木之本宿まちなか再生事業 観音の里ふるさとまつり開催事業

(9) 長浜市景観まちづくり計画

長浜市景観まちづくり計画	
策定年次	令和 6 年 12 月
目標年次	—
将来像	長高い自然と独自の歴史文化がとけあうまち
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・活気に満ちた風格のある景観の形成 ・歴史の重みと個性ある文化が洗練する景観の形成 ・心に潤いと安らぎを与える景観の形成 ・人の顔が映える景観の形成 ・にぎわいと交流を生む新しい景観の形成
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・活気に満ちた景観の形成 ・歴史と文化を継承する景観の形成 ・誇りと愛着を育む景観の形成 ・心に潤いと安らぎを与える景観の形成 ・にぎわいと交流を生む景観の形成
主な事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点区域の拡大 な景観の形成が特に必要とされ、地域の特性を活かした景観まちづくりを促進する必要がある区域を景観形成重点区域として指定し、地域の特色ある景観まちづくりを展開している。 7年4月時点で広域景観形成重点区域（3区域）、特定景観形成重点区域（7区域）が指定されている。 ・景観まちづくり活動の促進 による景観まちづくり活動を支援するため、次の補助制度を設けている。 【景観まちづくり支援事業】 形成促進区域、景観形成重点区域において地域の景観づくりを推進する事業に要する費用について補助金を交付することにより、地域の魅力と活力を高めるまちづくりを支援している。 【近隣景観形成事業】 の認可を受けた近隣景観形成協定を締結したものが行う、景観形成に関する事業に要する費用について補助金を交付することにより、美しく住みよいまちづくりを支援している。

(10) 長浜市産業振興ビジョン

第3期長浜市産業振興ビジョン	
策定年次	令和4年3月策定（令和6年7月改定）
目標年次	令和8年度
基本理念 目標	Challenge & Innovation ～オール長浜で挑む、「価値創造」の未来～ 目指す方向性：付加価値の向上による、地域経済の好循環
課題	【課題1】時代の変化に対応した新たなビジネスへの変革 【課題2】産業分野の拡大や生産性の向上による産業の高度化 【課題3】深刻化する企業の人材不足解消
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	(1)地域ポテンシャルを活かした独自のイノベーションの創出 (2)産業基盤を支える既存産業の底上げと持続的な成長 (3)産業の成長を支える人材の確保と育成
主な事業の進捗状況	(1)地域ポテンシャルを活かした独自のイノベーションの創出 ・先端技術の導入による生産性向上と経営基盤強化 ・新たな価値創出と成長産業分野等への事業展開 ・新たな需要と市場開拓 (2)産業基盤を支える既存産業の底上げと持続的な成長 ・新たなチャレンジによる地域の活力向上 ・地域特性を活かした企業立地の維持・拡大 ・地域課題の解決に向けた未来の担い手育成 ・人材の確保対策 (3)産業の成長を支える人材の確保と育成 ・人材の育成による企業の競争力向上 ・多様な働き方の実現による働き手の活躍 ・産業活動を支える支援体制の強化

(11) 長浜市地域防災計画

長浜市地域防災計画	
策定年次	令和 7 年 3 月
目標年次	—
基本方針	<p>“市民とつくる災害に強いまち ながはま”</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いのちを守る防災対策 ○減災の考え方による防災対策 ○自助、共助、公助の役割分担による防災対策 ○男女のニーズの違い等への配慮
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<p><u>第 1 道路、交通施設の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各道路管理者は、予め災害危険箇所の把握に努め、道路の法面崩落、落石、路体崩壊等の防止工事、橋りょうの耐震点検とそれに伴う整備、交通安全施設等の道路付帯設備の耐震整備等を推進するとともに、都市計画道路の整備、道路幅員の拡幅等、道路施設の保全整備に努める。 <p><u>第 2 防災空間の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難者の安全を確保するため、防災空間の整備を図る。 <p><u>第 3 防災拠点の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難者の安全を確保するため、防災拠点の整備を図る。防災拠点は、平常時には防災訓練や研修の場、あるいは市民の憩いの場となり、災害時には、市民や地方公共団体等の防災活動拠点となる。 ・施設は、防災地区の防災機能をもった施設と資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成され、これらの施設の有効活用を推進するものとする。 <p><u>第 4 市街地の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の面的整備の推進 ・住宅市街地の防火性向上の推進 ・歴史的街なみの防災性向上の推進 ・土地利用規制 ・地籍調査の推進 <p><u>第 5 建築物災害の予防</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物対策 ・水利の確保と防災通路整備の促進 <p><u>第 6 ライフラインの整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、事業者と連携を密にし、市域におけるライフラインの安全性向上の促進に努める。 ・ライフライン事業者は、平常時から防災施設や工作物の設置及び維持管理の適正化、教育訓練、防災知識の普及等に努める。 <p><u>第 7 文化財災害予防計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策の計画、施設整備の推進、保護思想の普及、訓練、現地指導を強化する。 <p><u>第 8 農林水産関係災害予防計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施設の改修及び整備を図るとともに、被害予防措置等の指導を積極的に行うものとする。

<p>主な事業の進捗 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、橋梁 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な修繕による信頼性の高いみちづくり（法面・舗装・付属物等）による舗裝修繕 ・橋梁長寿命化修繕計画による橋梁修繕 ・道路新設改良に伴う拡幅整備 ・都市計画道路の整備 ○防災拠点施設 <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難所としての豊公園再整備計画 ・湖北地域消防本部庁舎整備事業 ○備蓄物資、備蓄倉庫 <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所となる全小中学校への備蓄用倉庫の配備 ・被害想定に基づく非常物資の備蓄 ○消防水利 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性貯水槽の整備 ・消火栓の適正管理 ○災害時通信 <ul style="list-style-type: none"> ・移動系防災行政無線整備 ・同報系防災行政無線整備 ○指定避難所耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・市所有の指定避難所施設の耐震化 ○土地利用 <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査事業の推進 ○啓蒙啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練の実施（毎年 10 月の第 3 日曜日） ・原子力防災訓練の実施（毎年 11 月の第 3 日曜日） ・文化財防火訓練の実施（毎年 1 月 26 日前後の日曜日） ・防災出前講座の実施 ・自治会対象の災害図上訓練の実施
-----------------------	--

(12) 田村駅周辺整備基本計画

田村駅周辺整備基本計画	
策定年次	平成 30 年 5 月
目標年次	令和 9 年度
都市の将来像	ひとにやさしい 自然にふれあえる都市
まちづくりの進め方	多様な主体で育てる“成長都市” ～産・官・学・金・労・言による一体型まちづくり～
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・生活利便機能誘導エリア：生活利便施設の段階的な誘導 ・学術・新作業集積エリア：地域資源とした産学官連携 ・居住誘導エリア：既存農地の宅地への転用 ・既存集落エリア：良好な住宅地の維持・誘導 ・田村山風致エリア：貴重な自然環境としての維持・保全 ・市街化周縁区域：段階的に市街化への誘導を検討する。
主な事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場整備事業 ・都市計画道路整備事業

(13) 南長浜まちづくりビジョン for 2050

南長浜まちづくりビジョン for 2050	
策定年次	令和7年3月
目標年次	令和32年度（2050年）
まちづくりコンセプト	コンセプトは「まじわり、未来がそだつまち」 「のこす」「そだつ」「まじわる」の3つの視点
まちづくりのテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートウェイ：関係人口と地域住民が交流する場の位置づけ ・インキュベーション：（仮称）神田スマートIC による物流利便性を活かして企業の生産拠点や田村駅や米原駅からのアクセスを活かしたアントレプレナーの事業拠点の整備 ・ライフスタイル：多様な人々がウェルビーイングでサステナブルな生活を送るウォークラブルな生活を実現
本市の都市計画関連事項に関する位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・田村駅周辺は駅を活用して、内外交流ゾーンの方向付け ・（仮称）神田スマートIC周辺のエリアは、の交通利便性を活かし、地域内外からの誘客によって賑わいを生むSIC活用ゾーンの方向づけ ・田村駅と（仮称）神田スマートIC の中間のエリアは交通利便性を活用した産業ゾーンの方向づけ ・産業団地の北側の幹線道路沿いのエリアは幹線道路からのアクセスを活かした産業ゾーンの方向づけ ・東側の山側に点在する比較的小規模な集落のエリアは、自然と共生する地域ネットワークコミュニティゾーンの方向づけ ・既存の病院や老人福祉施設があるエリアは、健康志向な生活が期待できるメディカルゾーンの方向づけ
主な事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・JR田村駅東口広場整備 ・産官学連携事業

(14) 長浜市地域交通計画

長浜市地域交通計画	
策定年次	令和 6 年 3 月
目標年次	令和10年度
基本理念	人や地域を結び、暮らしに活力と安心をもたらす持続可能で利用しやすい新たな地域公共交通をめざして
基本方針	基本方針1：まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成 基本方針2：安全・安心で持続可能な地域公共交通サービスの提供 基本方針3：利用しやすい地域公共交通環境の整備 基本方針4：市民・事業者・行政の連携による地域公共交通体制の強化
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅を核としたまちづくりの推進 ・ 鉄道駅関連施設の機能充実 ・ 乗合タクシーにおける地区間共通停留所の設置 ・ 国庫補助金を活用したバス路線の運行支援 ・ 地域の特性や利用実態に応じた地域公共交通の運行形態の見直し
主な事業の進捗 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の都市構造を見据えた交通結節機能の強化 ・ コミュニティバス・乗合タクシーの維持・確保 ・ 地域の特性に応じた運行方法の見直し ・ 誰もが快適に利用することができる環境の整備 ・ 将来を見据えた新たなサービスの導入 ・ 地域公共交通の利用促進と関係者間の連携

(15) 湖の辺のまち 長浜未来ビジョン

湖の辺のまち 長浜未来ビジョン	
策定年次	令和7年3月
目標年次	令和32年度
実現したい まちの姿	「挑戦の先にある湖の辺のまち長浜が賑わう心豊かな暮らし」 ～「環境共生」「多様なかたち」「実践の機会」～
実現するための 方針	<p>「10+αの「つなぐ」で未来をつくる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ①暮らしとまちをつなぐ ②好奇心を未来につなぐ ③風の人と土の人をつなぐ ④びわ湖とまちをつなぐ ⑤公共空間と日常をつなぐ ⑥地域資源を未来につなぐ ⑦アイデアとアクションをつなぐ ⑧作り手とファンをつなぐ ⑨作り手とファンをつなぐ ⑩ローカルと世界をつなぐ
本市の都市計画 関連事項に関する 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウォークアブルなまちづくりの推進 ・ 街並み形成に力を注ぐリノベーションの推進

3. アンケート調査結果

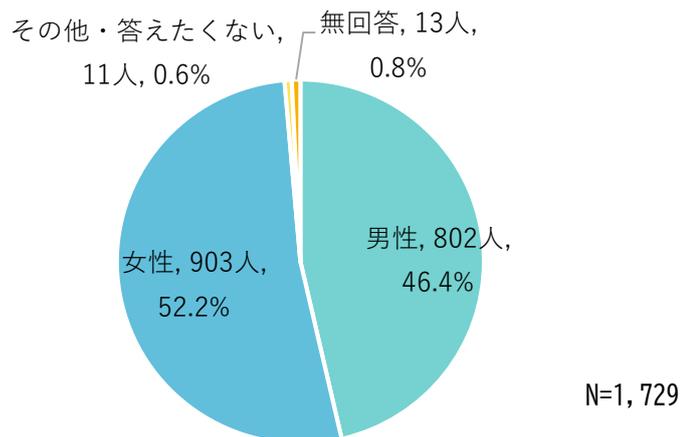
(1) 市民アンケート調査

- ◇調査目的：「立地適正化計画」の策定
- ◇調査期間：令和5年11月6日発送～令和5年11月30日締め切り
- ◇調査対象者：市内在住の4,756名（18歳以上）
- ◇調査方法：郵送とWEBによる調査票の配布、回収
- ◇回収票率：1,729票（WEB回答298）回収率36.4% ※12月20日時点

■あなたご自身のことについてお聞きします

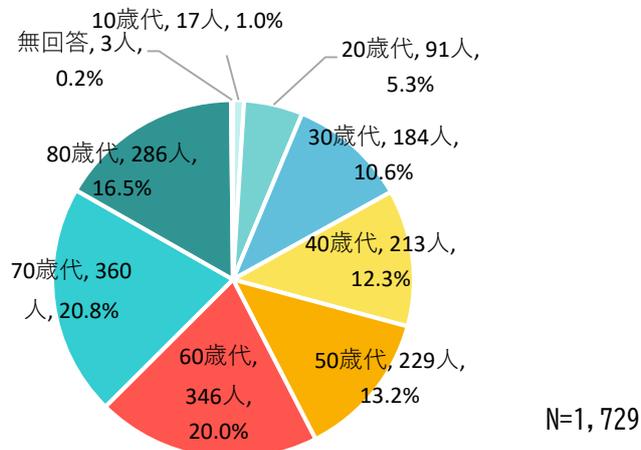
問1. あなたの性別を教えてください

性別は、男性と女性で大きな差はない。



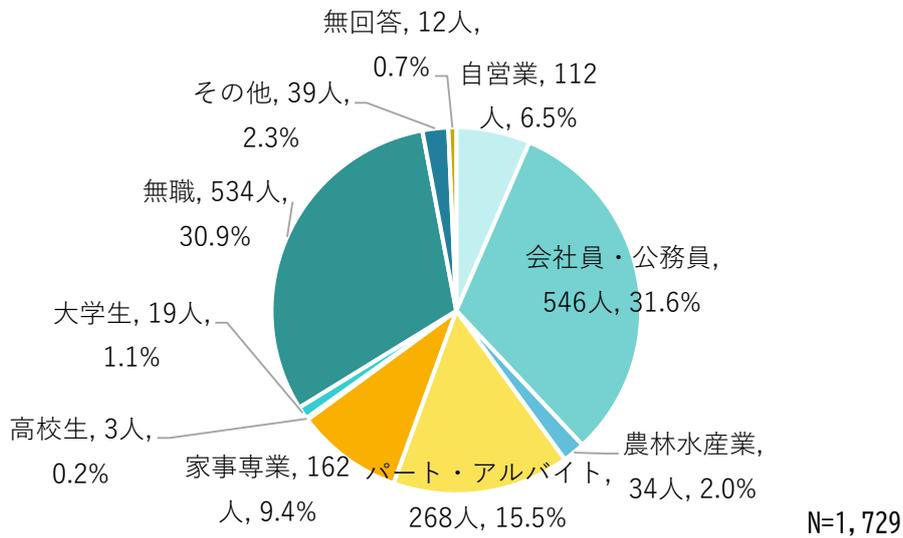
問2. あなたの年齢を教えてください

年齢は、「70歳代」が20.8%と多く、次いで「60歳代」の20.0%の順が多い。



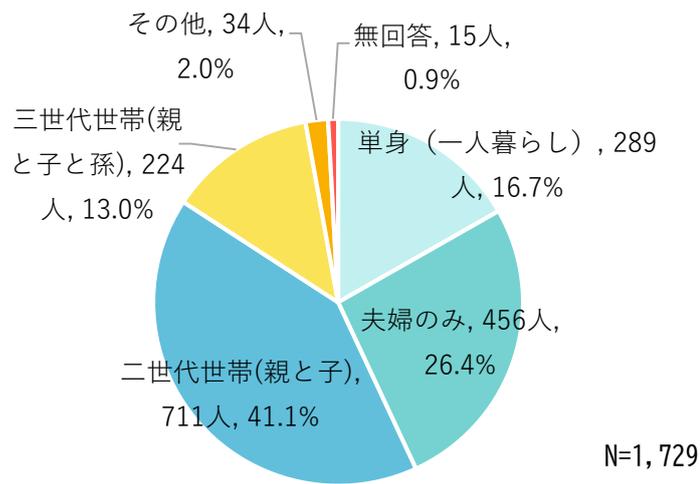
問3. あなたの職業について教えてください

職業は、「会社員・公務員」が31.6%と最も多く、次いで「無職」30.9%、「パート・アルバイト」15.5%の順が多い。



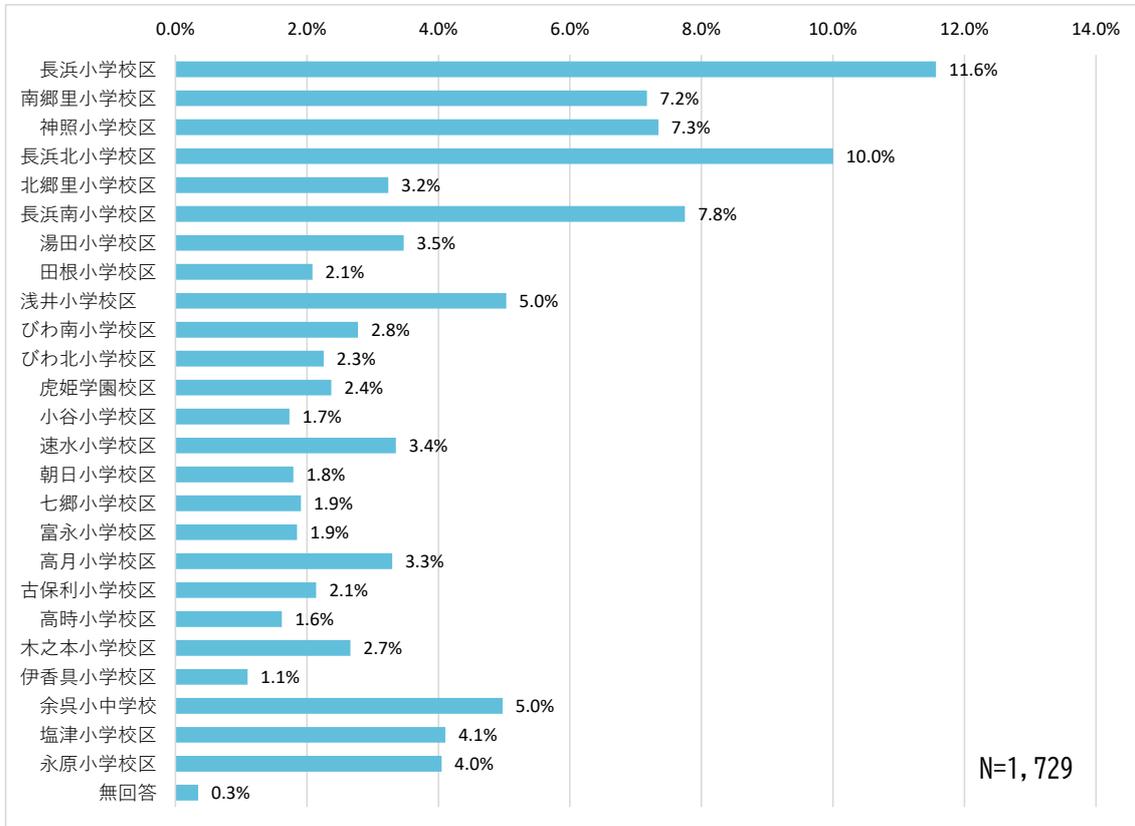
問4. あなたの家族構成について

家族構成は、「二世帯世帯（親と子）」が41.2%と最も多く、次いで「夫婦のみ」26.4%、「単身（一人暮らし）」16.7%の順が多い。



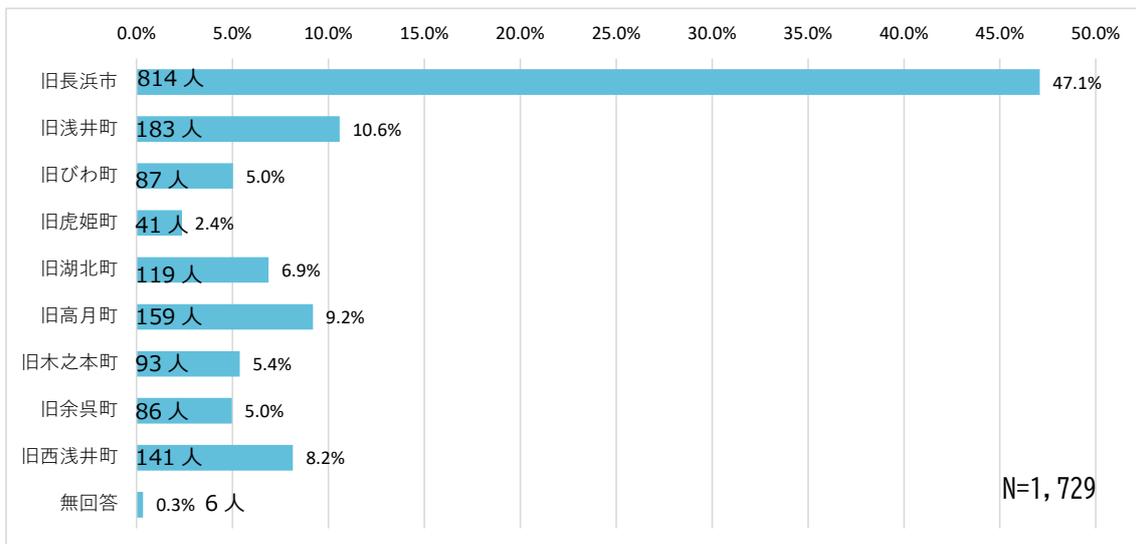
問 5. お住いの地区（小学校区）を教えてください

お住まいの地区は、「長浜小学校区」が11.6%ともっとも多く、次いで「長浜北小学校区」10.0%、「長浜南小学校区」7.8%の順が多い。



【旧市町区域】

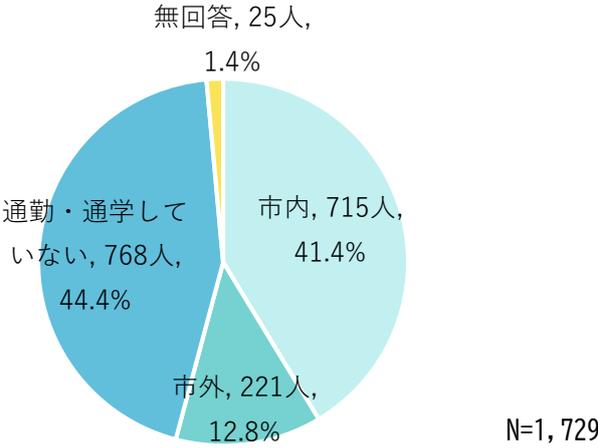
旧市町区域で見ると、「旧長浜市」が47.1%ともっとも多く、次いで「旧浅井町」10.6%と多い。



問 6. 通勤・通学先と通勤・通学される場合の主な移動手段（交通手段）について

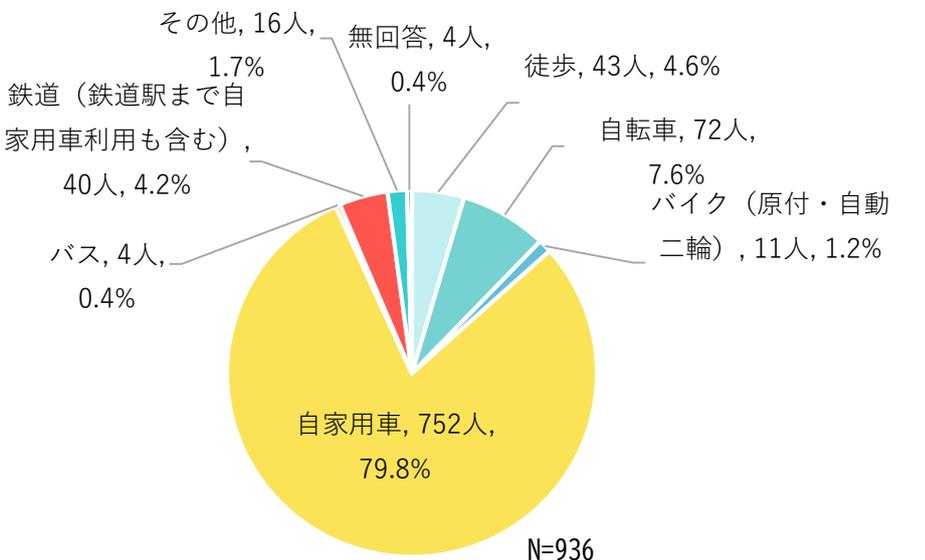
6-1. 通勤・通学先

通勤・通学先は、「通勤・通学していない」が44.5%ともっとも多く、次いで「市内」が41.4%と多い。



6-2. 主な移動手段

主な移動手段は、「自家用車」が79.8%ともっとも多い。



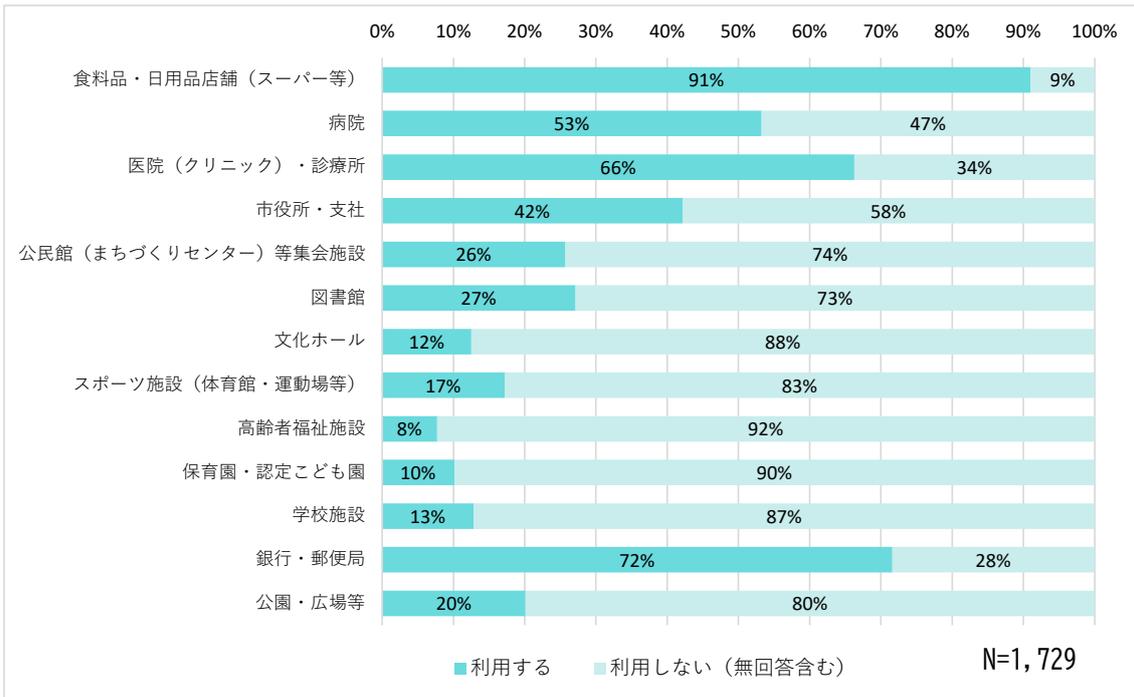
N=936
問 6-1 で、「市内」または「市外」を選択した人数

■日常生活で利用する施設についてお聞きします

問 7. 日常生活の中で利用されている施設について

7-1. 利用する施設

利用する施設は、「食料品・日用品店舗（スーパー等）」が1,574人と多く、次いで「銀行・郵便局」1,238人、「医院（クリニック）・診療所」1,146人の順で多い。



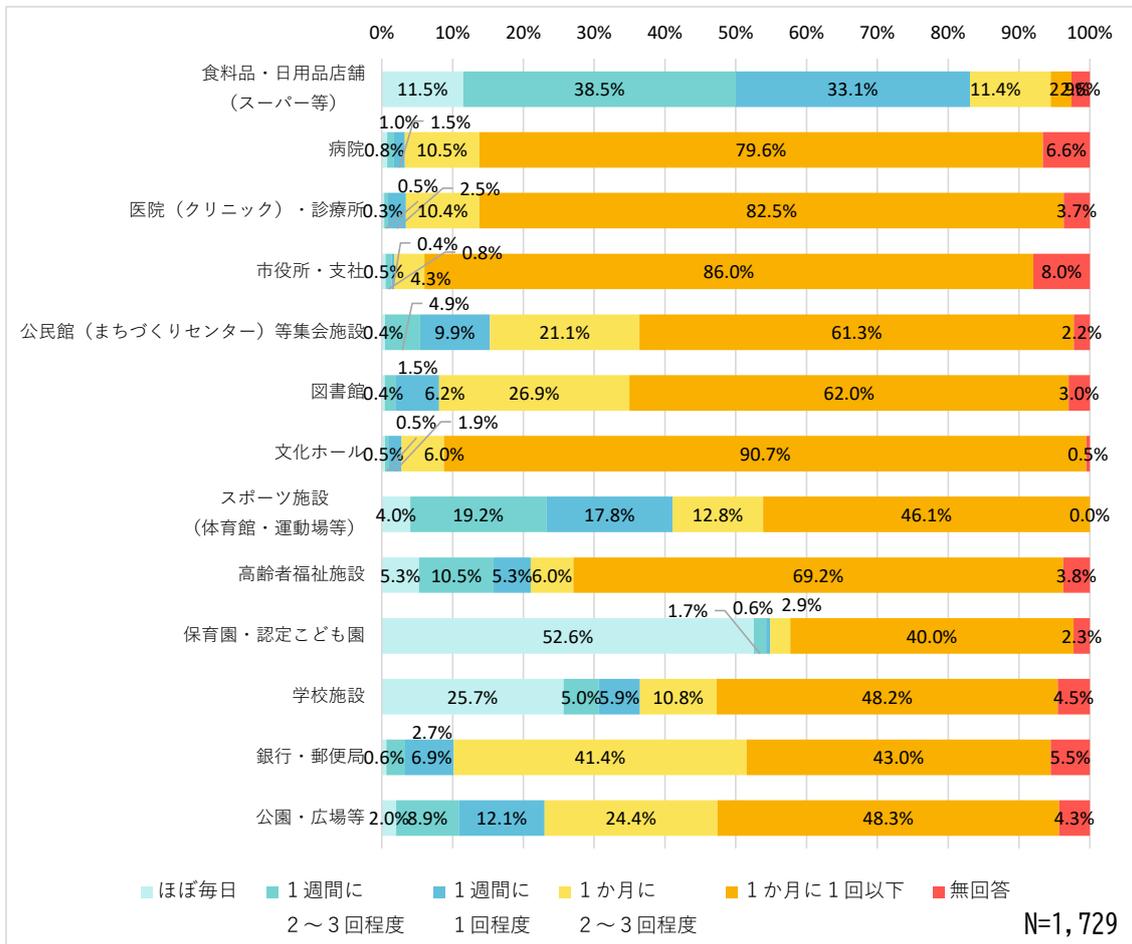
(人)

項目	利用する	利用しない（無回答含む）
食料品・日用品店舗（スーパー等）	1,574	155
病院	921	808
医院（クリニック）・診療所	1,146	583
市役所・支社	729	1,000
公民館（まちづくりセンター）等集会施設	445	1,284
図書館	469	1,260
文化ホール	216	1,513
スポーツ施設（体育館・運動場等）	297	1,432
高齢者福祉施設	133	1,596
保育園・認定こども園	175	1,554
学校施設	222	1,507
銀行・郵便局	1,238	491
公園・広場等	348	1,381

※すべての項目無回答 29 人

7-2. 利用頻度

利用頻度は、食料品・日用品店舗（スーパー等）の「1週間に2～3回程度」が38.5%と利用頻度が多い。全体的には、「1ヶ月に1回以下」が多い。

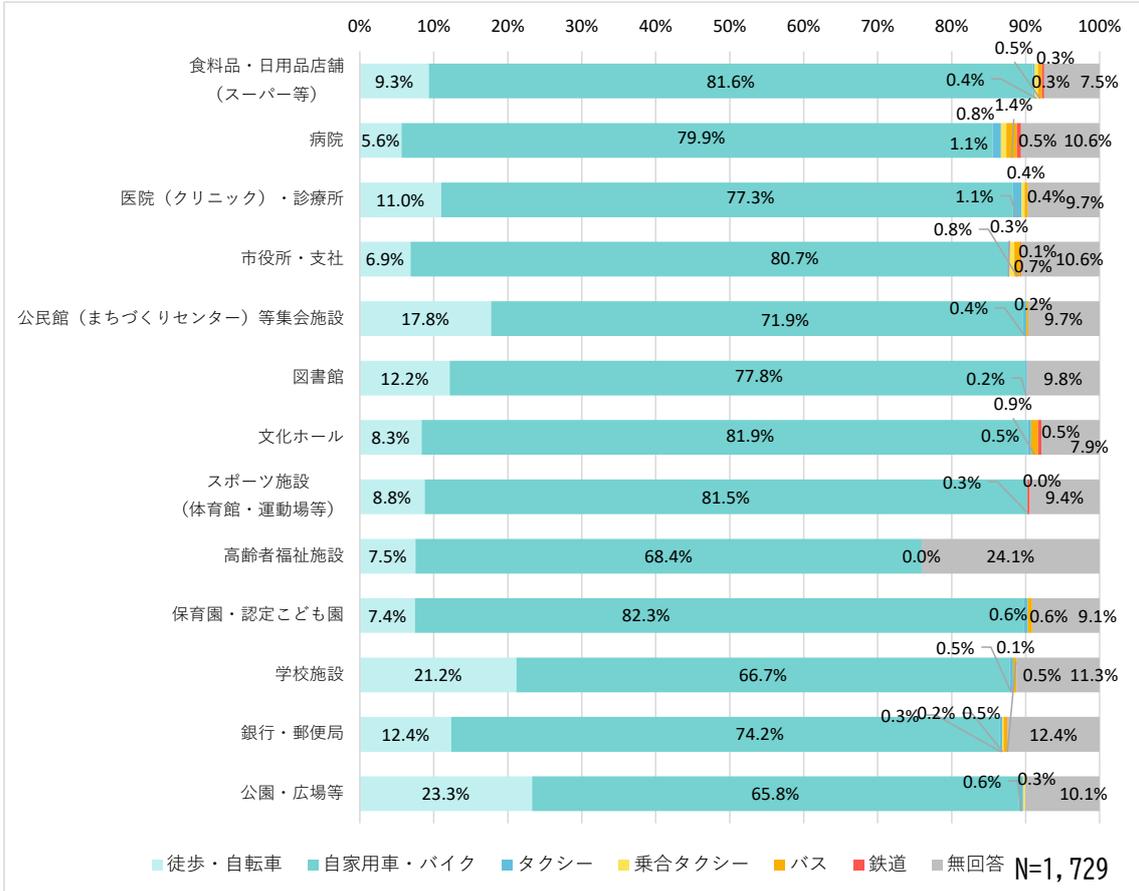


(人)

項目	ほぼ毎日	1週間に2～3回程度	1週間に1回程度	1か月に2～3回程度	1か月に1回以下	無回答
食料品・日用品店舗（スーパー等）	181	606	521	179	46	41
病院	7	9	14	97	733	61
医院（クリニック）・診療所	4	6	29	119	946	42
市役所・支社	4	6	3	31	627	58
公民館（まちづくりセンター）等集会施設	2	22	44	94	273	10
図書館	2	7	29	126	291	14
文化ホール	1	1	4	13	196	1
スポーツ施設（体育館・運動場等）	12	57	53	38	137	0
高齢者福祉施設	7	14	7	8	92	5
保育園・認定こども園	92	3	1	5	70	4
学校施設	57	11	13	24	107	10
銀行・郵便局	8	33	85	512	532	68
公園・広場等	7	31	42	85	168	15

7-3. 主な移動手段

主な移動手段は、全体的に見ても「自家用車・バイク」の利用が多い。



(人)

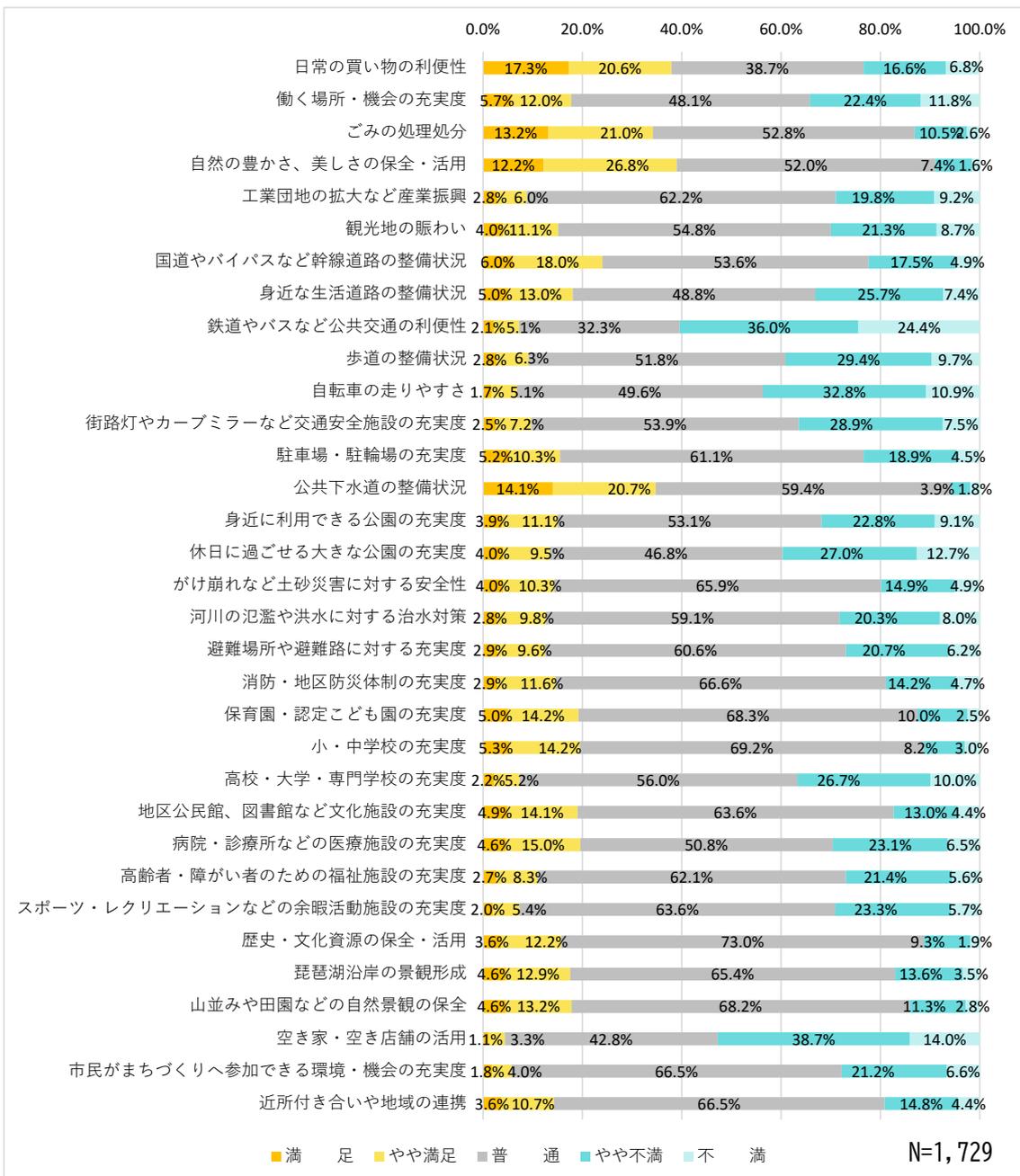
	徒歩・自転車	自家用車・バイク	タクシー	乗合タクシー	バス	鉄道	無回答
食料品・日用品店舗 (スーパー等)	147	1,285	4	7	8	5	118
病院	52	736	10	7	13	5	98
医院 (クリニック)・診療所	126	886	13	5	5	0	111
市役所・支社	50	588	2	5	6	1	77
公民館 (まちづくりセンター) 等集会施設	79	320	2	0	1	0	43
図書館	57	365	1	0	0	0	46
文化ホール	18	177	1	0	2	1	17
スポーツ施設 (体育館・運動場等)	26	242	0	0	0	1	28
高齢者福祉施設	10	91	0	0	0	0	32
保育園・認定こども園	13	144	1	0	1	0	16
学校施設	47	148	1	0	1	0	25
銀行・郵便局	153	918	4	2	6	1	154
公園・広場等	81	229	2	1	0	0	35

■長浜市のまちづくりの現状や、今後の取組についてお聞きします

問 8. あなたがお住いの地区について、現在の満足度と今後の重要度のそれぞれについて、お考えに最も近い番号をそれぞれ1つ選んでください

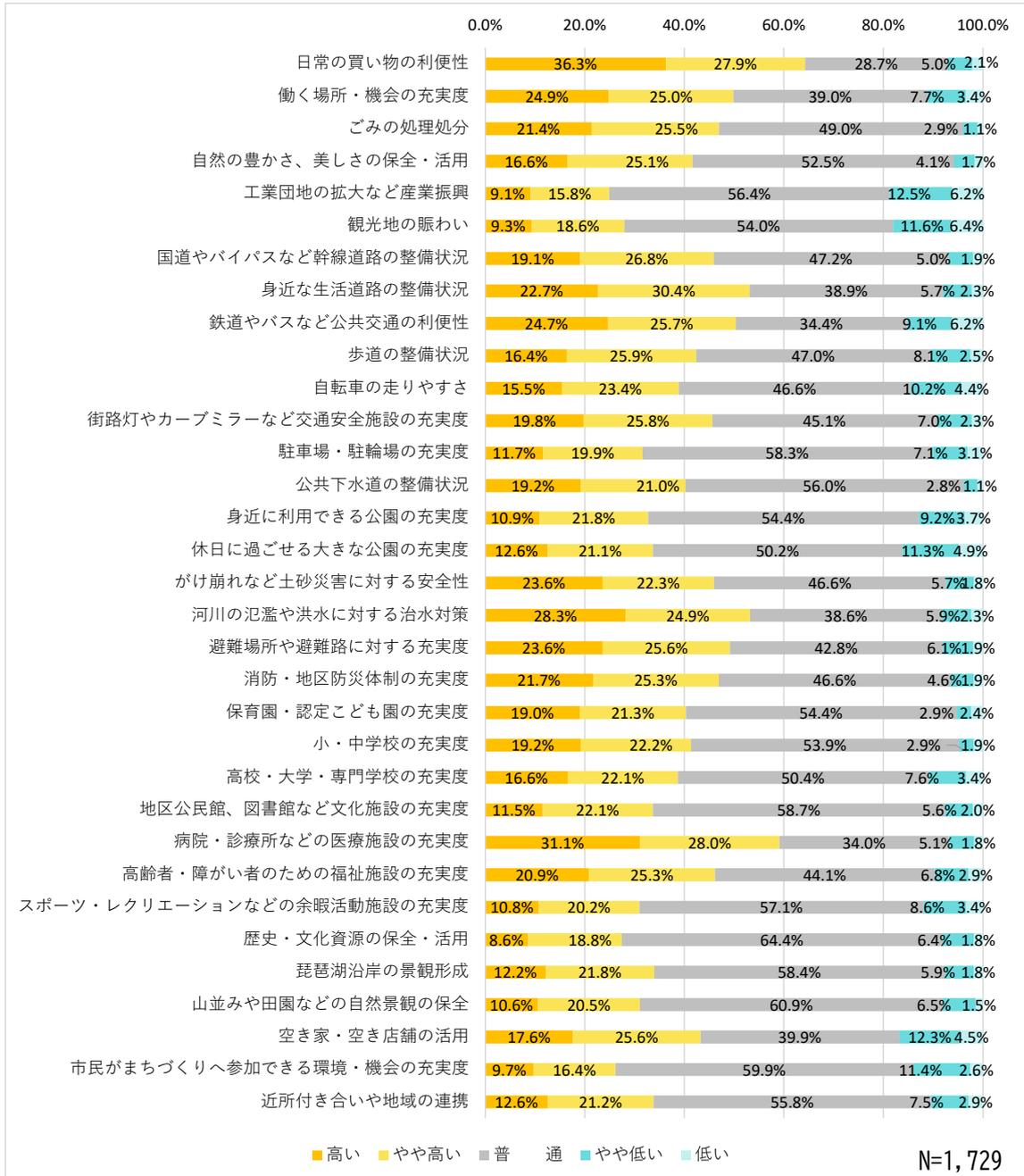
現在の満足度では、「自然の豊かさ、美しさの保全・活用」の満足度が高く、「鉄道やバスなど公共交通の利便性」の満足度が低い。

【満足度】



現在の重要度では、「日常の買い物の利便性」、「病院・診療所などの医療施設の充実度」の重要度が高く、「工業団地の拡大など産業振興」、「観光地の賑わい」が低い。

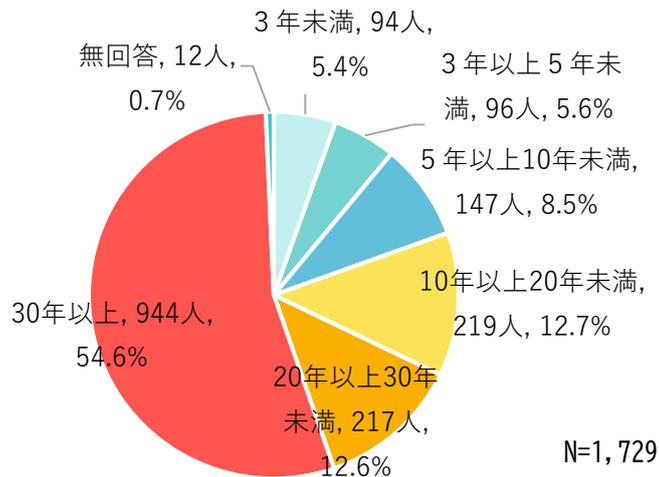
【重要度】



■あなたのお住まいに関する意向についてお聞きします

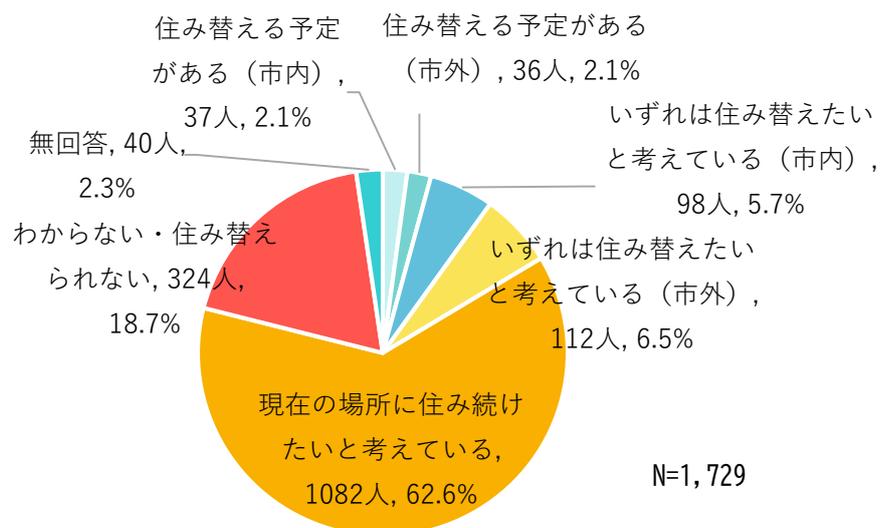
問 9. 現在の住宅に何年お住まいですか

現在の住宅に住んで「30年以上」が54.7%と最も多く、次いで「10年以上20年未満」12.7%、「20年以上30年未満」12.6%の順に多い。



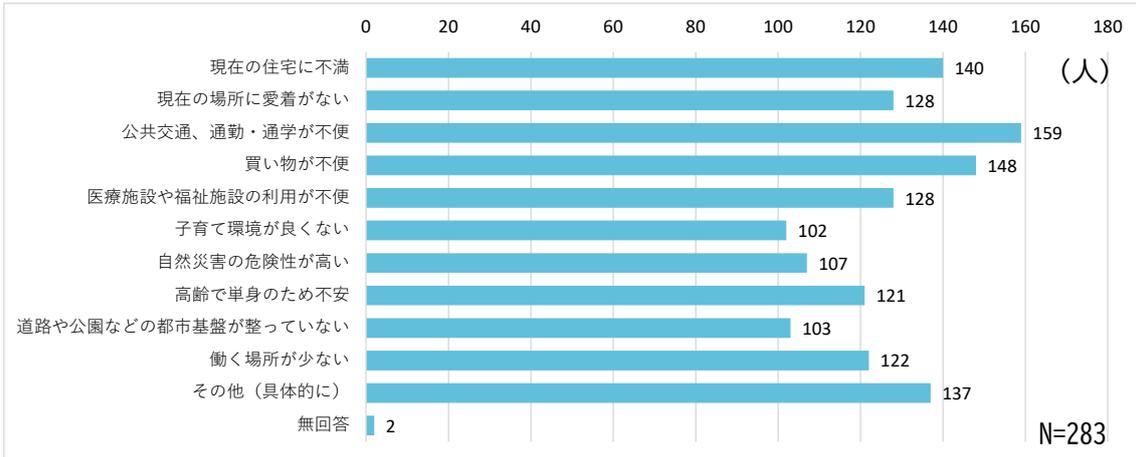
問 10. 今後の生活を考え、現在のお住まいからの住み替え（引っ越し）をお考えですか

住み替えについて、「現在の場所に住み続けたいと考えている」が62.7%と最も多く、次いで「分からない・住み替えられない」18.8%が多い。



問 11. 問 10 で「住み替える予定がある（市内・市外）」、「いずれは住み替えたいと考えている（市内・市外）」とお答えした方にお聞きします。住まいを移したい理由を 3 つまで選んでください

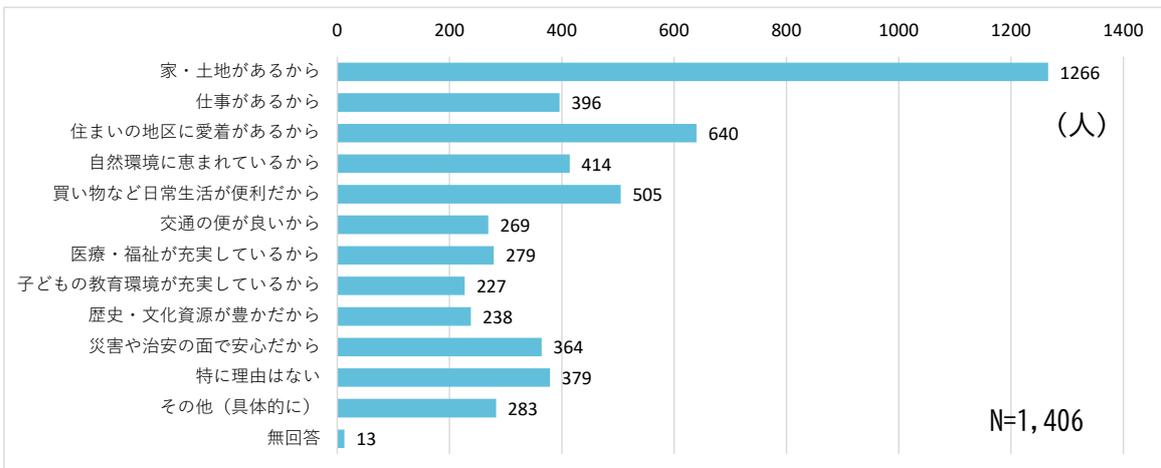
住まいを移したい理由は「公共交通、通勤・通学が不便」がもっとも多く、次いで「買い物が不便」、「現在の住宅に不満」が多い。



【その他】賃貸のため、結婚、家を買うため、介護のため、仕事都合、実家に帰るため、等

問 12. 問 10 で「現在の場所に住み続けたいと考えている」、「わからない」とお答えした方にお聞きします。その理由を 3 つまで選んでください

住み替えについて、「家・土地があるから」がもっとも多く、次いで「住まいの地区に愛着があるから」、「買い物など日常生活が便利だから」が多い。

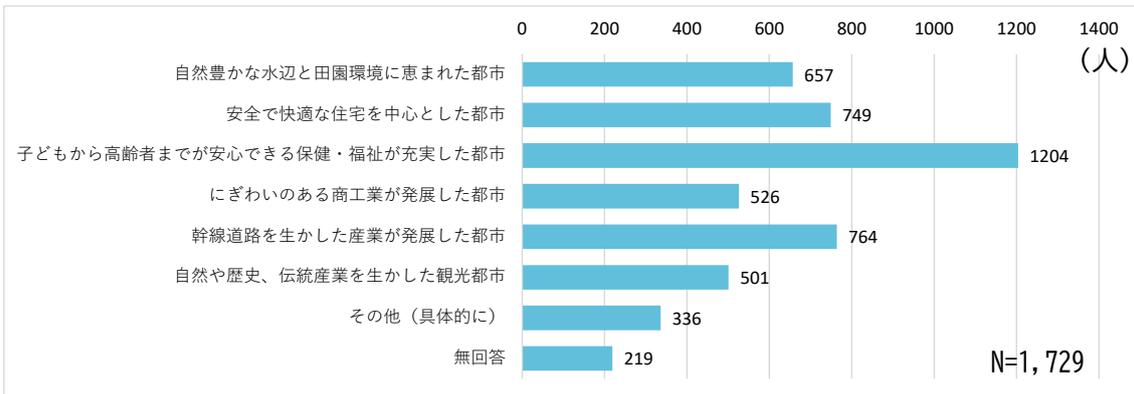


【その他】金銭的な問題、空気がきれいで静か、親族が住んでいるから、近所付き合いがいい、等

■人口減少が進む中で長浜市が目指すべきまちについてお聞きします

問 13. あなたは、本市の将来像について、どのようなまちになって欲しいと思いますか。あてはまるものを2つまで選んでください

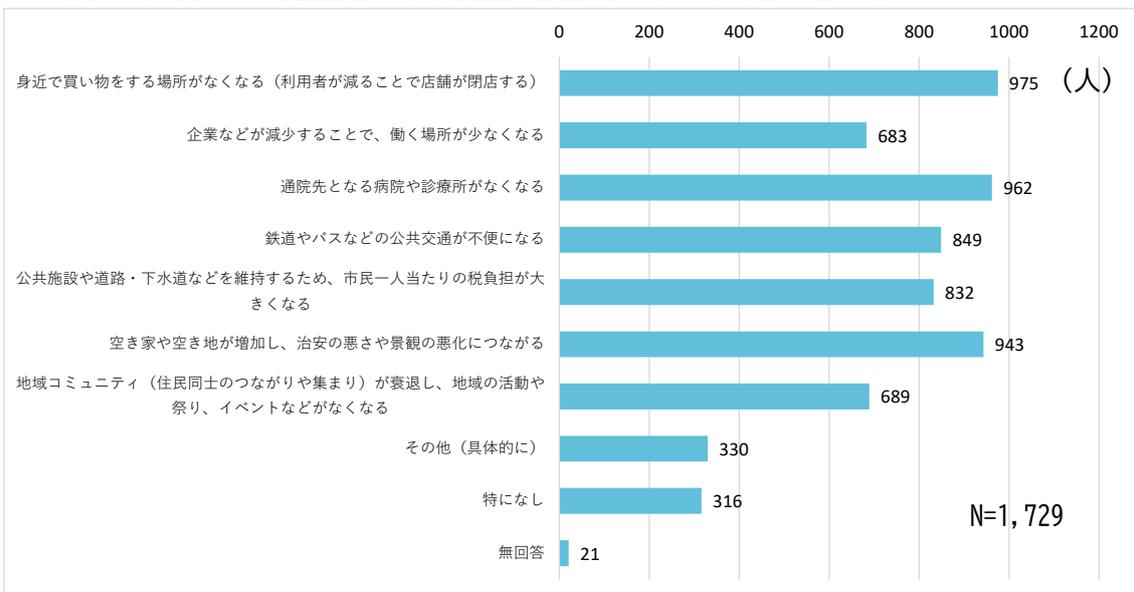
「子どもから高齢者までが安心できる保健・福祉が充実した都市」がもっとも多く、次いで「幹線道路を生かした産業が発展した都市」、「安全で快適な住宅を中心とした都市」



【その他】農林業を活かした産業都市、地域による格差がないまち、人口増加、等

問 14. 今後、人口が減少すると、どのような問題があると思いますか。特に重要だと思うものを3つまで選んでください

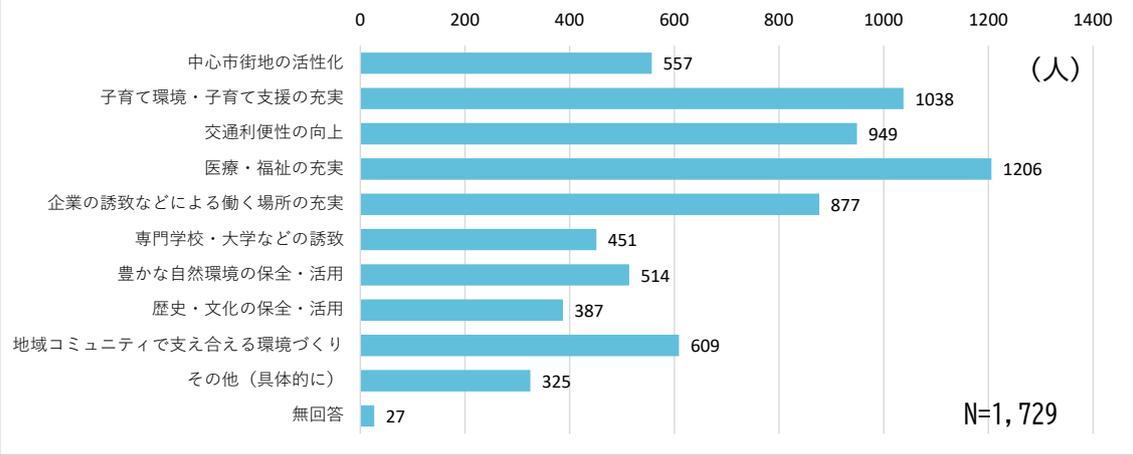
「身近で買い物をする場所がなくなる (利用者が減ることで店舗が閉店する)」がもっとも多く、次いで「通院先となる病院や診療所がなくなる」が多い。



【その他】野生動物の被害、地方の過疎化、商売が成り立たない、統廃合により学校が遠くなる等

問 15. 今後、本市の人口減少が進む中で、どのような取り組み・対策が重要だと思いますか。特に重要だと思う取り組みを3つまで選んでください

「医療・福祉の充実」がもっとも多く、次いで「子育て環境・子育て支援の充実」、「交通利便性の向上」が多い。



【その他】空き家空地の再利用、生活に不便な地域への改善策、若い人が働ける場所、外国人観光客の誘致、等

問 16. あなたは、長浜の中心と言われてどこを思い浮かべますか

自由回答の中から、主要な単語とその出現回数を整理したものを下表に示す。

出現回数が多いものは、「長浜駅周辺、長浜駅前周辺、長浜駅前通り」などを含む「長浜駅」が最も出現回数が多く、次に黒壁スクエアや黒壁周辺をなどを含む「黒壁」、市役所周辺を含む「市役所」、国道沿道やR8バイパスを含む「国道・バイパス」が続く。

一方、長浜の中心について「分からない・空白」が204件となっている。

市の中心	全域	単語	長浜駅	黒壁	市役所	国道バイパス	旧長浜	アルプラザ	豊公園	分からない・空白
		出現回数	568	216	193	214	46	55	20	204

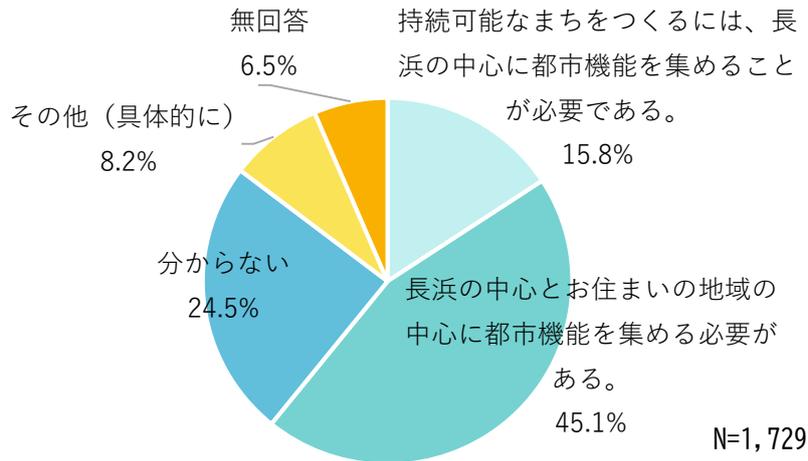
問 17. あなたは、あなたのお住まいの地域の中心と言われてどこを思い浮かべますか

各地域の中心について、「地域名称(地域の名称を含む施設名等)」、「支所」、「小学校」、「駅」、「周辺」等の単語の出現回数が多い。地域の中心について、分からない・空白も多い。

地域の中心	長浜地域	単語	小学校	周辺	長浜	駅	駅前	長浜駅	市役所	分からない・空白
		出現回数	280	228	170	60	40	37	34	138
	湖北地域	単語	湖北	周辺	速水	支所	中学校	公民館	駅	分からない・空白
		出現回数	30	28	21	19	6	5	3	18
	びわ地域	単語	びわ	周辺	支所	小学校	スポーツの森	コミュニティ	国道	分からない・空白
		出現回数	38	15	10	9	4	3	2	14
	虎姫地域	単語	虎姫	周辺	学園	学校	小学校	まちづくりセンター	消防署	分からない・空白
		出現回数	19	13	9	6	2	2	2	4
	高月地域	単語	高月	周辺	支所	高月駅	小学校	まちづくりセンター	まちづくりセンター	分からない・空白
		出現回数	72	54	29	18	11	5	5	14
	浅井地域	単語	浅井	周辺	支所	内保	小学校	公民館	まちづくりセンター	分からない・空白
		出現回数	58	56	37	29	23	13	9	27
	木之本地域	単語	木之本	周辺	駅	平和堂	公民館	小学校	集会所	分からない・空白
		出現回数	33	30	17	11	7	5	4	11
	余呉地域	単語	余呉	支所	中之郷	木之本	余呉湖	まちづくりセンター	駅	分からない・空白
		出現回数	29	25	14	7	7	6	5	7
西浅井地域	単語	周辺	西浅井	支所	道の駅	塩津	公民館	水の駅	分からない・空白	
	出現回数	39	25	21	17	15	9	6	25	

問 18. 「長浜の中心やお住まいの地域の中心へ都市機能（商業施設、病院、公共公益施設等）を集める」ことについてどうお考えですか

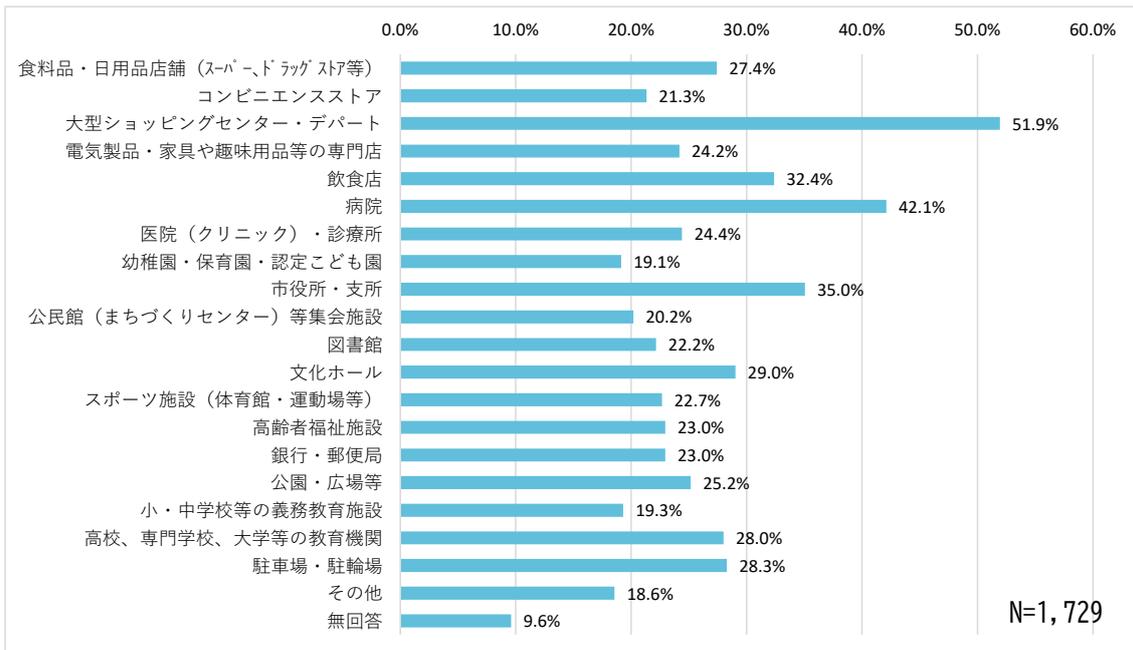
「長浜の中心とお住まいの地域の中心に都市機能を集める必要がある」45.1%でもっとも多く、次いで「分からない」24.5%、「持続可能なまちをつくるには、長浜の中心に都市機能を集めることが必要である」15.8%が多い。



問 19. だれもが住みよいまちを実現するため、今後、どのような施設が充実すれば良いと思いますか

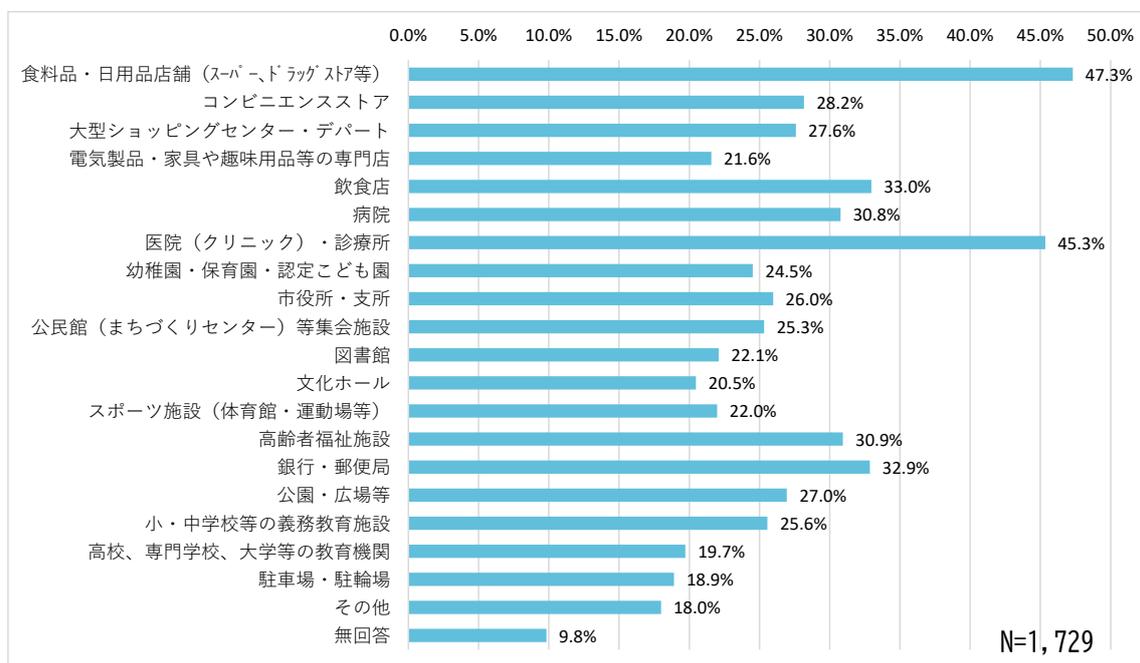
(1)長浜の中心

「長浜の中心」で必要な施設としては「大型ショッピングセンター・デパート」が 51.9% と多い。



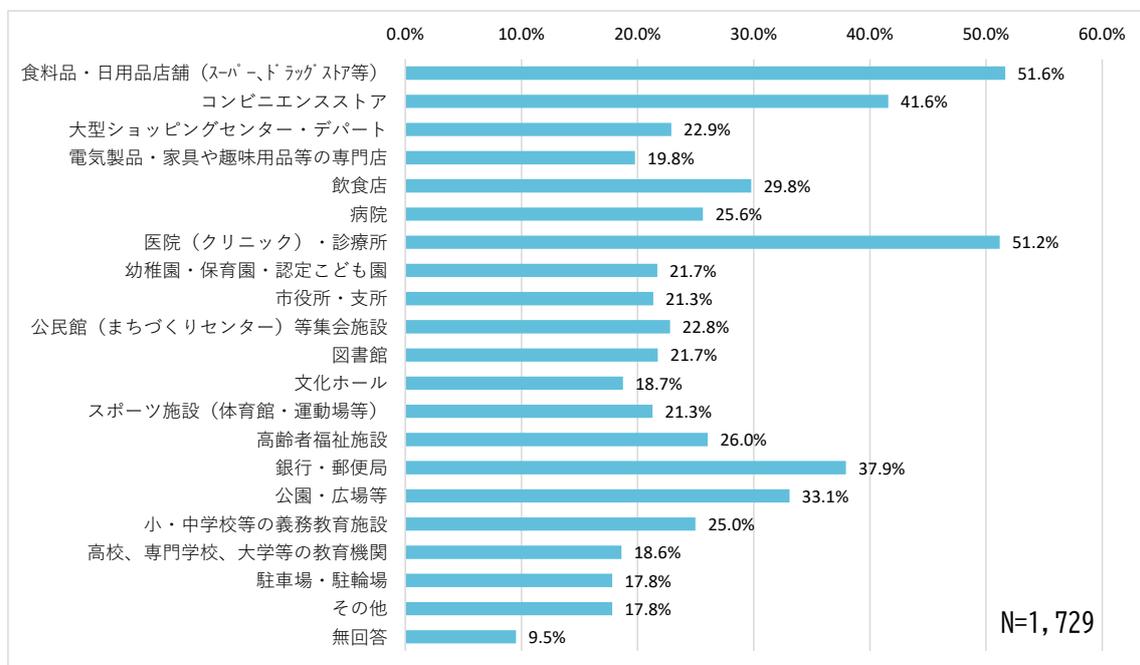
(2)お住まいの地域の中心

「お住まいの地域の中心」で必要な施設としては、「食料品・日用品店舗」が47.3%と多い。



(3)お住まいから徒歩でいける範囲

「お住まいから徒歩でいける範囲」で必要な施設としては、「食料品・日用品店舗」が51.6%と多い。



(人)

項目	長浜の中心	お住まいの地域の中心	お住まいから徒歩でいける範囲
食料品・日用品店舗（スーパー、ドラッグストア等）	474	818	893
コンビニエンスストア	369	487	719
大型ショッピングセンター・デパート	898	477	396
電気製品・家具や趣味用品等の専門店	418	373	342
飲食店	560	570	515
病院	728	532	443
医院（クリニック）・診療所	422	784	885
幼稚園・保育園・認定こども園	331	424	375
市役所・支所	606	449	369
公民館（まちづくりセンター）等集会施設	349	438	394
図書館	383	382	376
文化ホール	502	354	324
スポーツ施設（体育館・運動場等）	392	380	368
高齢者福祉施設	397	535	450
銀行・郵便局	397	568	656
公園・広場等	435	466	572
小・中学校等の義務教育施設	334	442	432
高校、専門学校、大学等の教育機関	484	341	322
駐車場・駐輪場	489	327	308
その他	321	311	308
無回答	166	170	165

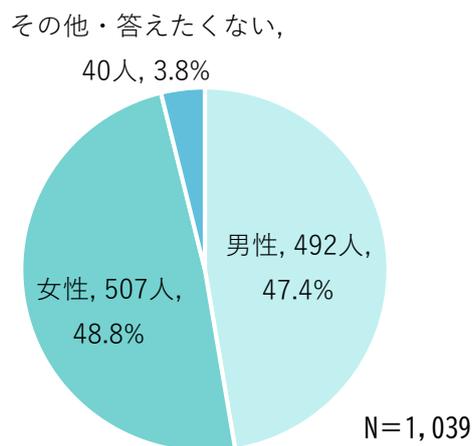
(2) 中高生アンケート調査結果

- ◇調査目的：「立地適正化計画」の策定
- ◇調査期間：令和5年12月18日～令和6年1月21日
- ◇調査対象者：市内の中学校、高等学校に通学する学生
- ◇調査方法：WEB調査
- ◇回収票率：1,039票

■あなたご自身のことについてお聞きします

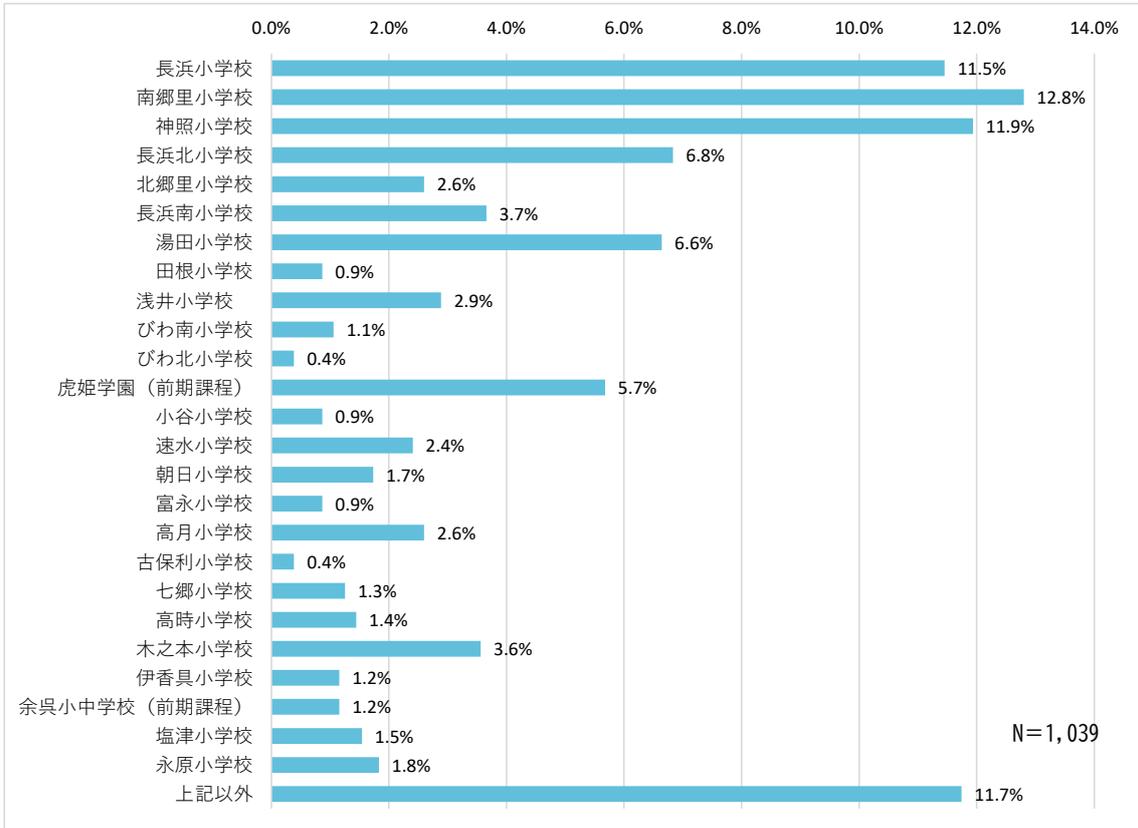
問1. あなたの性別を教えてください

性別は、男性と女性で大きな差はない。



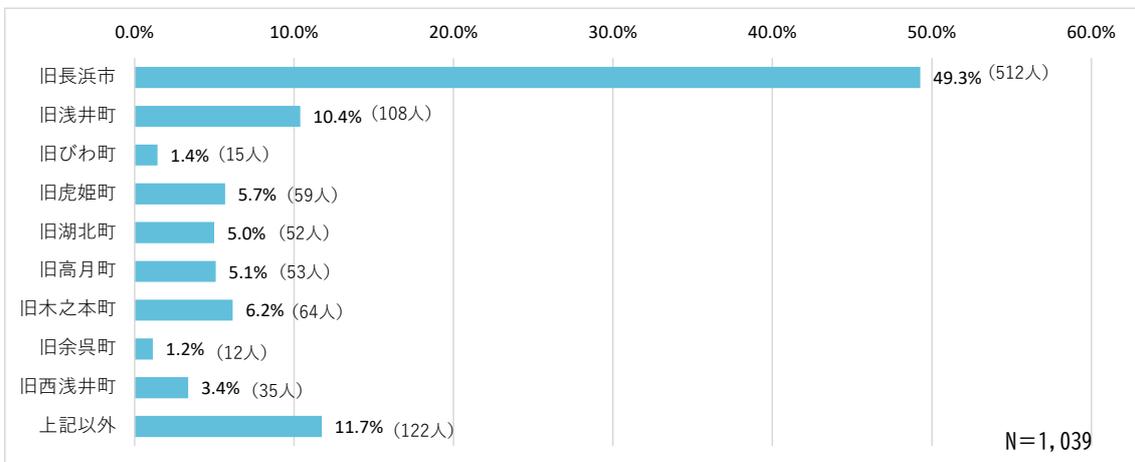
問2. あなたが通っていた小学校、義務教育学校（前期課程）を教えてください

通っていた小学校、義務教育学校は、「南郷里小学校」が12.8%と最も多く、次いで「上記以外」では「神照小学校」11.9%、「長浜小学校」11.5%の順が多い。



【旧市町区域】

旧市町区域で見ると、「旧長浜市」が49.3%と最も多い。

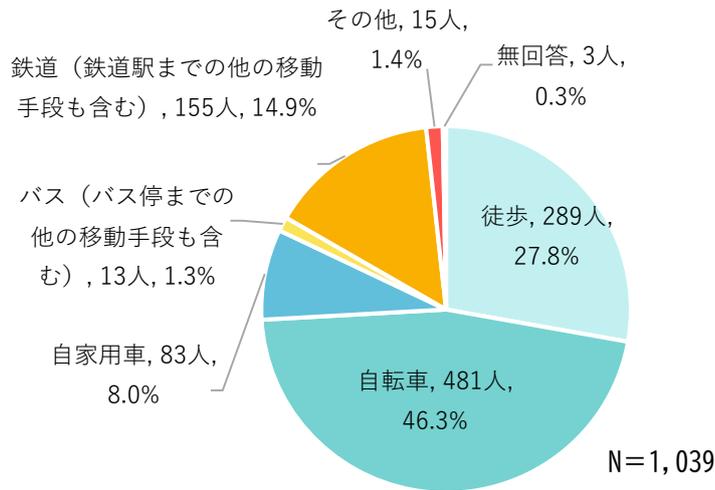


■ 「上記以外」の町名・自治会名または小学校区名

町名・自治会・小学校区名	件数	町名・自治会・小学校区名	件数
名古屋市緑区 大清水小学校	1	新旭町	1
北布施	1	松原町	1
豊郷町	1	春照小学校	1
米原中学校	1	春照	1
米原小学校	7	滋賀県立大原小学校	1
米原市立息長小学校	1	山東町	1
米原市上野	1	山東小学校	1
米原市 大原小学校	1	坂田小学校	20
米原市 市場	1	坂田学区	2
米原市 宇賀野 母の郷 坂田小学校	1	佐和山小学校	2
米原市	3	佐生町	1
米原	3	今津東小学校	1
平方町	1	今津町	1
平田小学校	1	今津	1
彦根西中学校	1	国友町	1
彦根私立城北小学校	1	高島小学校	1
彦根市立城東小学校	1	高島市今津町	1
彦根市	1	高島市マキノ町	1
柏原小学校	1	高宮小学校	1
南小	1	甲良東小学校	1
長浜北星高等学校	1	虎姫学園（後期課程）	1
長浜八幡東町	1	湖北町賀	1
長浜東中学校	2	金城小学校	1
長浜東	1	顔戸	1
長浜市立北中学校	1	河南小学校	2
大戌亥町	1	河南	1
大滝小学校	1	河瀬小学校	1
大原小学校	7	加美北小学校	1
多賀町	1	稲枝東小学校	1
息長小学校	6	伊吹小学校	1
息長	2	伊吹	1
草津第二小学校	1	安曇川小学校	1
浅井中学校	2	旭森小学校	1
千草町	1	愛荘町	2
杉野小学校	2	マキノ東小学校	1
神戸市立東町小学校	1	すまい町	1
		総合計	120

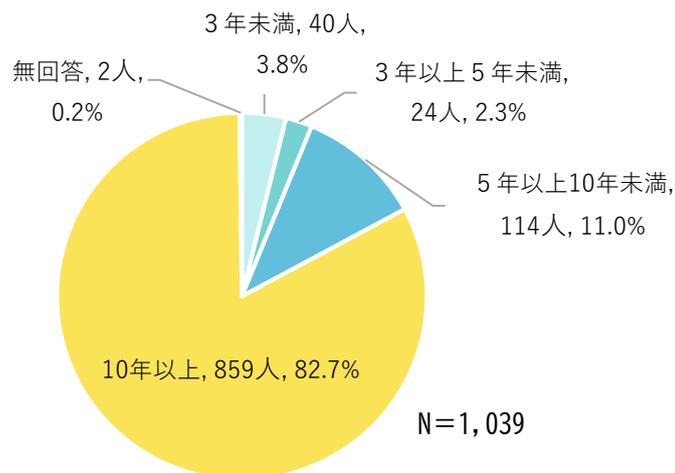
問3. 現在、通学される際の主な移動手段（交通手段）について、該当するものを1つ選んで

移動手段は、「自転車」が46.3%と最も多く、次いで「徒歩」27.8%が多い。



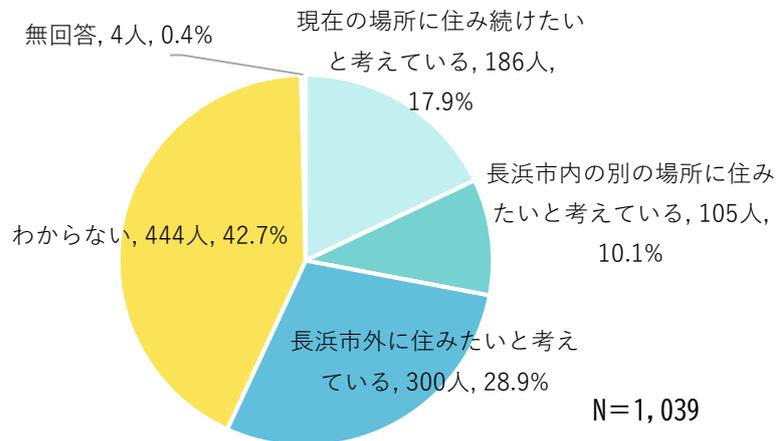
問4. 現在の住宅に何年お住まいですか

現在の住宅に住んで「10年以上」が82.7%と最も多く、次いで「5年以上10年未満」11.0%が多い。



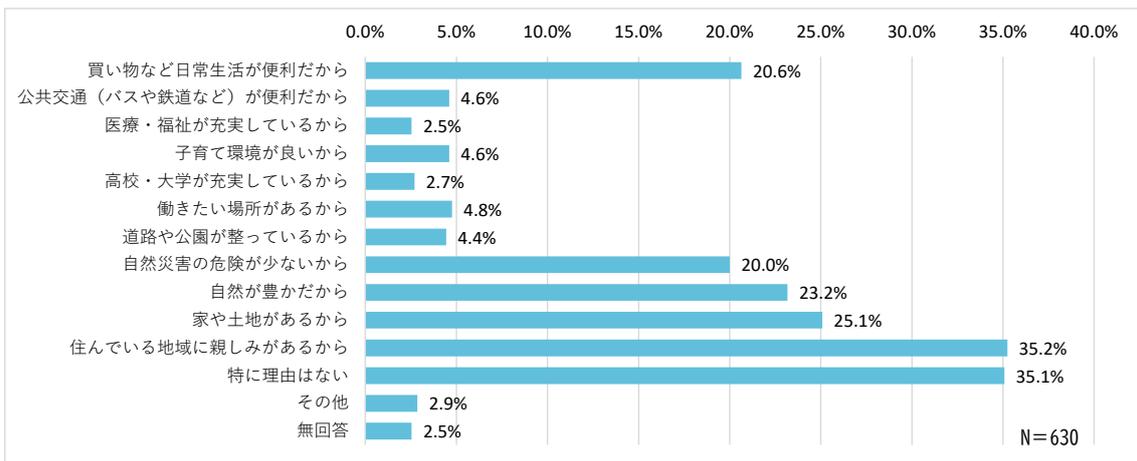
問5. あなたは将来、現在の場所に住み続けたいですか

住み続けたいかについて、「わからない」が42.7%と最も多く、次いで「長浜市外に住みたいと考えている」28.9%が多い。



問6. 問5で「現在の場所に住み続けたいと考えている」、「わからない」とお答えした方にお聞きします。その理由を3つまで選んでください

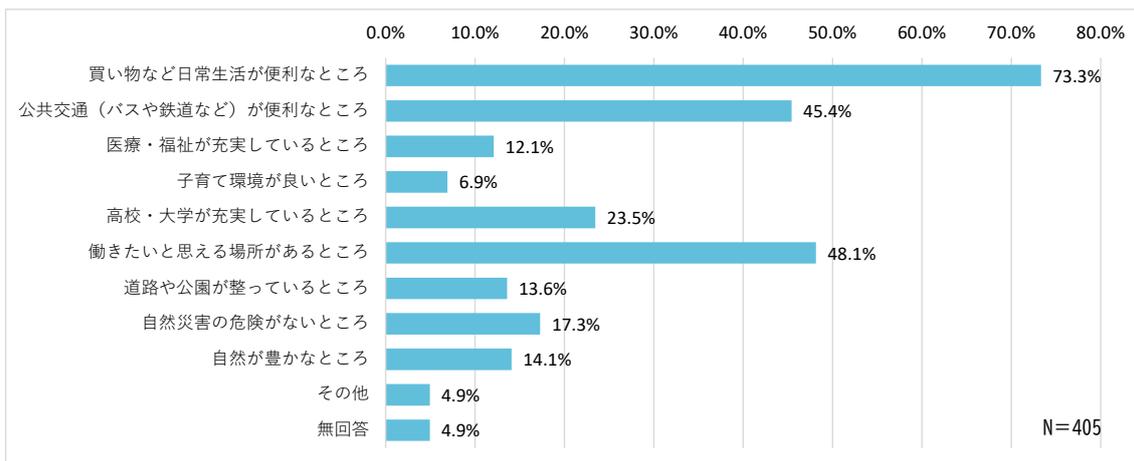
住み続けたい、わからないと答えた理由は「住んでいる地域に親しみがあるから」が35.2%と最も多く、次いで「家や土地があるから」25.1%、「自然が豊かだから」23.2%が多い。



【その他】進路や将来なりたい職業があるから、一人暮らしにかかるお金が無くなる
他の場所を知らないので比較ができない、
生まれ育った場所に住みたい 等

問7. 問5で「長浜市内の別の場所に住みたいと考えている」「長浜市外に住みたいと考えている」とお答えした方にお聞きます。どのような場所に住みたいか3つまで選んでください

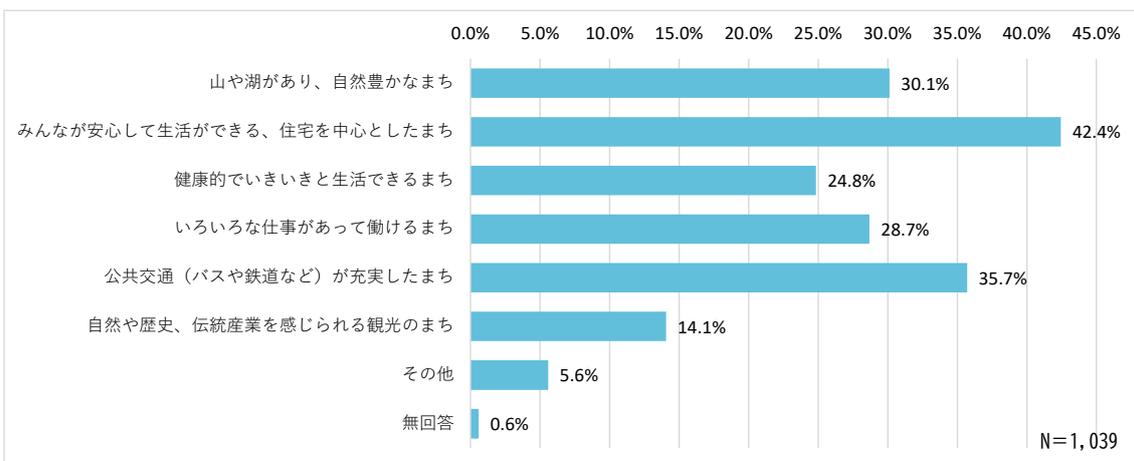
別の場所に住みたい理由は、「買い物など日常生活が便利なところ」が73.3%ともっとも多く、次いで「働きたいと思える場所があるところ」48.1%、「公共交通（バスや鉄道など）が便利なところ」45.4%が多い。



【その他】自分の夢を叶えるため、海外に行きたい、公共施設が多いところ 等

問8. 未来の長浜市について、あなたはどのようなまちになって欲しいと思いますか。あてはまるものを2つまで選んでください

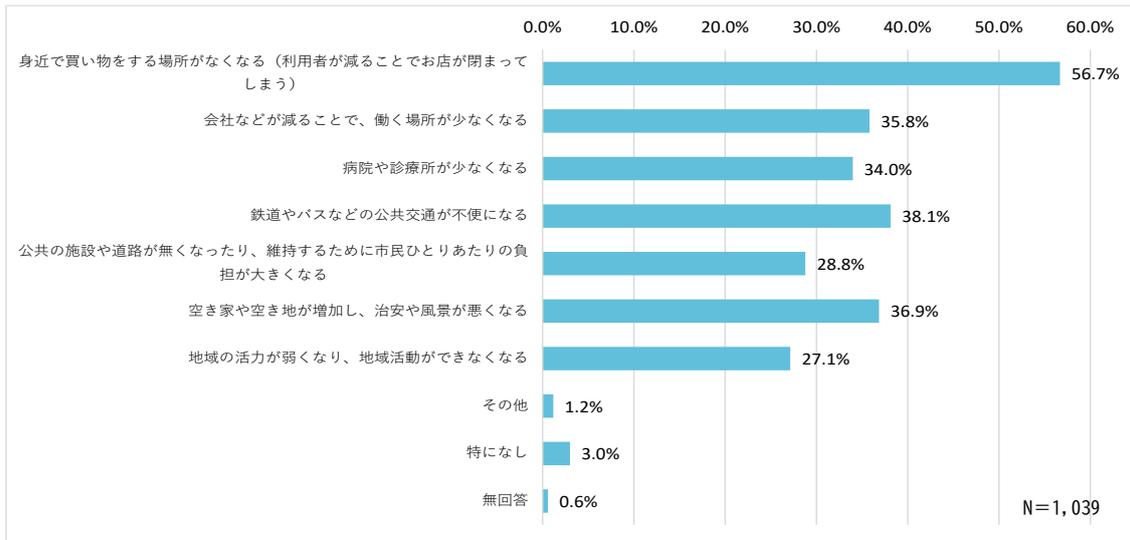
将来どのようなまちになって欲しいかについては、「みんなが安心して生活ができる、住宅を中心としたまち」が42.4%ともっとも多く、次いで「公共交通（バスや鉄道など）が充実したまち」35.7%、「山や湖があり、自然豊かなまち」30.1%が多い。



【その他】ショッピングモール、遊ぶ場所、若者向けのもの 等

問 9. 今後、人口が減少すると、どのような問題があると思いますか。特に重要だと思
うものを3つまで選んでください

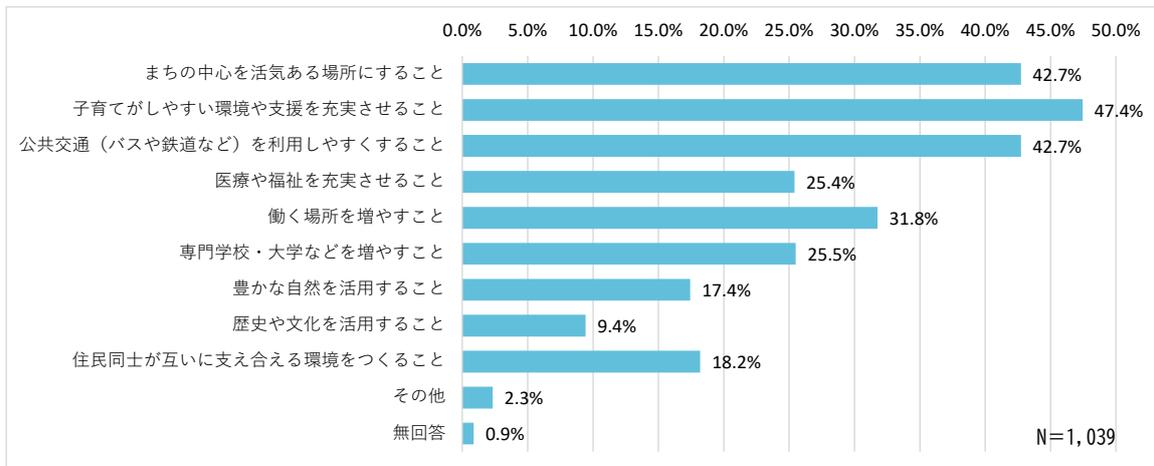
重要と思われる問題については、「身近で買い物をする場所がなくなる（利用者が減
ることで店舗が閉店する）」が56.7%と最も多く、次いで「鉄道やバスなどの公共
交通が不便になる」38.1%、「空き家や空き地が増加し、治安や風景が悪くなる」36.9%
が多い。



【その他】元気がない街になり知名度が下がる、学校の数が減る 等

問 10. 今後、長浜市の人口減少が進む中で、どのような取り組みが重要だと思
いますか。特に重要だと思う取り組みを3つまで選んでください

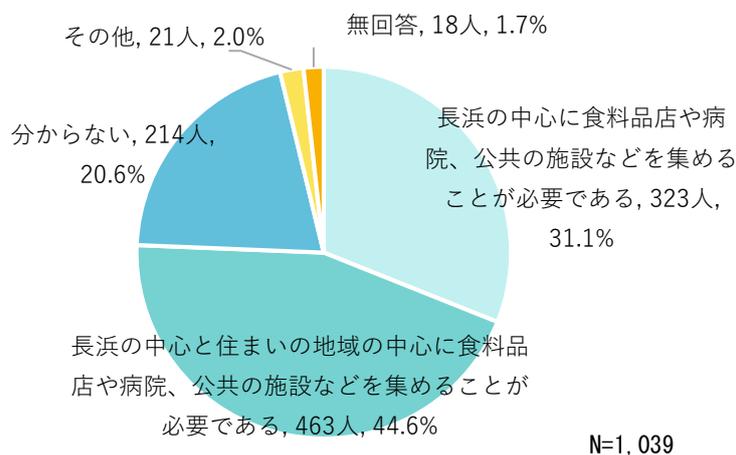
今後、重要な取り組みについては、「子育て環境・子育て支援の充実」が47.4%と多
く、次いで「まちの中心を元気ある場所にする事」、「公共交通（バスや鉄道など）を
利用しやすくすること」42.7%が多い。



【その他】住みやすい街エリアと住みにくいが自然豊かなエリアに分ける
電車の数を増やす、にぎやかな町にする、遊ぶ場所を充実させる 等

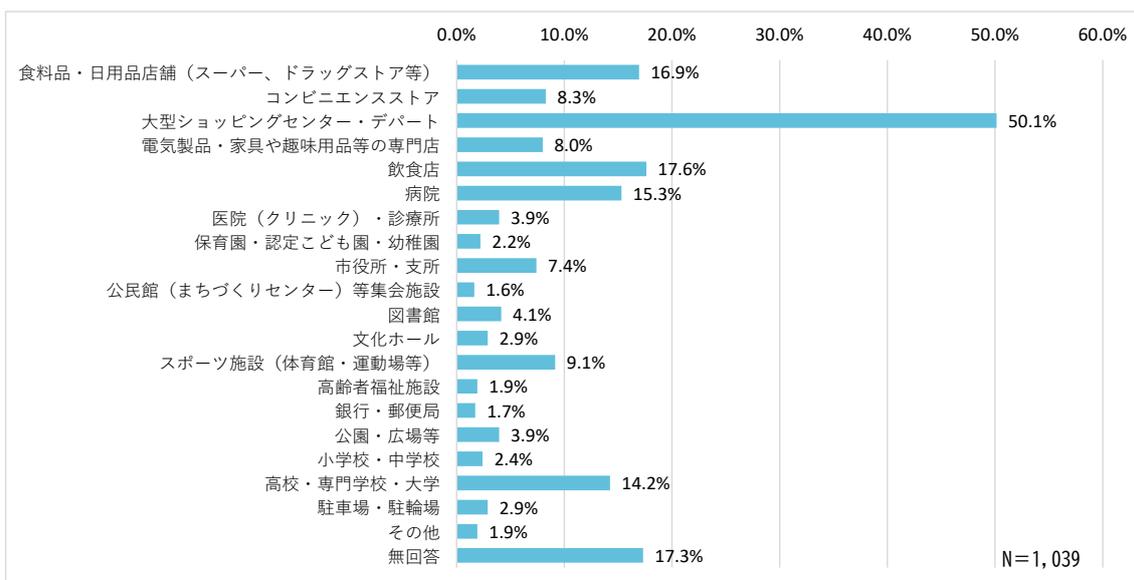
問 13. 「長浜市の中心やお住まいの地域の中心へ食料品店や病院、公共の施設などを集める」

「長浜の中心と住まいの地域の中心に食料品店や病院、公共の施設などを集めることが必要である」44.6%がもっとも多い。



問 14-1. みんなが住みやすいまちを実現するため、今後、どのような施設が充実すれば良いと思いますか／長浜市の中心

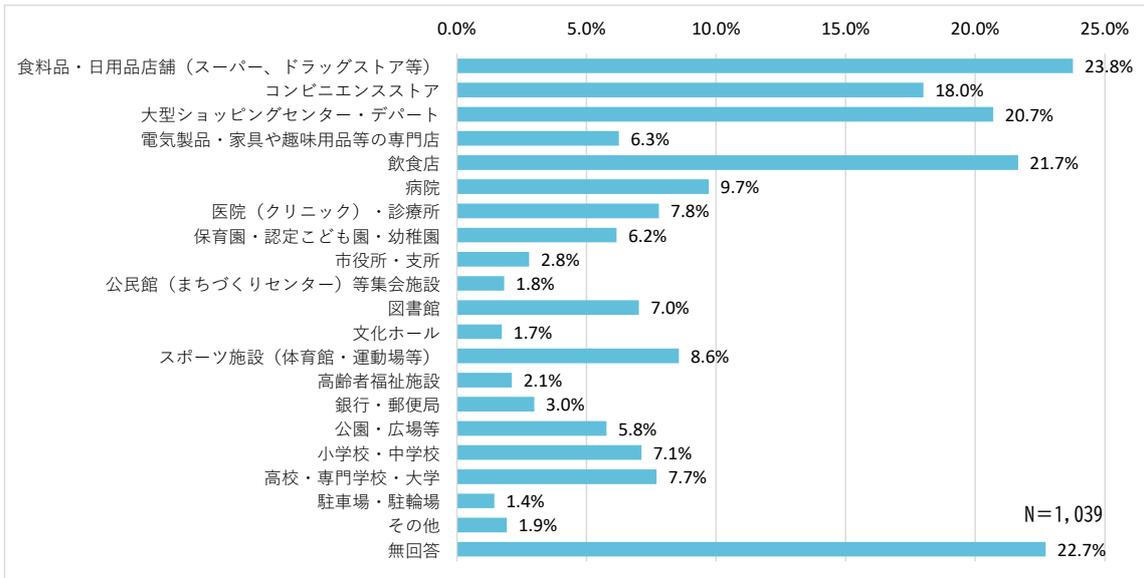
長浜市中心では、「大型ショッピングセンター・デパート」50.1%がもっとも多い。



【その他】 空港、マンション、駅 等

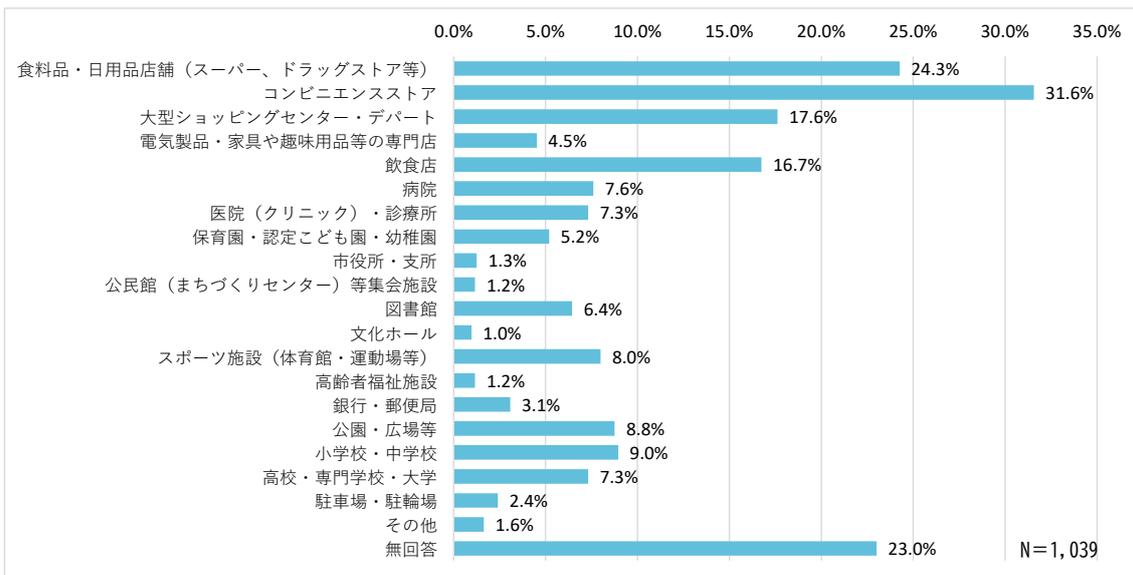
問 14-2. みんなが住みやすいまちを実現するため、今後、どのような施設が充実すれば良いと思いますか／お住まいの地域の中心

お住まいの地域の中心では、「食料品・日用品店舗（スーパー、ドラッグストア等）」が 23.8%と最も多く、次いで「飲食店」21.7%、「大型ショッピングセンター・デパート」20.7%が多い。



問 14-2. みんなが住みやすいまちを実現するため、今後、どのような施設が充実すれば良いと思いますか／お住まいから徒歩でいける範囲

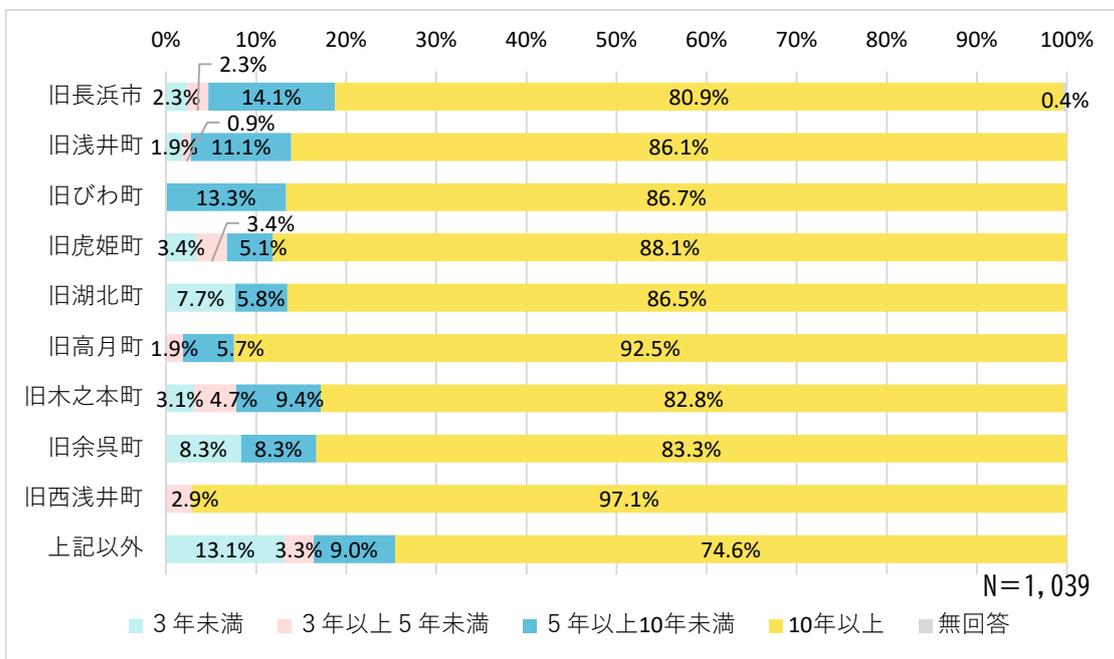
お住まいから徒歩で行ける範囲では、「コンビニエンスストア」が 31.6%と最も多く、次いで「食料品・日用品店舗（スーパー、ドラッグストア等）」24.3%が多い。



地域別クロス集計

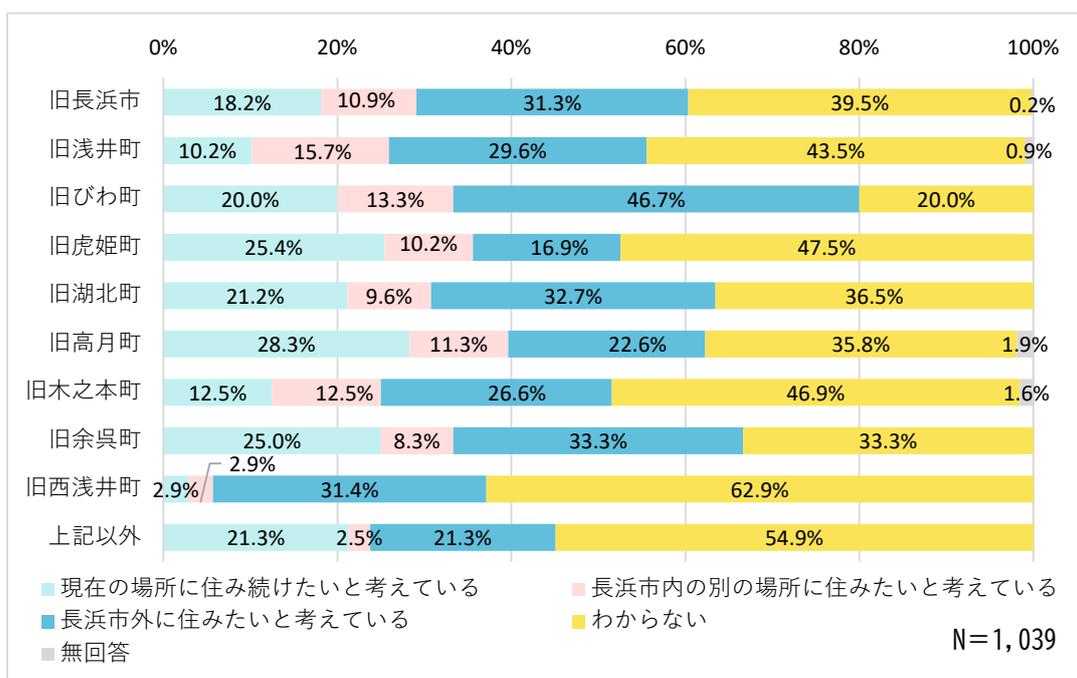
問 4. 現在の住宅に何年お住まいですか

現在の住宅に住んで、全体的に「10年以上」が多い。上記以外は、「3年未満」が多い。



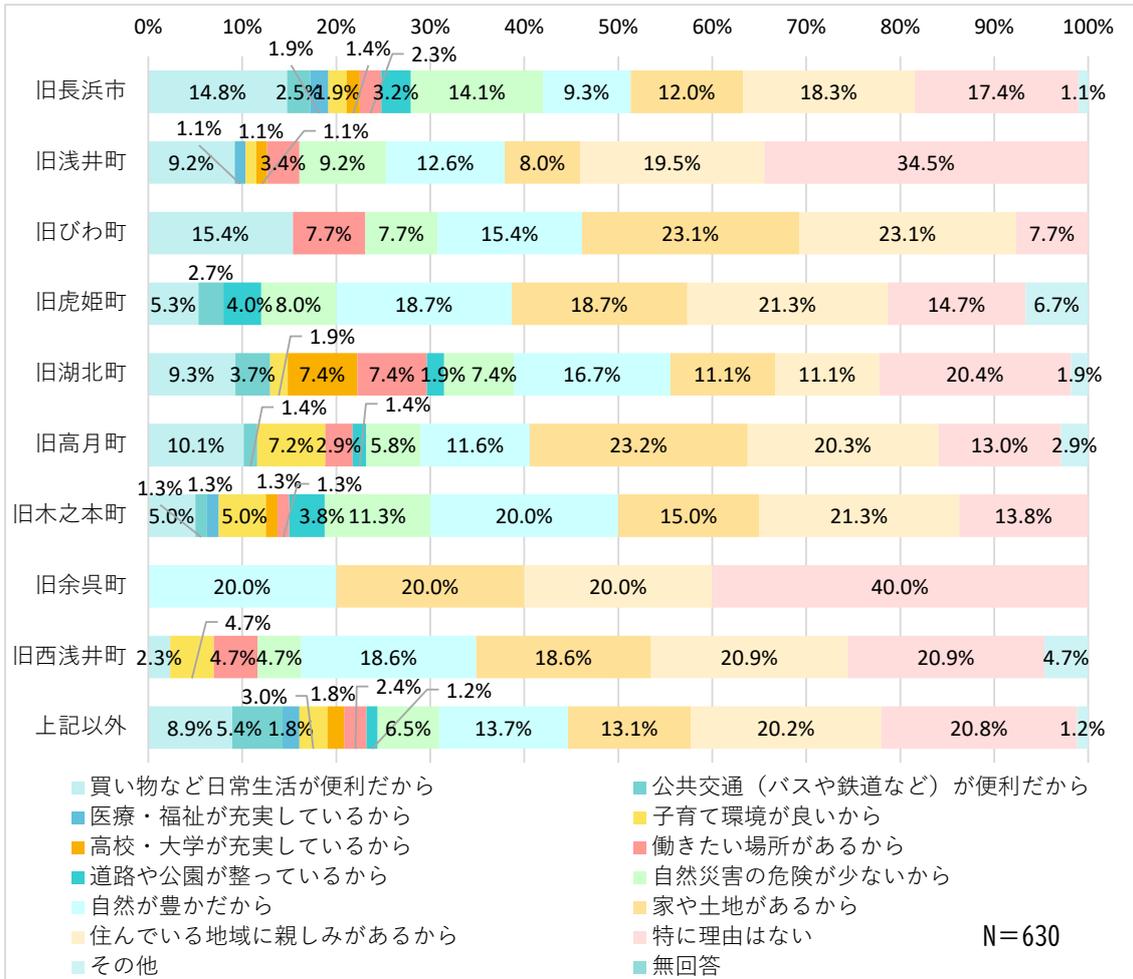
問 5. あなたは将来、現在の場所に住み続けたいですか

現在の場所に住み続けたいかについて、全体的に「わからない」が多い。他の地域と比べ、旧高月町は「現在の場所に住み続けたいと考えている」が多く、旧びわ町は「長浜市外に住みたいと考えている」が多い。



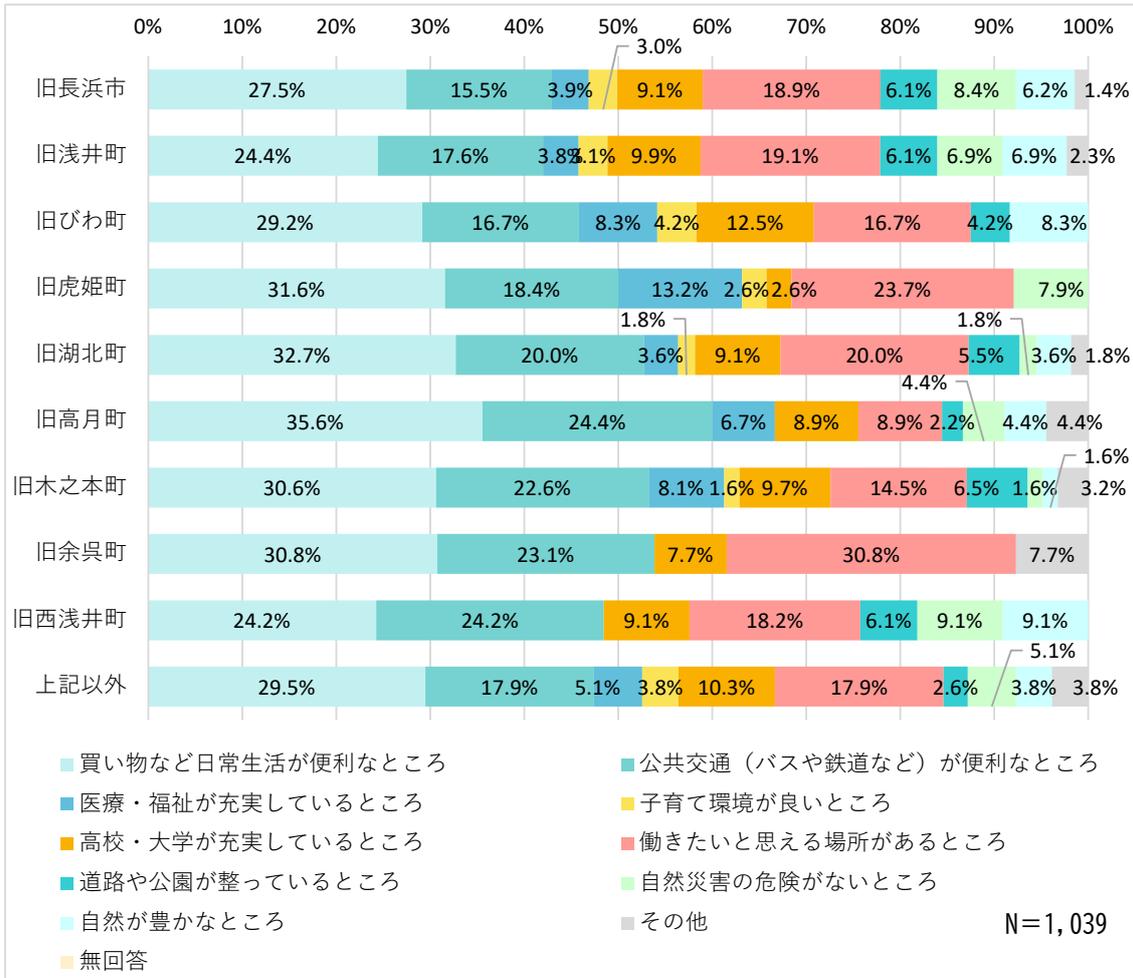
問6. 問5で「現在の場所に住み続けたいと考えている」、「わからない」とお答えした方にお聞きします。その理由を3つまで選んでください

現在の場所に住み続けたい、わからないと答えた理由は、全体的に「家や土地があるから」、「住んでいる地域に親しみがあるから」、「自然が豊かだから」が多い。



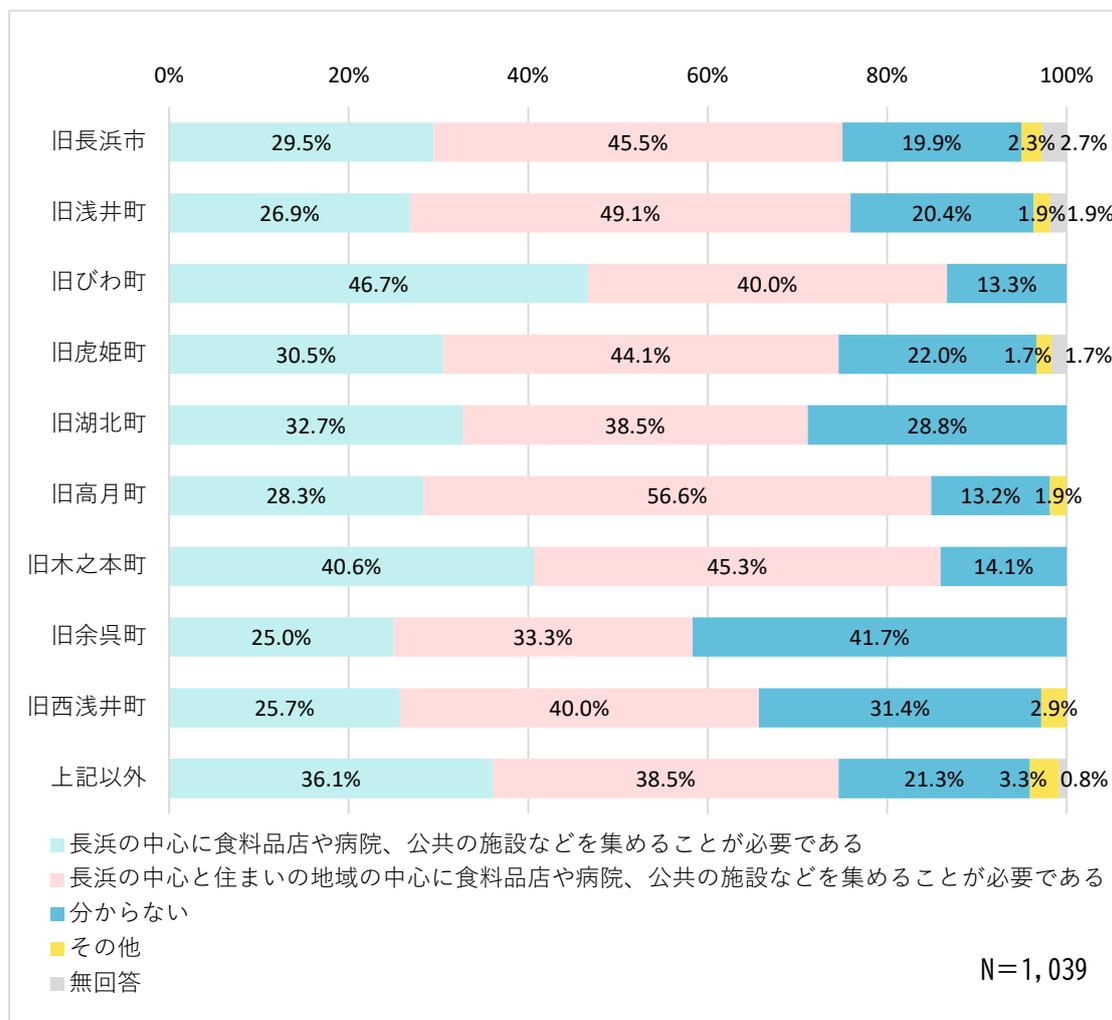
問 7. 問 5 で「長浜市内の別の場所に住みたいと考えている」「長浜市外に住みたいと考えている」とお答えした方にお聞きします。どのような場所に住みたいか 3 つまで選んでください

別の場所に住みたい理由は、全体的に「買い物など日常生活が便利なところ」が多い。次いで「公共交通（バスや鉄道）が便利なところ」、「働きたいと思える場所があるところ」が多い。



問 13. 「長浜市の中心やお住まいの地域の中心へ食料品店や病院、公共の施設などを集める」ことについてどう思いますか。最も近い考えを1つ選んでください

全体的に「長浜の中心と住まいの地域の中心に食料品店や病院、公共の施設などを集めることが必要である」が多いが、旧びわ町は「長浜の中心に食料品店や病院、公共の施設などを集めることが必要である」が最も多い。



4. 市民意見への対応

ページ	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
	<p>長浜市都市計画マスタープラン（平成28年改定・平成30年10月部分的改定）による南長浜地域圏の土地利用方針の田村駅について、駅周辺の計画的な市街化にあわせて、駅舎（自由通路含む）の改築や駅前広場（東口・西口）の再整備を行います。また平成30年5月の「田村駅周辺整備基本計画」では、短期の事業として駅舎改築（自由通路含む）の推進と駅前広場の整備があげられ、基本計画に基づいて事業を進められてきています。</p> <p>しかし、今回の、長浜市都市計画マスタープランには「駅施設の改築を視野にいたした検討を行います。」と明記されています。また「南長浜まちづくりビジョンfor2050」においても、田村駅周辺の内外交流ゾーンは既存施設を促進する渠整備を推進するためにも、田村駅の整備が不可欠と考えるが、方針内容が後退しているのはなぜですか。</p>	<p>ご意見を踏まえて3-10項および3-11項を下記の通り修正します。</p> <p>JR田村駅の利便性や快適性を向上させるため、駅周辺の計画的な市街地形成にあわせて駅施設の改築を視野に入れた再検討を行います。</p> <p>JR田村駅舎の改築の再検討</p>
全体	⑤アンケート調査の中身を全て参考資料として添付すべきではありませんか	<p>ご意見を踏まえ、アンケート調査結果（単純集計）を計画別冊「資料編」に掲載することといたします。</p> <p>なお、資料編については、本計画とともに市ホームページに掲載することとします。</p>
P1-13	<p>産業振興・土地利用に関する課題（1）雇用と居住空間の創出による転出の抑制</p> <p>「本市では、これまでに整備された工業用地に空きがない一方で、設備投資に伴う企業の工業用地の需要の高まりから、産業用地確保に向けて、広大な市域の活用や都市基盤の機能強化などが求められています。</p> <p>人口減少に歯止めをかけ、地域経済の成長に繋げるためには、市内企業の事業拡大や成長分野への進出といった、市内企業の成長を後押しすることに加え、新たな企業の立地による産業の多角化を図り、雇用の拡大や定住人口の増加を実現し、地域経済の好循環を生み出すことが必要になってきます。このため、JR 田村駅周辺や（仮称）神田スマートインターチェンジ、小谷城スマートインターチェンジならびに既存工業団地の周辺などにおいて、それぞれの地域のポテンシャルをいかしつつ、居住と雇用の場を創出していくことが必要です」</p> <p>と記載されていますが、なぜ担当課が努力しているのに、多くの未活用公共用地の活用を経費的にも優先して活用を図ることを一番に記載しないのですか、そのことの記載をお願いしたいと考えますがいかがでしょうか</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記の通り修正いたします。</p> <p>このため、未利用の公共用地やJR 田村駅周辺、（仮称）神田スマートインターチェンジ、小谷城スマートインターチェンジならびに既存工業団地の周辺などにおいて、それぞれの地域のポテンシャルをいかしつつ、居住と雇用の場を創出していくことが必要です。</p>
P1-16	<p>転入転出の状況図で大事なのは、この添付の理由は、産業振興・土地利用に関する課題で、その内容として、雇用と居住空間の創出による転出の抑制を記述されており、結論として、「このため、JR 田村駅周辺や（仮称）神田スマートインターチェンジ、小谷城スマートインターチェンジならびに既存工業団地の周辺などにおいて、それぞれの地域のポテンシャルをいかしつつ、居住と雇用の場を創出していくことが必要」としていますが、それなら転入転出先の国籍や年齢などもしっかり調査図に示していただきたい。（外国人労働者の移動や福祉医療機関への移動もあるため）</p>	<p>ご意見を踏まえ、年齢別の転入転出状況について計画別冊「資料編」に掲載いたします。</p> <p>なお、資料編については、本計画とともに市ホームページに掲載することとします。</p>
P1-17	<p>4 自然環境・歴史文化に関する課題（1）自然・農業環境の保全</p> <p>「本市は、市域の過半を森林と農地が占めており、これに琵琶湖を含めると市域の3分の2となる自然環境に恵まれた都市です。次頁に示す平成12年度からの農地面積の推移をみると、令和4年度の本市の田の面積は平成12年度比-0.2%、畑は-11%であり、県内他市と比べると、農地の減少は少ない状況です。美しい自然景観や営農環境の保全に配慮しつつ、新たな産業用地の開発や農地転用と環境負荷の低減に寄与する自然・農業環境の保全や活用を図る必要があります。」</p> <p>と記載していますが、新たな産業用地の開発や農地転用と環境負荷の低減に寄与する自然・農業環境の保全や活用を図る必要があります。どうして、農業の環境保全や活用を同じ土壌で融合できるのか記載していただきたいと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、下記の通り修正いたします。</p> <p>本市の持続的な発展のために営農環境の保全等に配慮しつつ新たな産業用地の開発や農地転用を行う必要がある一方で、本市が誇る美しい自然景観や農業環境の保全・活用を図る必要があります。</p>
P1-19	<p>「人口の推移表」添付の長浜市人口ビジョンは、令和元年のものであり、すでに長浜市の人口ビジョンは、令和7年3月に改訂されています。古い資料を基に説明はやめていただきたい、この表の基本出展もとは、国勢調査ではありませんが、本日に市民のために職員が自ら資料を委託者に頼らず確認していますか</p>	<p>ご指摘の図につきまして、グラフの数値は最新のもの（令和7年3月）となっているものの、グラフの横軸の表記範囲が長浜市人口ビジョンと一致しておりませんでした。</p> <p>ご指摘の通り修正いたします。ご指摘いただきありがとうございます。</p>

ページ	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
P2-9	<p>水辺ゾーン 「本市固有の美しい琵琶湖景観を形作るシンボルとして、観光資源でもある竹生島を含む琵琶湖岸や県湖、姉川、高時川等の良好な水辺の維持・保全・活用に努めます。」との記載がありますが、20haにおよぶ早崎ビオトープを県とともにどう保全し活用につなげるのかなぜ記載しないのですか さらに、西浅井重要文化的景観「菅浦の湖岸集落景観」夕日百選の豊公園なども具体的に活用するのか記載すべきではないかと思えますがどうでしょうか</p>	<p>早崎ビオトープの整備につきましては早崎内湖再生事業の一環で実施するものと県担当課から伺っておりますので、ご意見を踏まえ、下記の通り修正いたします。 本市固有の美しい琵琶湖景観を形作るシンボルとして、観光資源でもある竹生島を含む琵琶湖岸や余呉湖、姉川、高時川、再生を進めている早崎内湖等の良好な水辺の維持・保全・活用に努めます。 また、菅浦の湖岸集落景観に係る方針は3-37項に、豊公園に係る方針は3-5項に記載しております。</p>
P2-11	<p>④若い世代が高齢者を見守り、高齢者が子どもたちを見守り、地域で子育て世帯や移住者、外国人技能実習生を支えるなど、世代間の交流や市外から移り住んできた人との交流が活発になっていくことで、市民一人ひとりが安心して暮らせる環境を形成していくことを目指し、地域内、地域間、都市間の移動を支える公共交通ネットワークの維持 公共交通ネットワークを構築する方針を記載する必要はありませんか</p>	<p>ご意見を踏まえ、2-17項を下記の通り修正いたします。 また、都市拠点同士をつなぎ、集約型多核都市構造の要となるバス交通をはじめとする公共交通や都市内幹線道路等の機能維持に努めるものとし、なお、公共交通については、「長浜市公共交通計画」に基づき、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成や利用しやすい地域公共交通環境の整備等を図ります。</p>
P3-3	<p>都市計画公園の課題として ○市街地では、防災やレクリエーション、景観形成といった多面的な役割に応じた都市公園が求められています。 との記載がありますが、市はこれまで、金谷公園や黒壁ポケットパーク、大通寺公園、あけぼの公園の整備をされており、これらの公園は、多面的な役割を果たしていると思えますがまだ求められている役割があるのかその点を詳しく記載いただけませんか</p>	<p>ご指摘の通り都市公園はすでに多面的な役割を担っておりますが、防災等は時代の変化に応じて求められる機能が変化するものと考えております。そのため、ご意見を踏まえ、下記の通り修正いたします。 市街地では、防災やレクリエーション、景観形成といった、時代の変化に応じた多面的な役割を持つ都市公園が求められています。</p>
P3-10	<p>(2) 交通施設・道路の整備方針①公共交通（鉄道およびバス等） ・JR 田村駅の利便性や快適性を向上させるため、駅周辺の計画的な市街地形成にあわせて駅施設の改築を視野に入れた検討を行います。 ・JR 田村駅の乗降客数の増加に向けた取組とダイヤの復便など利便性向上を促進します。 ・鉄道、コミュニティバス、乗合タクシーのネットワークを確保しつつ、持続可能な運行サービスを検討します。 との記載がありますが、滋賀県が令和4年の基礎調査から開始され、令和7年に都市計画の定期見直し（彦根長浜都市計画の第7回定期見直し）に対し、田村駅周辺整備計画を市民の示しながら実現せずさらにこの立地計画でもその具体的な解決方法も示さず「検討」これで街づくりが可能なのか、さらに、田村周辺の様々な環境整備も実施せず、湖北唯一の短大を守る方針や政策も記載せずこの計画で本当にこの整備方針だけで良いのでしょうか疑問ですがどうでしょうか。</p>	<p>No. 3のご意見も踏まえ、下記の通り修正します。 JR 田村駅の利便性や快適性を向上させるため、駅周辺の計画的な市街地形成にあわせて駅施設の改築を視野に入れた再検討を行います。</p>
P3-10	<p>②道路および駐車場 ・北陸自動車道・神田パーキングエリアにスマートインターチェンジを整備します。 ・（仮称）神田スマートインターチェンジへのアクセス道路を整備します。との記載がありますが具体的にどの道路整備が必要なのかさらに将来市の構想計画実現のためには、各排水処理施設の強化も必要なのではありませんかこの点を教えてください。</p>	<p>（仮称）神田スマートインターチェンジから国道8号までをつなぐ道路整備を指します。 市道布勢加田線（スマートインター下り：国道8号）及び市道小一条今村橋線（スマートインター上り：布勢町地先：市道布勢加田線）をスマートインターへのアクセス道路として整備する計画です。ご意見を踏まえ、3-11項の当該矢印の位置を修正いたします。</p>
P4-23	<p>4防災リスクの分析と課題 ①「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に示される、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水戒区域として知事が指定する区域の問題や河川が氾濫した場合に浸水する区域と水深を示した図が洪水浸水想定区域図について課題が記載されていないのですか</p>	<p>本市の立地適正化計画においては、高頻度で発生する恐れがある災害ハザードに対して防災指針を策定することを前提として、4-22項に記載の通り浸水深0.5m以上（10年確率）の災害ハザードを対象として防災指針の評価を行っていることから、ご指摘の事項については記載しておりません。 ご意見を踏まえ、4-22項を下記の通り修正します。 一方、高頻度で発生する恐れのある水害（10年確率）に対しては0.5m未満の浸水区域が含まれ、一部には0.5m以上浸水するエリアが含まれています。このことを踏まえ、高頻度で発生する恐れのある水害（10年確率）を対象とする災害に設定しました。</p>

ページ	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
	<p>③ 統合型地理情報システムの運用 「市民と協働でまちづくりを進めていくためには、まず自分たちがどのような地域にくらしているのという「①市民理解の促進」と、手に入れようとしたときにどれだけ容易に情報を手に入れられるかという「②利便性の向上」が重要となります。 このため、正確な地図や都市計画情報を容易に把握できる地理情報システムを適正に運用するとともに、市民が必要とする情報を提供できるよう公開情報の充実に努めます」 との記載がありますが、どのように情報をどのような効果的な方法でいま以上に公開されるのか公開方法を図示いただくと効果的かと思えますがいかがでしょうか。</p>	<p>市民の皆様から多く寄せられるお問い合わせやご要望に対応するため、現在公開中の長浜市地図情報サービス「ながはまっぴ」において、情報提供可能な範囲で新たなコンテンツを順次追加し、どこからでも必要な情報を取得できる環境づくりを、関係する所管課と連携しながら引き続き進めていきたいと考えております。 ご意見を踏まえまして、「ながはまっぴ」のURL及びQRコードを追記するとともに、今後追加されたコンテンツは「ながはまっぴ」内のお知らせで周知させていただきます。</p> <p>地図情報サービス「ながはまっぴ」URL： https://www.sonicweb-asp.jp/nagahama2</p>
	<p>■余呉は、これまで小さな拠点整備を計画され頑張ってこられました。したがって「小さな拠点」を形成（地域再生法に基づく地域再生計画の認定を目指し）「地域再生土地利用計画」を作成し、集落生活圏の生活を維持するための土地利用等に関する事項を詳細かつ即地的に定めるとともに国の丹生ダム中止に居住地を失いその後も充分な国や県の支援を受けることもできない中にあり、北陸新幹線敦賀駅や敦賀港にも近接する適地である余呉を拠点とする地域進行推進のために本書に連携強化を図りことをしっかりと記述いただくことを提案致します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、3-37項を下記の通り修正いたします。 山間部における生活を支えるために、JR北陸新幹線の金沢-敦賀駅間の開業による広域交通の利便性の向上などによる市外との広域連携の強化と、既存の公共施設等を中心とした小さな拠点の形成を検討します。</p>
	<p>■基本的に本計画にかかる各データ資料が委託しているのに少なくとも結果評価指標がゆるく成果がPDCAにつながらない。</p>	<p>本計画にかかる各データは計画別冊「資料編」にまとめて掲載いたします。 なお、資料編については、本計画とともに市ホームページに掲載することとします。</p>